平成25年3月南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名
○職務のため出席した者の職氏名
○開会宣告
○議事日程説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○開議宣告······
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○諸般の報告
○町長の施政方針並びに予算編成方針及び行政報告
○一般質問
加 畑 毅 君
宮 田 和 彦 君
横 嶋 隆 二 君
清 水 清 一 君
○散会宣告······
○署名議員

平成25年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年3月1日(金)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長の施政方針並びに予算編成方針と行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 加 畑 毅 君 2番 宮 田 和 彦 君

3番 吉川映治君 4番 谷 正君

5番 長 田 美喜彦 君 6番 稲 葉 勝 男 君

7番 清水清一君 8番 梅本和熙君

9番 齋藤 要君 10番 渡邉嘉郎君

11番 横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長鈴木 史鶴哉 君 副 町長 渥美幸博君教育長 小澤義一君 総務課長 松本恒明君

防災室長 橋本元治君 企画調整課長 谷 半時君

建 設 係 長 飯 田 満寿雄 君 産業観光課長 大 野 寛 君

 町 民 課 長
 山 本 信 三 君
 健康福祉課長
 大 年 清 一 君

 教委事務局長
 勝 田 英 夫 君
 上下水道課長
 飯 泉 孝 雄 君

 会計管理者
 藤 原 富 雄 君
 総 務 係 長
 平 山 貴 広 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山田昌平 主 幹 大年美文

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

〇議長(梅本和熙君) 定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成25年3月南伊豆町議会定例会を開会します。

なお、建設課は、本定例会については建設係長が説明員として出席しておりますことを報告いたします。

◎議事日程説明

○議長(梅本和煕君) 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

.....

◎開議宣告

○議長(梅本和熙君) これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(梅本和熙君) 日程第1、会議録署名議員を指名を行います。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1番議員 加畑 毅君

2番議員 宮田和彦君

◎会期の決定

○議長(梅本和煕君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会は、本日から3月18日までの18日間としたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日3月1日から3月18日までの18日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(梅本和熙君) 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりである各行事に参加 したので、報告をいたします。

◎町長の施政方針並びに予算編成方針と行政報告

○議長(梅本和熙君) 日程第4、町長より施政方針、予算編成方針並びに行政報告の申し出 がありましたので、これを許可いたします。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) おはようございます。

本日より3月定例議会、よろしくお願いを申し上げます。

平成25年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、施政方針及び予算編成方針についてご 説明を申し上げます。

施政方針。

現在、我が国を取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少の進行及び産業構造の変化並びに 地球規模での環境問題、高度情報化の進展及び経済等のグローバル化など、地球的な規模で 不安定要素を包含しつつ、急激な変化を遂げています。 このような中、昨年12月26日に成立した第2次安倍内閣においては、大胆な金融政策、機動的な財政政策及び民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」で、円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得拡大を目指すとされており、円安や日経平均株価の上昇など、その兆しが見えつつありますが、自治体経営は以前にも増して難しい時代に入り、一層の自助努力や新たな行政システムの構築が必要となっております。

本町の歴史を顧みますと、昭和30年7月の旧村合併で誕生以来、半世紀以上が経過しましたが、幾多の風水害、地震等の苦難も、先人のたゆまぬ努力と英知により乗り越え、今日の南伊豆町が形成されているものと認識しております。

この間、本町も少子化に伴う人口減少と高齢化社会へと変化し、インターネット等を媒介とした高度情報化などが急速に進展し、これらに伴い住民ニーズも複雑高度化し、加えて平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、災害に対する価値観を一変させたと言われるほど我々の記憶に鮮明に焼きついており、急速な防災・減災対策が求められております。

このような行政課題に対応するために、絶えず情報収集のアンテナを高く保ち、住民ニーズの把握に努めるなど、開かれた町政の推進はもちろんのこと、住民の負託に応える職員の 資質向上や気概の醸成にも努めてまいりました。

また、町政の基盤をなす財源確保につきましては、本町は依存財源比率が高く、国等の動向に左右されやすい状況にありますが、いかなる事態にも対応できるよう、財政調整基金等の充実により、足腰の強いまちづくりを進め、住民の安全・安心を担保する町政運営に努めることが肝要であると考えております。

このような考えのもとで業務に取り組んだ結果、長年の課題でありました公共施設の耐震化や共立湊病院の移転、さらには岩崎産業株式会社との訴訟問題など、議会や町民の皆様のご理解とご協力により区切りがつきつつありますが、行政課題は山積し、より複雑高度化しております。

このような中、私は、町政運営の信条であります「入るをはかりて、出ずるをなす」の故事どおり、堅実な財政運営により、引き続き、安全・安心のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

本町におきましては、平成22年3月に策定しました第5次南伊豆町総合計画に基づき、町の将来像であります「次世代につなぐ 光と水と緑に輝く南伊豆町~ひとにやさしく 自然にやさしく 未来につなぐまちづくり」を推進していくため、職員一丸となって取り組んでいるところであります。

特に、平成25年度は、東日本大震災の教訓や静岡県の第4次地震被害想定等と整合性を図りながら地域防災計画を見直し、町民の皆様の生命と生活を守る防災・減災対策を最優先とするとともに、経済対策及び鳥獣害対策を重点施策として、安全・安心のまちづくりに邁進する考えであります。

また、この重点施策以外にも課題が山積しておりますが、引き続き、健康・福祉、社会資本の整備及び長寿命化などに取り組み、町の活性化に努めてまいる考えでありますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、予算編成方針についてご説明申し上げます。

昨年12月26日に成立した第2次安倍内閣におきましては、本年に入り日本経済再生に向けた緊急経済対策や平成24年度補正予算案、政権交代によりおくれていた平成25年度予算編成の基本方針及び平成25年度政府予算案を閣議決定したところです。

大胆な金融政策、機動的な財政政策及び民間投資を喚起する成長戦略で、円高・デフレ不 況から脱却し、雇用や所得拡大を目指すとの方針のもとで編成された、東日本大震災復興特 別会計4兆円余を除く国の平成25年度一般会計予算案の規模は、92兆6,116億円で、平成24 年度補正予算案は13兆1,000億円と合わせた15カ月予算規模は、100兆円を超えることとなり ました。

また、静岡県の平成25年度予算案においては、富国有徳の理想郷の総仕上げを掲げ、総合計画の基本計画推進を重点化したと発表しております。

同予算案は、地震・津波対策、雇用・経済対策の機動的な実施、少子化対策の充実など6分野について、重点的に施策・事業を展開することとし、投資的経費が1,780億円、3.8%増で、2年連続増となるなど、平成25年度一般会計の予算規模は1兆1,391億円で、前年度当初比0.8%の増となっております。

このような情勢下、本町の財政状況は、主要産業である観光業等の不振が続き、税収の大幅な伸びが期待できません。

加えて、歳入の7割近くを依存財源で占める本町は、補助金などの制度改正等の影響を受けやすい体質となっております。

来年度は、防災・減災対策を初め、経済対策及び鳥獣害対策を重点施策とするとともに、 引き続き、健康・福祉、社会資本の整備及び長寿命化、さらに岩崎産業株式会社との訴訟問題を解決し、石廊崎再生元年とすることなど、山積する課題にも取り組んでまいりますが、 本町の財政状況は、依然として厳しいことに変わりありません。 このため、事業量や町債発行及び償還の平準化を図りつつも、これまで以上に、国・県の 動向に十分留意し、情報収集に努めるとともに、将来を見据えた財政運営が求められます。

歳入では、町税が微増するほか、一部の交付金の減少が予想されますが、地方交付税の総額は、前年度同額を確保できるものと見込んでおります。

しかし、繰出金や財源不足を補うため、財政調整基金から3億8,580万円の繰り入れを行うとともに、町債の総額は4億200万円に上っております。

このような中で、自主財源である町税の確保は最重要課題であり、各種料金等も含めて、 職員が一丸となり、より一層の徴収強化に努めてまいる考えであります。

一方、歳出では、年々増加の一途をたどる社会保障費や歳出に占める割合が高い公債費並びに人件費等の義務的経費削減は、極端な減少が見込めないため、継続的な人材育成を推進し、一層の効率的な行政運営に努めながら、住民サービスの維持向上を目指すことが重要な課題となっております。

平成25年度の予算編成に当たりましては、第5次南伊豆町総合計画の基本理念及び町の将来像を具現化すべく、1、安心・元気・温かさがあふれるまちづくり、2、優美な自然を生かした観光と交流のまちづくり、3、地域・自然の恩恵を生かしたまちづくり、4、地域を担う人づくりと町の歴史・文化を継承するまちづくり、5、人、町、自然が共生する快適でぬくもりのあるまちづくりの5つの基本目標と「自らが創り、守る南伊豆町の未来」の共通目標、以上、全6項目の重点目標を掲げて予算編成を行いました。

平成25年度の一般会計、11特別会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度対比10.8%増の82億3,919万4,000円となりました。

なお、各会計別の予算総額、前年度比較は、次のとおりであります。

8ページで会計別の当初予算総額の一覧がございます。

一般会計が平成25年度当初予算、46億2,500万円、前年比で12.8%の増となっております。 そして、各特別会計、水道事業会計等、合計で82億3,918万4,000円の当初予算であります。 前年比が10.8%の増となっております。

9ページは、各一般会計の款別の予算明細であります。ごらんいただきたいと思います。 次に、各会計別予算の概要についてご説明を申し上げます。

一般会計予算。

一般会計予算についてでありますが、財源確保は、財政運営の基盤をなすものであり、継 続的かつ安定した住民サービスを行っていくために、必要不可欠なものであります。 国は、2月の月例経済報告において、景気の基調判断を、景気は一部に弱さが残るものの、 下げどまっていると判断し、2カ月連続で上方修正しました。

しかし、本町及び周辺自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、景気回復基調は見えて こない状況の中で、平成25年度は財源不足を補うために、昨年度に引き続き、財政調整基金 からの繰入金を用いて予算編成を行ったところであります。

まず、歳出予算の概要について申し上げます。

第1款議会費につきましては、協議会の運営活動に要する経費として、前年度対比45万7, 000円増額の6,676万6,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費及び各種選挙費等で、前年度対比3億1,567万4,000円増額の9億871万5,000円を計上いたしました。

その主なものは、18団体への各種補助金5,000万円、旧南上保育所等の町有施設解体工事費2,150万円、基幹業務電算事務経費3,562万円、情報系業務電算事務経費1,184万2,000円、路線バス維持事業補助金6,565万3,000円、コミュニティ施設整備補助金1,200万円、土地開発基金繰出金2億2,500万円、賀茂地区航空写真共同撮影業務委託料2,700万円などであります。

第3款民生費につきましては、前年度対比4,585万5,000円増額の11億3,084万円を計上いたしました。

その主なものは、国民健康保険特別会計繰出金6,668万3,000円、保険基盤安定繰出金5,77 9万3,000円、重度障害者(児)医療扶助費2,280万円、自立支援介護給付費1億4,400万円、障害者(児)地域生活支援事業2,823万6,000円、後期高齢者医療費1億3,999万9,000円、老人福祉施設事業3,160万8,000円、認定こども園の太陽光発電設備設置工事設計業務委託料等を含む児童福祉施設費2億1,919万2,000円、児童手当事務1億2,287万8,000円、子育て支援事業2,430万8,000円、放課後児童クラブ運営委託料577万9,000円、介護保険特別会計繰出金1億3,670万3,000円などであります。

第4款衛生費につきましては、前年度対比1,721万8,000円減額の5億4,835万3,000円を計上いたしました。

その主なものは、第2次小児救急医療運営費負担金511万4,000円、各種ワクチン医療材料費・予防接種委託料等の感染症予防事務1,216万9,000円、不妊治療助成金等の母子衛生事業7,340万円、老人保健ヘルス事業2,633万7,000円、下田メディカルセンター負担金及び出資金6,534万9,000円、浄化槽設置整備事業費補助金592万2,000円、住宅用太陽光発電システム

設置費補助金200万円、ごみ収集事務6,761万7,000円、焼却施設維持事業1億1,081万5,000円、最終処分場事業2,916万5,000円、南豆衛生プラント組合負担金6,631万5,000円、水道事業会計繰出金5,057万9,000円、簡易水道補助金150万円などであります。

第5款農林水産業費につきましては、前年度対比1,544万円減額の1億4,076万8,000円を 計上いたしました。

その主なものは、遊休農地美化業務委託525万円、農業振興地域整備計画策定委託料406万5,000円、成年就農給付金600万円、有害鳥獣対策事業700万2,000円、南上プール塗装工事500万円、林道青野八木山線用地測量業務委託料260万円、森林整備地域活動支援推進事業補助金1,128万2,000円、松くい虫防除事業790万9,000円、稚貝稚魚放流事業補助金100万円、漁業集落排水事業特別会計繰出金2,930万4,000円、入間漁業集落排水事業393万7,000円などであります。

第6款商工費につきましては、前年度対比5,833万5,000円増額の1億7,888万円を計上いたしました。

その主なものは、小口資金等の利子補給424万5,000円、ブランド特産品開発事業費補助金200万円、宣伝委託料2,286万7,000円、湯の花観光交流館指定管理委託料557万円、湊地区観光施設整備工事2,013万2,000円、中木地区観光施設整備工事1,700万円、道の駅温泉やぐら撤去工事120万円、道の駅電気自動車充電施設整備工事800万円、道の駅用防災倉庫及び備品購入715万8,000円、公共交通機関等利活用観光活性化事業補助金500万円、町営温泉施設指定管理委託料400万円などであります。

第7款土木費につきましては、前年度対比4,168万3,000円減額の3億3,563万2,000円を計上いたしました。

その主なものは、住宅リフォーム振興事業補助金400万円、ブロック塀耐震改修促進事業費補助金105万円、道路維持費2,592万4,000円、道路新設改良費8,797万7,000円、橋梁維持費450万円、橋梁改良費190万円、河川維持費462万2,000円、港湾管理費728万2,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1億3,150万7,000円、町営住宅管理費1,022万4,000円などであります。

第8款消防費につきましては、前年度対比1億3,589万6,000円増額の4億5,289万4,000円 を計上いたしました。

その主なものは、常備消防費 1 億8,422万1,000円、非常備消防費3,148万1,000円、可搬ポンプ付積載車購入等の消防施設管理事務3,511万4,000円、防災フェアー等の災害対策事務64

5万1,000円、防災施設管理事務722万7,000円、津波避難タワー建設工事や津波避難ビル機能 整備等事業費補助金等の大規模地震対策事業1億8,757万5,000円などであります。

第9款教育費につきましては、前年度対比5,869万3,000円増額の3億5,884万円を計上いたしました。

その主なものは、学校統合審議会委員報酬や太陽光発電設備適合調査委託料等を含む事務局費5,173万8,000円、英語教育事業336万円、小学校管理事務で緊急地震速報受信システム設置工事168万円及び小学校黒板改修工事196万1,000円、小学校教育振興事務で電算機器賃借料478万4,000円、中学校管理事務で緊急地震速報システム設置工事84万円及び南伊豆中学校グラウンド改修工事4,000万円、中学校教育振興事務で後付電子黒板等の機器備品202万6,000円、部活動等生徒派遣費補助金340万円、準要保護就学援助費等の扶助費276万5,000円、文化財管理事務1,080万8,000円、図書館費1,780万3,000円などであります。

第10款災害復旧費につきましては、前年度比320万1,000円増額の2,070万円を計上いたしました。

その主なものは、公共土木施設災害復旧費1,588万3,000円などであります。

第11款公債費は、前年度対比3,266万6,000円減額の4億7,261万2,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

自主財源は、16億2,969万1,000円で、前年度対比3億3,373万3,000円の増額で、構成比は35.2%となりました。

本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、平成24年度調定額等を勘案して、1,978万2,000円増額の9億207万6,000円を計上いたしました。

その他自主財源の主なものは、分担金及び負担金7,595万円、使用料及び手数料4,329万3,000円、土地開発資金繰出金等に対応するための財政調整基金等からの繰入金として3億8,756万3,000円、繰越金1億7,000万円、諸収入4,721万7,000円であります。

一方、依存財源につきましては、29億9,530万9,000円で、前年度対比1億9,126万7,000円の増額で、構成比は64.8%となりました。

本町の歳入で最大のウエートを占める地方交付税につきましては、国において、政権交代により新年度予算案の編成がおくれたことなどから、交付額が見込めないなどの懸念がありましたが、ほぼ昨年度並みの総額17兆1,000億円を確保したことから、平成24年度と同額の1

8億4,000万円を計上し、構成比は39.8%となりました。

このほかに、地方譲与税は平成24年度と同額の6,400万円、地方消費税交付金は100万円減額の8,800万円、自動車取得税交付金は同額の2,200万円、国庫支出金は4,285万9,000円増額の2億5,240万円、県支出金は7,480万8,000円増額の3億970万9,000円を計上いたしました。

また、町債では、地方財政計画通常収支不足に対する臨時財政対策債1億9,000万円、単独道路改良事業等の土木債4,070万円、緊急防災・減災事業等の消防債1億2,710万円など、前年度対比8,270万円増額、構成比8.7%の4億200万円を計上いたしました。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計予算につきましては、最近における医療費の動向に対応する予算を 国の予算編成通知に基づき編成し、歳入歳出予算総額は、前年度対比1億677万9,000円の増 額で、それぞれ15億7,412万円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費10億7,620万9,000円、後期高齢者支援金等1億9,155万8,0 00円、介護納付金9,527万2,000円、共同事業拠出金1億9,051万1,000円及び保健事業費1,25 8万3,000円であります。

歳入の主なものは、国保会計の主要財源であります国民健康保険税が3億1,124万6,000円、 国庫支出金3億4,902万7,000円、退職者医療に対する療養給付費交付金1億3,749万2,000円、 前期高齢者交付金3億3,949万1,000円、県支出金8,387万円、共同事業交付金1億9,800万円 及び繰入金1億2,447万7,000円であります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険特別会計予算につきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする第5期介護保険事業計画に基づき、介護サービス量を見込み、地域包括支援センターが行う介護予防事業等の状況を踏まえて予算を編成いたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比2,388万6,000円の増額で、歳入歳出それぞれ9億7,942 万4,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、要介護・要支援認定者が利用する各種サービス等の保険給付費 9 億3, 551万7,000円、地域包括支援センターが行う地域支援事業費3,124万2,000円であります。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料1億6,750万7,000円、国庫支出金2億4,588万1,000円、支払基金交付金2億7,376万5,000円、県支出金1億4,367万3,000円、繰入金1億4,670万2,000円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、保険料の徴収事務並びに広域連合への保険料納付事務に係る予算を編成し、前年度対比540万円の減額で、歳入歳出それぞれ1億912万6,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、広域連合納付金のうち、保険料負担金が1億150万1,000円、事務費負担金が511万9,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6,939万9,000円、繰入金3,941万円であります。 次に、南上財産区特別会計について申し上げます。

南上財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ78万9,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費78万9,000円で、財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産運用収入48万4,000円、繰越金30万4,000円が主なものであります。

次に、南崎財産区特別会計について申し上げます。

南崎財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ45万7,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費45万7,000円で、財産区管理運営事務費であります。 歳入につきましては、繰越金11万7,000円及び財産運用収入34万円であります。

三坂財産区特別会計。

三坂財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ906万6,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費906万6,000円で、主なものは、財政調整基金積立金717 万6,000円、地方自治法に規定する不均一課税を行わない見返りとして、三坂地区の公共事 業等に対応するための一般会計繰出金173万2,000円などであります。

歳入につきましては、財産運用収入896万4,000円、繰越金10万円が主なものであります。 次に、土地取得特別会計について申し上げます。

土地取得特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,500万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、石廊崎地内の岩崎産業株式会社所有地取得のための公共用地取得費 2 億2,500万円であります。

歳入の主なものは、土地開発基金からの基金繰入金2億2,500万円であります。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

公共下水道事業特別会計予算につきましては、供用開始から13年目を迎えますが、本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比で5,989万4,000円の減額で、歳入歳出それぞれ3億1,149万4,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、下賀茂処理分区管渠実施設計3,000万円、下賀茂処理分区管渠工事9,000万円、上水道等移設補償費1,100万円、下水道管渠維持管理事業1,872万6,000円、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設管理事業2,287万7,000円及び公債費1億95万5,000円であります。

歳入の主なものは、受益者負担金917万円、下水道使用料3,900万1,000円、国庫支出金6,0 00万円、一般会計繰入金1億3,150万7,000円及び下水道債5,680万円であります。

次に、子浦漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

子浦漁業集落排水事業特別会計につきましては、平成8年4月の供用開始から18年目を迎えますが、歳入歳出予算総額が、前年度対比685万9,000円の増額で、歳入歳出それぞれ2,032万6,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料456万円、機能保全計画策定業務委託料700万円、町債元金 償還金529万3,000円及び利子償還金288万8,000円であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金1,056万7,000円、使用料収入456万円、国庫補助金350 万円及び県補助金140万円であります。

次に、中木漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

中木漁業集落排水事業特別会計予算につきましては、平成14年4月の供用開始から12年目を迎えますが、歳入歳出予算総額が、前年度対比390万9,000円の減額で、歳入歳出それぞれ983万3,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料489万円、町債元金償還金347万円及び利子償還金92万6,00 0円であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金464万7,000円及び使用料収入489万円であります。 次に、妻良漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

妻良漁業集落排水事業特別会計予算につきましては、平成21年4月の供用開始から5年目を迎えますが、歳入歳出予算の総額が、前年度対比84万3,000円の増額で、歳入歳出それぞれ1,862万円8,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料421万1,000円、町債元金償還金1,097万3,000円及び利子償

還金286万9,000円であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金1,409万円及び使用料収入421万円であります。 次に、水道事業会計について申し上げます。

水道事業会計につきましては、業務の予定量を総配水量182万立米、給水戸数5,283戸、建設改良事業1億3,497万3,000円、受託工事540万円を見込み、予算を編成いたしました。

収益的収支予算は、事業収入額が前年度対比8.0%増の2億8,294万2,000円を計上いたしました。このうち、給水収益は、料金改定により前年度比3.1%増の2億3,059万2,000円を 見込み、他会計補助金を4,660万3,000円計上いたしました。

事業費用は、減価償却費及び企業債支払利息以外の支出で、上水道設備点検委託料や地方公営企業会計基準の見直しによる固定資産財源調査等委託料が増となりましたが、その他の支出の抑制などにより、前年度比2.6%増の2億7,899万5,000円を計上いたしました。

このことから、本年度の予定損益は40万6,000円の純利益を計上できる見込みであります。 また、資本的収支予算は、前年度対比8.4%減の1億8,899万1,000円を計上いたしました。 支出の主なものは、国県補助事業による簡易水道等施設整備事業、町単独事業の天神原専 用水道施設整備事業、下水道事業に伴う配水管布設替工事及び企業債償還金であります。

これに対する収入予算額は、8,792万6,000円で、収入の主なものは、簡易水道等施設整備事業国県補助金2,250万円、企業債3,140万円、建設改良工事負担金2,705万円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億106万5,000円は、損益勘定留 保資金として当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填する予定であります。

今後も、事業経営に当たりましては、地方公営企業である水道事業は独立採算が基本原則でありますので、きわめて厳しい経営環境にあることを認識し、より一層経済性を追求して経営の合理化と安定給水に努めてまいる考えであります。

以上で、平成25年度における施政方針及び予算編成方針の説明を終了いたします。 次に、行政報告について申し上げます。

平成25年度南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、次の6項目について行政報告を申し上げます。

1、岩崎産業株式会社との訴状上の和解について。

平成19年3月から岩崎産業株式会社と町との間で争ってまいりましたジャングルパーク跡 地等に係る損害賠償等請求事件について、平成25年1月11に東京高等裁判所から、土地の売 買、測量、道路整備等の取り扱いを定めた和解条項(案)が示され、同年1月17日開催の南 伊豆町議会臨時会において、この和解条項(案)が議決されました。

これにより、これまでの長きにわたる紛争が全面的に解決するとともに、自然環境の保全、 観光資源の確保、道路の確保が図られ、伊豆半島の観光拠点である石廊崎の再生に向けた取 り組みが可能になります。

また、2月1日には、石廊崎コミュニティセンターにおいて、石廊崎ジャングルパーク訴訟に関する報告会を開催し、出席された地元の方々に対して、訴訟の経緯や和解条項(案)の内容について報告いたしました。

出席者からは、訴訟に関するさまざまな質疑のほか、当該地区の活用方法や課題など、貴重な意見や要望をいただきました。

町では、今後、必要な手続を経て、土地の売買が成立した後に、町民の皆様や有識者等の 意見などを伺いながら事業計画を検討してまいります。

- 2、防災計画について。
- (1) 第4次地震被害想定の策定に向けて。

静岡県第4次地震被害想定策定会議では、本年6月を目途に第4次地震被害想定の取りまとめを進めておりますが、2月13日に、同策定会議において中間報告がなされました。

この報告によりますと、本町の場合、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害が予想されるレベル1では、伊浜海岸で7メートルという津波高が示されたほか、発生頻度はきわめて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2では、震度6強、妻良富戸ノ浜で26メートルという津波高が示されました。

このため、本町では、第4次地震被害想定の確定を待って、地域防災計画の全面的な見直 しに取り組むとともに、平成26年度に、孤立が予想される伊豆半島南部を中心として行われ る広域的かつ実践的な総合防災訓練に向けて、県、周辺市町及び関係機関と協議を進めてま いります。

(2) 湊地区津波避難タワー。

昨年12月3日から着手しております湊地区津波避難タワー建設工事設計業務は、ボーリング調査を経て、3月5日をもって業務が完了いたします。

タワー本体の構造及び形状につきましては、湊地区の協議に基づくもので、建設予定費は、 所有地の湊区共有地管理会から無償で借り受けることになっております。

なお、3月中旬を目途に、タワー建設事業の地元説明会を開催し、平成25年7月中旬の完成を目指してまいります。

(3)消防団協力事業所表示制度。

町では地域の消防防災力の強化を目的に、消防団に積極的に協力している町内の事業所等 に消防団協力事業所表示証を交付することとしております。

このような中で、昨年12月には3事業所に、また、1月には2事業所に表示証を交付し、 町広報誌を通じて事業所名を公表いたしました。

これら認定を受けた事業所は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する各事業年度の法人事業税及び平成24年、平成25年の所得に対して課税される平成25年度、平成26年度の個人事業税について、10万円を限度に控除を受けることができます。

今後も、消防活動を支援する事業所等の推奨に努めるとともに、地域消防防災力の強化推 進を図ってまいります。

- 3、経済対策について。
- (1) 各種融資に対する利子補給。

長引く景気低迷に対する地域経済対策として、中小企業事業資金融資制度に係る小口資金 利子補給、短期経営改善資金利子補給を実施しているところであります。

本年度上期は、小口資金が64件の借り入れに対して131万円余の利子補給、短期経営改善資金が1件の借り入れに対して1万円余の利子補給となっており、下期は、小口資金が64件の借り入れに対して116万円余の利子補給、短期経営改善資金が2件の借り入れに対し、2万円余の利子補給を行う見込みであります。

また、東日本大震災に係る緊急経済対策として、静岡県が平成23年度に限り新設した中小企業災害対策貸付資金制度に係る利子補給制度につきましても、県事業に上乗せの利子補給を行っているところであります。

中小企業災害対策資金に係る利子補給は、12件、1億3,200万円の借り入れに対して、上期が99万円余、下期が93万円余の見込みで、また、経済変動対策資金に係る利子補給は、12件、1億6,540万円の借り入れに対して、上期が94万円余、下期が87万円余の見込みとなっております。

(2) 南伊豆プレミアム商品券等の使用実績中間報告。

商工会が、町の助成を受け、昨年11月5日から3月10日まで、町内参画事業所144店舗で利用できる15%の割り増し付プレミアム商品券5,000万円分を販売いたしましたが、2月20日現在までの利用実績は、5,415万7,500円で、94.19%の利用率となっております。

内訳は、大型店舗での利用が51.4%、地元商店での利用が48.6%でした。事業完了実績の

数値ではありませんが、地域購買の促進が図られ、町内商業の活性化に寄与している状況が 見てとれます。

また、商工会が新規事業として、昨年5月から着手しておりますインターネットショッピングモールにつきましては、現在、民宿8店舗、製造・卸小売業11店舗、サービス業6店舗、施設農業等4店舗、建設・建築業等5店舗、合計34店舗が出店するなど、販路拡大に向けた取り組みが行われているところであります。

4、イベント開催状況等について。

(1) ジオパークビジターセンターの充実。

昨年7月14日開設のあいあい岬売店を活用した伊豆半島で初めてとなる南伊豆ジオパーク ビジターセンターにつきましては、ジオパークの普及啓発の拠点としてだけではなく、奥石 廊崎の新たな観光スポットとして、多くの観光客に訪れていただいております。

また、1月10日には、京都清水寺貫主の森清範氏の揮毫による川勝静岡県知事の詩の除幕式をとり行いました。この詩は、昨年10月に移動知事室で愛逢岬を訪れた川勝知事が、奥石廊崎の景色に感嘆し詠まれたもので、ビジターセンターの新たな目玉となっております。

さらに、敷地内のトイレにつきまして、2月上旬に改修工事が終了したところであり、今後とも、引き続き施設整備を含め、ビジターセンターの充実に努めてまいります。

(2) 第20回青野川桜マラソン大会。

第20回青野川桜マラソン大会を、2月3日に晴天のもと、青野川ふるさと公園をメーン会場として開催いたしました。

今回は、20回という節目の記念大会となりましたので、各コース部門ごと入賞者を拡大するとともに、お楽しみ抽選会などを実施いたしました。

最終的な参加者は、390人となりましたが、最近の傾向としては、健康志向と観光を兼ね、 関東方面や東海道沿線からも申し込みがあり、青野川桜マラソンの人気が町外に着実に広まっております。

特に、本大会は、家族と走るファミリーコースが人気の一つで、楽しそうに親子で一緒に 走るほほ笑ましい光景が随所で見受けられました。

閉会式では、各コース上位入賞者58人の表彰を行い、参加者全員に記録証を交付いたしま した。

今後とも、誰もが楽しく参加できる生涯スポーツの一環として、青野川桜マラソン大会を 育ててまいりたいと考えております。

(3) 第15回みなみの桜と菜の花まつり。

第15回みなみの桜と菜の花まつりが、2月5日から3月10日までの間、道の駅下賀茂温泉 湯の花をメーン会場に開催されております。

また、祭り開催に先立ち、1月25日に観光協会長を初めとする観光関係者で、JR東日本の東京・横浜の両支社を訪問し、電車内へのポスターの掲出、誘客宣伝への取り組み等の協力を依頼してきたところであります。

さらに、今回新しい試みとして、静岡県の協力のもと、1月1日から31日までの1カ月間、 台湾鉄道を利用した桜まつりラッピング電車を台北市内で運行いたしました。この運行によ り、広く台湾の皆様にも、みなみの桜と菜の花まつりの誘客宣伝ができたものと考えており ます。

こうした中、インバウンド事業の一環として、3月5日に台湾の旅行エージェントを招聘 し、みなみの桜と菜の花まつりを見学していただくとともに、当町の魅力ある旅行商品を提 案し、誘客宣伝を行うこととしております。

(4) 第2回南伊豆・夜桜ナイトラン。

2月16日、町営温泉銀の湯会館をスタート・ゴールに、青野川河川敷道路において、第2 回南伊豆・夜桜ナイトランが開催されました。

当日は、関東圏を中心に、全国から集まった240人の選手が、50基の投光器にライトアップされた1周2.5キロメートル特設コース、2周の5キロメートルコース、4周の10キロメートルコースを元気に駆け抜けました。

競技中は、観光協会によるイセエビのみそ汁コーナーや指定管理者による屋台、民間事業者によるピザバスなども開設され、遠方からの参加選手に対して、町を挙げてのおもてなしをすることができました。

また、町営温泉銀の湯会館も、閉館時間を午後10時30分まで延長し、走り終わった選手を暖かく迎え入れる体制を整えての大会開催となりました。

(5) 杉並区との交流。

昨年9月の災害時相互援助に関する協定書の締結を契機に、杉並区との交流が始まり、既 に3回ほど杉並区で物産展を開催いたしました。

群馬県東吾妻町、福島県南相馬市といった山間地との交流は、主である杉並区としまして も、海産物を中心とした当町の物産展は、新鮮で魅力あるものとして大変好評を得ておりま す。 このような中で、協定書締結初年度の杉並区のイベントとして、2月23日、24日の両日、 杉並区民号が運行され、80人の区民の方々に当町を訪れていただきました。民宿に分宿し、 みなみの桜と菜の花まつりや、町内観光地をめぐり、一足早い南伊豆の春を満喫していただ きました。

今後とも、このような交流を進め、杉並区との交流友好の輪を広げてまいりたいと考えて おります。

(6) 観光客等入り込み状況について申し上げます。

本年4月から1月までの観光客等の入り込み状況がまとまりましたので、報告いたします。 分野別に見てみますと、宿泊施設は18万3,007人で、対前年度比108.66%、観光施設は11 万1,906人で、対前年度比128.47%、銀の湯会館・みなと湯の町営温泉施設は、9万262人で、 対前年度比115.43%となっております。

いずれも、昨年度を上回り、特に町営温泉につきましては、本年度から指定管理者制度を 導入し、イベントの開催や物品販売の充実等が図られたことが、利用客の増加につながって いるものと考えております。

次の表は、観光施設等の入り込み状況であります。宿泊施設、それから観光施設、そして温泉施設、それぞれの入り込み状況でありますが、合計で38万5,175人で、対前年比が115.43%となっております。

次に、5、自然エネルギーについて申し上げます。

町では、自然エネルギーへの取り組みの一つといたしまして、吉祥町有地について、静岡県のホームページを通じた民間企業者によるメガソーラー建設促進のための適地情報を提供しており、昨年11月末までに10数社から照会がありました。

これらの事業者の中で、実施の意向を有していた数社に対して、昨年12月20日を期限に計画概要等を示した企画提案書の提出依頼を行いましたが、現状では発電規模が小さく、造成費用等を検討すると事業化が困難であることなどを理由に、辞退の申し出がありました。

その後も、十数社から照会が来ており、現在、事業実施の意向である場合には、企画提案 書を提出するよう依頼しているところであります。

また、環境省が独立行政法人産業技術総合研究所に委託し、平成23年度から実施している 温泉共生型地熱貯留層管理システム実証研究につきましては、現地調査が1月中旬に全て終 了し、報告書として取りまとめられ、3月末までに町に対して最終報告が行われることとな っております。 この調査は、下賀茂温泉における地下の地質分布や温度分布等を調査し、温泉湧出メカニ ズムや地熱資源の広がり等を解明することを目的として進められたものであり、この結果が 将来にわたっての温泉の利活用において、貴重な資料になるものと期待をしております。

さらに、町では、新年度、道の駅下賀茂温泉湯の花への太陽光発電システムを併設した電気自動車充電施設の整備のほか、認定こども園、小中学校等の町有施設に太陽光発電システムの導入を検討するなど、昨年度創設の住宅用太陽光発電システム設置補助金とともに、町民の皆様への普及啓発に努めてまいります。

6、三浜小学校統合に係る地元説明会について。

三浜小学校と南中小学校につきましては、昨年11月策定の三浜小学校と南中小学校の統合に関する基本方針に基づき、平成26年4月1日からの統合に向けて、準備を進めているところであり、2月16日に、三浜小学校で保護者及び地元関係者を対象とした両校の統合に関する第1回目の地元説明会を開催いたしました。

出席者からは、登下校に利用するバスの時刻変更等の要望や通学時間が長くことに関する 児童の負担増加に対する不安、廃校後の跡地利用に関する質問等がありました。

これらの点につきましては、平成25年度に設置予定の両校保護者及び地域代表者を含めた 統合準備会の中で検討するとともに、引き続き説明会等を積極的に行うなど、児童の生活学 習環境のさらなる充実を目指し、統合の準備を進めてまいります。

以上で、平成25年3月定例会の行政報告を終わります。

○議長(梅本和熙君) これにて施政方針、予算編成方針並びに行政報告を終わります。 ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

- ○議長(梅本和熙君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
 総務課長。
- ○総務課長(松本恒明君) すみません、一般質問に入る前に、1点だけ説明をさせていただきます。

12月定例会まで、皆さんの行政報告に主要建設事業等の発注状況というものを添付してお

りましたが、今回の定例会から行政報告から外しまして、別資料ということで、自席の資料 に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

◎一般質問

○議長(梅本和煕君) 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 加 畑 毅 君

○議長(梅本和熙君) 1番議員、加畑毅君の質問を許可いたします。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番(加畑 毅君) 事前通告に従って質問させていただきます。よろしくお願いします。 まず、一番初めですけれども、クリーンエネルギー確保の推進という題材で質問させてい ただきます。

昨年12月議会定例会の中で、私のほうから新エネルギー利活用検討委員会の存続を求めるという質問をさせていただきました。その中で、町長からの答弁で、ことし2月中に行われる新エネルギー利活用検討委員会の結果によって、当委員会の存続を決めるという回答がありました。結果を答えてくださいという質問をしようとしたんですけれども、2月中に検討委員会は開催されなかったということですよね。なぜ、検討委員会を開催されなかったのか、理由を聞かせてください。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

この南伊豆町の新エネルギーの利活用検討委員会でありますが、これは、平成22年度に町が静岡県から委託を受けたみどりの分権改革調査事業に関する検討組織として設置をされました。そして、その調査事業の結果は、地熱資源の存在が不明確なことと、それから広葉樹林の活用にコストがかかり過ぎるということが実証されまして、地熱資源と森林資源を活用

した事業の実施は困難であるということになったわけであります。

そして、その後、平成23年度から環境省の委託を受けました独立行政法人産業技術総合研究所によりまして、温泉共生型地熱貯留層管理システム実証研究が行われることとなったために、引き続いて、新エネルギー利活用検討委員会を存続をしたということであります。

そして、このような中で、事業の進捗状況にあわせて新エネルギー利活用検討委員会を何度か開催をしまして、事業者から報告を受けてまいりましたが、最近では、昨年の10月29日に開催をしたところであります。

そこで、今、議員から申されました、予定されました2月開催のこの委員会はなぜかと、 2月に開催できなかったのかということでありますが、これにつきましては、経緯等を担当 課長から説明をさせます。

- 〇議長(梅本和熙君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷 半時君) お答えいたします。

昨年の10月29日の新エネルギー利活用検討委員会では、経済産業省が平成25年度に概算要求をしております地熱発電理解促進関連事業支援補助金の動向等により、必要によって、最終報告の前にもう一度委員会を開催することになっていたものと承知しております。

当該補助金につきましては、現時点ではまだ予算も成立しておらず、内容も昨年10月時点 と比べて特段の変化はないものと考えております。

また、環境省が独立行政法人産業技術総合研究所に委託して実施しております温泉共生型 地熱貯留層管理システム実証研究の結果につきましては、先般、事業者に照会したところ、 3月下旬にならないと最終報告ができないとのことでありました。

以上のことから、2月に委員会を開催する特段の理由が見当たりませんでしたので、委員 長が不在となっている中で副委員長にご了解を得た上で、3月下旬に委員会を開催し、事業 者から最終報告を受け、必要事項について検討してまいりたいと考えているところでありま す。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 加畑毅君。

[1番 加畑 毅君登壇]

○1番(加畑 毅君) 全くおかしな答弁だと思います。

前回、私が質問したのは、存続するためにどうしたらいいかという委員会も開いてくださ いという話でしたはずです。 それから、今、課長言われた、委員長不在の中でというのであれば、一度きちっと委員会 を開いて、もう一度組織編成をすべきだと思います。

今年度末で、一回委員会を閉じるという発言が私ありましたので、心配になってこの委員会存続を求めるという質問を続けたんですけれども、必要に応じて委員会を開くという意味で捉えていたと言うんであればこれが必要なかったと、そういう認識があるんでしょうか。3月末の調査会社の結果を待ってじゃなくて、その後、存続するかどうかということであれば、2月にやはり開くべきじゃなかったんでしょうか。それを強く12月議会で言ったつもりだったんですけれども、そういう認識ではなかったということですか。もう一度、答弁願います。

- 〇議長(梅本和熙君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷 半時君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、最終の3月の、最終報告につきましては3月に多分なると 思いますけれども、いわゆる3月の下旬の最終報告の前にその必要があればということで、 当時の委員長はお話をしたというふうに理解をしております。

今後のいわゆる新エネルギー利活用検討委員会につきましては、事業者からの最終報告を 受けた中での協議結果にもよりますけれども、存続も踏まえながら、3月の委員会で検討し ていったらいいんではないかというふうに考えているような次第です。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

- ○1番(加畑 毅君) ここで一つ聞きたいんですけれども、その委員会を開催する主導というのは、誰が行っているんでしょうか。ここがはっきりしないと思うんですよ。委員会のほうの委員長が招集をかけるのか、もしくはその調査会社のほうから依頼があって委員会を開くのか、もしくは当局の担当委員会のほうから言うのか。これ、3者の関係性がちょっとわかりづらいんですよね。情報は私そのとき聞いているんですけれども、当局のほうから招集かからないから委員会は開けないというような形も聞くんですけれども、これはお互いにあれですか、委員会のほうから開かないから当局のほうは対応しないとかという形なんでしょうか。どこが声をかけてから委員会開催されるという流れがあるんでしょうか。そこを明確にお願いします。
- 〇議長(梅本和熙君) 企画調整課長。

〇企画調整課長(谷 半時君) お答えいたします。

新エネルギーの利活用検討委員会の設置要綱によりますと、委員会は委員長が招集するということになっております。委員会の事務局は、企画調整課に置くというふうになってございます。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 加畑毅君。

[1番 加畑 毅君登壇]

- ○1番(加畑 毅君) 委員会のほうからの招集ということであれば、私一度傍聴させてもらったんですけれども、2度ほどですか、傍聴させてもらったんですけれども、委員会のほうはやる気があるような状況に見えるんですけれども、その委員会のほうが招集をかけないから委員会が開かれないということでいいんですかね。温泉組合の長のほうは、前向きな方向で委員会に出席しているように私は見えるんですけれども、委員会のほうが消極的であるという認識なんでしょうか、当局のほうは。
- 〇議長(梅本和熙君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷 半時君) お答えいたします。

設置要綱上は、今申し上げたとおりでございますが、そのあたりにつきましては、事務局とそれから委員とお話をしながら進めるというのが通常だというふうには考えております。 今、お話のありました温泉の関係者の委員の方にも、お話はさせていただきました。3月にまとめてお話をしたいということでお話をしたという次第であります。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番(加畑 毅君) 何でこんなにしつこく言うかといいますと、前の12月議会でも言ったんですけれども、新エネルギー利活用検討委員会、この存続理由というのは、きちっとした裏づけがあるわけですよ。第5次南伊豆町総合計画の中でも、クリーンエネルギーの導入、これを促進しているということもありまして、委員会の存続を提案しているという事実があります。

それから、今月の2月22日、読売新聞1面です。大雪山開発調査へと。これは、北海道の国立公園の中です。これは南伊豆町と非常に似た状況の中で地熱発電の開発に向けての調査が始まって、いよいよ大きく前に進むと。これに関しては、3.11の震災後、規制緩和、これ

で各地で構想が持ち上がっているという事実があります。ちなみにこの大雪山国立公園、ここは北海道の上川町。南伊豆町よりも後発で調査を始めたところが、先に行っているわけですよ。国内で新エネルギーの開発が叫ばれている中で、地熱エネルギーを持っている箇所というのは、行政側が前に立って主導しているという中があるんですけれども、ことごとく抜かされていくと、この町は。これも、産業総合研究所、同じ会社でやっているわけですよね。そこをいくと、メンバーが違うからとかということは、言いわけにならないと思います。やはりこれは主導する行政側のスピードが遅いんじゃないかなと。誤解してほしくないのは、私は地熱発電所をつくってくれという話じゃないんですよ。この町に眠る温泉、この資源を生かす方法を考えようじゃないかということが総合計画の中にも書いてあるのに、そこを進めようとしない、しかも委員会も開こうとしない、委員会を開くと言っても開かない。この姿勢がどうなんですかということなんです。

ネット上にもこの手のニュース、たくさん書いてあります。朝日新聞のデジタルニュース中にも、国立公園で地熱発電後押しと、環境省も後押ししますよということが書いてありますね。それから、前の議会の中でも言われた垂直堀に関しても容認しますという緩和がどんどん進んでいる中で、なぜ進めようとしないのでしょうか。決して裕福な町でもないですし、裕福な時代でもないんですから、自立したまちづくりをつくらなきゃいけないというのは、町長の施政方針の中にもあるわけですよね。だけれども前に進もうとしないと。なぜ、そういう姿勢なんでしょうか。町長、お答え願います。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

この温泉熱のいわゆる利用検討委員会というのは、そもそもは、私先ほど申し上げたよう なことからスタートしております。

そこで、今、加畑議員の言われるお話ですが、これはやはり温泉の地熱、あるいはその他 温泉の資源を総合的にいわゆる恵まれた資源として、町としてこの委員会で検討すべきでは ないかという内容の質問だと思います。それは理解します。

がしかし、この委員会そのものが、やはり当初のスタートが先ほど私が申し上げましたような経緯のもとでスタートしておりますので、まず、今この委員会としては、3月のこの調査結果を待って、報告を待って、そしてそこでこの事業に対するまとめをすべきではないかと、まず第1段階、という思いでしております。ですので、早急にというお話もわかります

けれども、やはり各会代表の皆さんが集まっていただくとなると、それなりのやっぱり時間調整やらしなければなりませんし、仮に急いで2月に開催をするとなりますと、また3月の報告を待って1カ月もたたずにまた委員会を招集するということになりますので、やはり我々はほかの委員会等もそうですけれども、なるべく効率よく、皆さんの出てきていただく時間も考えながら、日にちも考えながら各種委員会も開催しておりますので、そこで1カ月早くやるかやらないかの話になると思いますけれども、極論すれば。そういった総合的な判断のもとに、先ほど担当課長が申し上げましたけれども、これは、まず3月の報告を待ってやろうじゃないかということで、たまたま、今ご承知のように委員長は不在で、副委員長は代行となっておりますけれども、副委員長の意見も聞いた上で、担当課としてはそういう判断をしたというふうに私は理解しております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 加畑毅君。

[1番 加畑 毅君登壇]

- ○1番(加畑 毅君) 感覚が全くずれているようで、私残念でなりません。重要なことでしたら、1カ月だろうが2カ月だろうとやればいいじゃないですか。毎月もうやればいいじゃないですか。今、私紹介したように、ほかの地域はどんどん進んでいるんですよ。どんどん抜かれているんですよ。結局、去年も2月にやって、10月にやって、2月開催するというのはやらずに3月末ということですよね。私、この委員会の傍聴したときにがっかりしたのは、町長がこの3月末で最初切るって言ったんですよね、この委員会を。何でですかと聞いたら、切りがいいからと言ったんですよね。そんな判断、僕ないと思いますよ。重要なことだったらやればいいじゃないですか、毎月でも。これが南伊豆町産業につながるんだったら、やればいいじゃないですか。どうしてそういう感覚で物を捉えるのか、僕わからないですよ。本当にこの町をよくしようと思っているのかわからないですよ。どうしてそこに着手しようとしないんですか、これだけ記事になっているのに。これだけほかに同じ条件の町があってどんどん前に進んでいるのに、何で進もうとしないんですか。これ以上言っても無理なようなので、ここで切ります。
- ○議長(梅本和熙君) 答弁しますか、町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

そもそものスタートは、私先ほど申し上げました。今、議員が言われることもわかります

けれども、やはり我々はやっぱり行政でそういった事業を進めるということは、そもそもの スタートの趣旨からやはりして、目的達成まではその委員会を構成した目的に沿って進めな ければならない。ほかの委員会もそうだと思います。

ですから、加畑議員の言われるのは、それはもうある意味ではほかの分野へと方向転換しなければならないという委員会の位置づけになると思います、私は。であるとすれば、やはりそれは委員会を構成する委員の皆さんのやはり総意がないと、我々としては方向を転じることは簡単にはできないと思います。ですから、今言われる恵まれた資源を町として有効活用することも、これはもちろん我々も考えなきゃなりません。

であれば、やはりそういう観点から、新たに委員の皆様に了解を求めて、そして今までやってきたいわゆる地熱のこういった利活用の検討委員会ですけれども、そういった内容で今後さらに皆さんにはご協力をいただいて、そもそもはこの地熱発電が調査が終わればもう終わる委員会です、これは、極論すれば。そもそも初めのスタートは。

ですので、皆さんがそういうことでもいいですよということでないと、やはり我々は委員の皆さんにお願いをした手前ということもありますので、どうしても、今そういう問題が重要課題であるしという我々がやっぱり検討しなければならないということで、皆さんにお話をして、そして委員の皆さんもそこで、じゃそれでやりましょうと。この調査そのものが終わっても、今後引き続いて、そういう面の検討をしていきましょうよということになれば、それはそれで我々はやっぱり協力を願うという段取りじゃないですかね、段階的に。私は思います。

〇議長(梅本和熙君) 加畑毅君。

[1番 加畑 毅君登壇]

- ○1番(加畑 毅君) 町長おっしゃることは、確かにそのとおりです。段取りというのはそのとおりだと思います。であれば、なぜ委員会を開いてその段取りを伝えないのかというところは、私疑問です。スピードを持っていかなきゃならないわけですから。
- 〇議長(梅本和熙君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

ですから、先ほど申し上げた委員の皆さんが、極端な話、仕事を持っている人もおられます。時間を見つけて出てくるわけですよ。そして、それが1カ月、あるいは1カ月以内にかもしれないけれども、何でそれほど急いでまた3月にやらなきゃならないものを2月にやる

のかということにならないですか。毎月、毎月、委員会をやるということは、それほど急ぐということ、それは確かに重要な内容を含んでいるかもしれないけれども、それは、私はやはり我々としては、行政を担当する者としては、委員会というのはやはりそれなりの案件があって、必要があって時間と日にちを選び、調整しながらやるのがそれぞれの委員会だと思いますよ、私は。

〇議長(梅本和熙君) 加畑毅君。

[1番 加畑 毅君登壇]

- **〇1番(加畑 毅君)** だとしたら、年間に去年の2月、10月、2回でよろしいわけですか。 それで十分に議論がされるわけですか。
- 〇議長(梅本和熙君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

ですから、今までこの地熱の利用検討委員会を開催するというのは、必要に応じてという表現をしていますけれども、それは委員長判断で内容がいろいろ調査の段階で報告をされたり、中間であっても必要があれば開催をしてやってきています。ですから、そういうことを我々は委員長と相談をしながら、効率よく委員会を開催するというふうに私は解釈しております。

- ○議長(梅本和熙君) 加畑君、この質問はここでどうでしょう。
- 〇1番(加畑 毅君) 最後に一言。
- 〇議長(梅本和熙君) 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番(加畑 毅君) これ以上の追及はしません。ただ、私が願うのは委員会の存続を願いたいということです。業者からの3月の調査報告を待って、ぜひとも今後とも委員会を継続して、地熱に関する温泉の利用を町として進めていただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

続きまして、2番目です。

伊豆半島ジオパークの世界認定に向けての町の取り組みという題材で質問させてもらいます。

1月23日、伊東の市役所で開催された伊豆半島ジオパークに係る情報交換会、ここに参加してきました。当日は伊豆半島の11市町、沼津市、三島市、熱海市、伊東市、伊豆市、下田

市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町とこの議員が参加して、約2時間の会議を行ってきました。

我が町南伊豆町は、ジオパークビジターセンターも開設をもう既にしておりまして、ほかの市町よりもリードしているという状況の印象が強い会議となりました。今後の南伊豆町のジオパークの世界認定に向けての取り組み、方針というものがあれば、お聞かせ願いたいです。お願いします。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

伊豆半島のジオパークにつきましては、平成24年9月26日に日本ジオパークに認定をされたところでありまして、現在当町も含めた7市6町で構成する伊豆半島ジオパーク推進協議会で、平成27年度の世界ジオパーク認定に向けて、外国語のガイドの養成やホームページの多言語化、ジオツアーの商品化などに取り組んでいるところであります。

このような中で、当町では、ジオパーク構想の一層の推進を図るため、閉鎖をされておりました石廊崎愛逢岬の売店施設を活用しまして、昨年の7月14日に開設をした伊豆半島で初めてとなる南伊豆町ジオパークビジターセンターを拠点として、さらなるジオパークの普及啓発の推進に努めるとともに、ジオツアーへの参加の仕組みづくりなどを進めておるところであります。

また、外国人に対応した案内看板などの整備も行っているところであります。平成27年度 世界ジオパーク認定につきましては、圏域内におけるジオツアーのさらなる自立を含め、外 国からの来訪者、受け入れ態勢などのソフト事業の展開が非常に重要となってきておるとこ ろであります。

このために、今後ともジオパークビジターセンターを核として、フランス語を介するジオガイドや道の駅に常駐する英語、中国語の通訳を活用しながら、ジオツアー、あるいはホームページ、パンフレット等の充実であるとか、教育活動も含めて地域勉強会を推進するとともに、県や伊豆半島ジオパーク推進協議会などと連携を図りながら、世界ジオパーク認定に向けた取り組みを進めてまいる所存であります。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 加畑毅君。

[1番 加畑 毅君登壇]

○1番(加畑 毅君) 今の町長からの答弁の中で、多言語化の看板等の説明がありました。 受け入れに対して、どんどん進めていくべきだということがあります。特に、ビジターセン ターを備えているという町は本当に少ないということが前回の会議でわかりましたので、こ こはこの町の出番かなという感じがしております。

それから、この町のいいところとしては、ジオパークの認定に関して、民間の組織の努力と推進力が非常に大きいという印象を受けております。例えば、ジオガシの女性2名が中心となったジオガシ旅行団、これ、非常にネット上でも話題になっておりまして、各地で注目されております。それから、弓ケ浜では、南伊豆のなぎさというジオ定食を出しているお店もあります。

伊豆半島最南端に位置する我が町ですので、今後、世界認定に向けては、本気で取り組むべきであると私は思います。前回の日本認定のときには、ご祝儀といってはあれですけれども、ほとんどの行政区から認定を受けたような形でして、準備段階としてプレ認定的な要素があるんじゃないかなということを個人的には感じております。

ただ、今後、世界認定ということになりますと、これは非常に壁が高くなるわけですよね。これに関して、議員の中の会議の中では、観光に特化するのはちょっと危険じゃないかというような意見が出たんですけれども、私はこれ全く反対でして、観光のほうに傾くべきでしょうと思うんですよ。2年後の世界認定なのに、まだそんな準備をしている時間はないと思うんで、議員のほうの会議の中では、観光ではなくて教育からもう一度根底からというような言い方していましたけれども、首長会議の中では観光の面にというところが強調されたというような新聞記事で見ました。その点は、町長も同じようなお考えであるのかどうか、聞かせてください。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

私、全くそういう考えでおります。やはり我々の伊豆半島というのは、どこの市町もそうですけれども、富士箱根伊豆国立公園の中に所在する市町でありまして、いわゆる第3次産業である観光サービス業が基幹産業であるというふうに理解しておりますので、そういう点からも、こういったジオパークは大いに私は観光の面で活用していくべきであるというふうに、まず考えております。

そこで、この世界ビジターセンターの認定に向けてでありますけれども、今当町における

外国人の宿泊施設は限られておりまして、そのほとんどは、国内在住の外国人の来訪者であるというふうに考えております。年間を通じた定期的な団体ツアー等は入ってきていないというのが実情であります。

こういった中で、現在当町では、富士山それから駿河湾、市と桜、温泉、買い物等のキー ワードにジオパークの要素を盛り込んだ、いわゆる旅行商品としてこれを開発中であります。 それで、3月5日に十数名が当町を訪れる予定の台湾旅行代理店のエージェント一行にこの 旅行商品をいわゆる手渡そうということで、これは議員の皆さんにも出席をしていただくこ とになっております。

そして、昨年の3月に、当町は観光庁の在日外国人旅行者の受け入れ環境に係る地方拠点に選定をされまして、11月には10人の外国人によるモニターツアーの一行が当町を訪れたところであります。この一行は、当町の道の駅湯の花への英語、中国語の通訳配置について高く評価をしまして、その結果として、外国人の対応適合施設として道の駅の国交省の認定ランクが1段階上がったというところであります

そして、今後につきましても、ジオパーク構想を活用しながら、国内はもちろんのこと、 観光全体の国際化を目指し、観光協会、その他各種団体などと連携した施策を展開し、当町 の活性化に努めてまいりたいというふうに考えております。

この世界のジオパーク認定というのが、先ほど議員も申されましたけれども、非常に難しいということが言われておりまして、各地の状況等聞きますと、場合によっては一度認定されても取り消されることがあると、それほど厳しい認定であるということを聞いておりますので、我々やはりそういったジオパークの認定については、より関係市町と連携を図りながら、認定に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 加畑毅君。

[1番 加畑 毅君登壇]

○1番(加畑 毅君) 以上、本日、私2点質問させてもらいましたけれども、私は今ジオパークの関係の質問、これは観光の柱になると思っております。

それから、もう一つ、地熱エネルギーの件。これは、新エネルギーの確保によって、観光 とは別のもう一つの産業確保できるというタイミングじゃないかと私は思っております。

この2本柱で今後展開していって、後々の世代までつなげられる南伊豆町でありたいとい う思いがありまして、今回この2点、質問させてもらいました。 ありがとうございました。

○議長(梅本和熙君) 加畑毅君の質問を終わります。

◇宮田和彦君

○議長(梅本和熙君) 2番議員、宮田和彦君の質問を許可いたします。

[2番 宮田和彦君登壇]

〇2番(宮田和彦君) 通告に従い質問させていただきますが、時間の関係上、質問する順番 を変更いたしますのでご了承ください。

まず、初めに温泉プール建設について、次に防災について、あとは三、四はこのとおり、 通告書のとおり質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、同僚議員が質問した内容と重複する点がありましても、答弁をよろしくお願いいたします。

まずは、温泉プール建設から質問いたします。

その前に、東日本大震災から早くも2年が過ぎようとしております。改めて、犠牲者のご 冥福と行方不明者の早期発見並びに一日も早い復興を心中よりお祈り申し上げます。

昨年暮れ閉鎖されました下賀茂の温泉プール、使用していた方々から、ことしの1月28日 に温泉プール建設にかかわる要望書と660名の署名が、町長、議長に提出されました。

その要望書を読み上げます。

温泉プール建設にかかわる要望書。

南伊豆町の天然資源である温泉を利用して、プールをつくっていただけるよう要望いたします。なお、賛同者の署名を別紙添付いたしました。

要望理由。

1として、温泉プールでの水中運動。その効果は、関節痛が楽になった、風邪を引きにくくなった、よく眠れる、コレステロール値が下がった等、健康状態の改善に顕著な効果がある。医療費の抑制や予防医学、住民の福祉という観点から見て非常にすぐれたものがあり、温泉利用という最も南伊豆町らしさを象徴することの施設によって、多くの町民がその恩恵を受けることができる。

2として、温泉プールは高齢者はもちろん、働き盛りの人たちのストレス解消、生活習慣

病予防や小中高生のスイミング教室、あるいは妊婦や幼児の水中運動など、幅広い年齢層を 対象にした健康増進施策の場として活用できます。

3として、温泉プールの情報を外に向けて発信し、町外のプール愛好者や観光客、運動部の学生を呼び込むなど、町の活性化に寄与できます。

以上です。よろしくご検討ください。こういう要望書を持ってまいりました。

そこで、私調べてみたんです。その腕や足の筋肉、血液循環関係について、ちょっと説明 させていただきます。

筋肉の動きが血液循環に大きく関係している。もちろん関節もかかわっていますが、やはり主役は筋肉であると。なぜなら、関節だけでは1ミリも動けないからです。ただ、腕や足の筋肉は、加齢によって、年をとることによって低下すると。腕の筋力が低下すると握れない、つまめない、持てない、抱けない、運べないとなり、足の筋力が低下すると立てない、歩けない、走れない、蹴れない、ジャンプできないとなります。その結果、全身の血液循環が低下し、血管も弱くなる。腕や足は筋力の出発点であり、出口でもある。その腕や足の筋力が衰えると、それ以上力を出すことはできない。腰やおなか、背中に幾ら力があっても、腕や足が動かなければ、その力を発揮することはできません。

筋力が低下し、血液循環がスムーズに動かなくなると、視覚系、運動系の情報や指令が届きにくくなります。そのため、力が抜けたように見え、さらに筋力が衰えると、筋肉に囲まれた関節の動きも悪くなる。関節には、視覚系や運動系の神経はありません。ですから、関節が動くためには、どうしても筋力、筋肉の力が必要である。筋力が落ちると、関節系の循環も弱くなってしまいますし、足の力が弱くなると被害はもっと大きくなります。

下肢、太ももやふくらはぎ、たくさんの血液が貯蔵されております。また、大量の血液を心臓に戻す重要な役割もあります。第2の心臓と呼ばれているゆえんであります。血液は、全身の組織に酸素や栄養分を運び入れ、老廃物を運び出す重要な運搬トラックになっております。その血液が大量に下肢に残ったままになれば、血液循環は大幅にダウンし、全ての力が低下します。血液循環は、生命活動のために1秒も休むことなく働き続けています。その原動力こそ、腕や足の筋肉と言われています。両手、両足が動いてくれて、力の出口をしっかり守ってくれているからこそ、全身の力が出せるといいます。そのためには、筋肉に負荷をかける運動が重要と言われています。

運動には生理的効果、精神的効果、社会的効果の3つの要素があると考えられております。 生理的効果として、運動することによってエネルギー消費量が一時的に高まり、また継続的 な運動は体力を向上させ、生活習慣病を予防するのに役立ちます。運動の精神的効果としては、まだ因果関係がはっきり明らかにはなっていない面もありますが、しかし、運動は汗を流す喜びを与え、体力の向上によって健康感を実感させ、ストレスから開放する効果を持っていると言えます。社会的効果として、家族や地域社会の人々とともに運動やスポーツを楽しむことは、家族とのきずなを深め、友人をつくる機会などを与えてくれます。人間関係が希薄になっているとされている現代では、運動によるコミュニケーション増進は、暮らしや生き方を充実させる効果があると言われています。

そこで、温泉プールの水中効果もちょっと調べてまいりました。これは、岡山大学病院三朝医療センター、ここのホームページに載っていたものですけれども、水中運動、温泉プール運動の特徴と利点。浮力による免荷作用。水中では、浮力により、関節や筋肉にかかる体重の重みが大幅に少なくなり、膝や股関節、足首などの関節炎により、歩行困難な人でも、関節の機械的な損傷を起こさずに適切な歩行訓練ができます。また、肩の関節炎などでも腕の重さが少なくなるため、関節を可動域いっぱいまでに動かすことができ、十分なリハビリが可能になります。

次に、温熱による循環改善と疼痛緩和作用。温泉水による温熱作用により、血流の増加、 循環の改善が促され、痛みも和らぎます。そのため、ふだんでは痛みのため動かしにくい範 囲までも、関節を動かすことが可能となります。

次に、水深により荷重関節による負荷を調節することができる。入る深さによって、その 負荷を調節することができる。歩行障害の程度が強いときは、プールの深いところに入り、 荷重負荷を大幅に減らします。訓練によって歩行がよくなってくれば、それに応じて浅いと ころを用いて負荷を増していくことが可能です。こういうことが書かれておりました。

南伊豆町の温泉の泉質、皆様ご存じだと思いますけれども、ナトリウム、カルシウム塩化物温泉、塩ですよね。塩というのは浮力があります。まだそういうプールに持ち込むと、使用しますと、関節痛でもこの痛い方でも容易に歩くことができると、こう言われています。

もう一つ、町長、ロコモティブ症候群という言葉、聞いたことありますか。聞いたことないですか。略してロコモというんですけれども、ロコモとは運動器症候群。運動器症候群とは、運動器の障害により、要介護になるリスクの高い状態になることです。この運動器の障害の原因は、大きく分けて運動器自体の疾患と加齢による運動器機能不全があります。運動器自体の疾患、これは加齢に伴うさまざまな運動器疾患、例えば変形性関節症、骨粗鬆症に伴う円背というんですけれども、猫背。それと易骨折性、たやすく骨が折れると。あるいは

関節リウマチなどでは痛み、関節可動域制限、筋力低下、麻痺、骨折などにより、バランス能力、体力、移動能力の低下を来すと、こう述べられています。また、加齢による運動器機能不全、これは加齢により、年をとることにより、身体機能は衰えます。先ほど言った筋力低下、持久力の低下、反応時間延長、運動速度の低下、巧緻性低下、深部感覚低下、バランス能力低下などが挙げられる。閉じこもりなどで運動不足になると、これらの筋力はバランス能力の低下などと相まり、運動機能の低下が起こり、容易に転倒しやすくなる。

高齢の方は、これらの加齢や運動不足に伴う身体機能の低下や運動疾患により、痛みや易骨、先ほど言いましたけれども、軽微な外傷による骨折等により、多様な要因が相まって、言わば負の連鎖によりバランス、体力、移動能力の低下を来し、ついには立って歩く、衣服の着脱やトイレなど、最低限の日常生活動作、それさえも自立して行えなくなり、健康寿命の短縮、閉じこもり、廃用症候群、寝たきりなどの要介護状態になっていくというんです。

要介護とか要支援という言葉を聞いても、働き盛りの世代にはまだまだ遠い話のように思えますけれども、しかし、これ文部科学省の新体力テストのこの調査を平成21年度に行いました。それによりますと、男女ともに40代後半から体力が低下することが判明したと。ロコモ予防は、40代からの対策が必要であることが明らかになったと、こういうことが記されております。

また、現在日本のロコモは、予備軍を含めると約4,700万人、こう言われています。40歳以上の男女の5人に4人がロコモ、また予備軍と推定されます。8割です。2月1日現在の南伊豆町の40歳以上の人数は6,735名、40代が1,007名、50代が1,134名、60代が1,885名、70代が1,338名、80代が1,061名、90代以上が260人と、私の計算に間違いがなければこのようになっております。実に、南伊豆町全人口の73.23%、この方がロコモ、及び予備群となっております。厚生省のデータによりますと、介護保険制度が導入された2000年度、要介護・要支援認定者は256万人でした。2012年5月の段階で、535万人と2倍以上にふえております。脳卒中やがんなど、命にかかわる病気については、危機感を感じている人が大変多いと。予防への関心は高い。しかし、運動器障害にも要介護に直結する危険な障害でもあるにもかかわらず、それに気づいていない人が圧倒的に多いと。実態と認識に大きなずれが生じております。

南伊豆町の要支援・要介護者数費用と、こういう資料を今読み上げます。

これ、当局からいただいたものですけれども、平成21年度535名、これ要介護ですね。平成22年528名、平成23年度547名の方がこのようになっております。

それと、去年、23年度、介護保険事業状況報告という、こういうデータがあるんですけれども、ここで全部で要支援 1、2、要介護 1 から 5、この方々にかかったこう費用を見ますと、ご存じだと思いますけれども、8億2,982万6,421円。要は 8億3,000万円こうかかっていますよというデータです。それを考えたときに、ちょっとお聞きしたいんですけれども、ちょっと担当課長にお聞きしますけれども、5年後、10年度考えますと、この費用、またその認定者数は、どのような状況が考えられると思われますでしょうか。

- 〇議長(梅本和熙君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(大年清一君)** その件に関しましては、現在、介護保険については、第5期 の介護保険事業計画に基づきまして、平成24年度から26年度まで実施をしておるところであ ります。

今後5年、10年後、認定者数はどれぐらいかということでございますけれども、今現在65歳前後の方、いわゆる団塊の世代、この方々が10年後になりますと後期高齢者になります。 そういった背景がございますけれども、今、地域包括支援センターを中心としまして、介護予防事業、さまざまな事業に取り組んでおります。

そうした中で、その認定者数の今後の見込みにつきましては、ほぼ現状の横ばいぐらいでいくのではないかというぐあいに考えております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

- **〇2番(宮田和彦君)** では、費用も横ばいという認識でよろしいんでしょうか。
- 〇議長(梅本和熙君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(大年清一君)** 費用につきましては、その時代、時代におきまして、その報酬等の単価が変わってきますので、それは横ばいというわけにはいかないかもしれません。 以上です。
- 〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

○2番(宮田和彦君) ありがとうございます。

今でもこういう介護費用等、経費が膨らみますと、先ほど町長がおっしゃっていた義務的 経費、これは多くなって、予算の硬直化がこう心配されるということが心配されるんですけれども、先月、参議院の予算委員会、これがありましたけれども、その質問の中で「ピンピ ンコロ」という、そういう言葉を耳にしたんですよ、その質問の中で。どういうことかというと、元気でいて、ずっとピンピンしていて、逝くときにはこうすぐ逝きたいなと、そういうお話だった記憶があります。報道では、亡くなる前10年間元気で過ごすと、自分の人生に充実感を覚えるというんですよ。そういうNHKで報道がありましたので、そのためには、筋力とか持久力、そういういうものを、早い話が鍛えていかなきゃいけないと。

要支援、要介護が必要になる可能性が高くないように、充実した人生を送っていただきたいと、こう私は思うんです。それに、そういう人生を送るには、やっぱり自分の努力も物すごい大切ですけれども、生活環境、これが昔と違って変わってきまして、冬になると皆さんどんな動物でもそうなんですけれども、寒いと外には出ませんよね、余り。

この1月に要望書が上がったんですけれども、ことしいかがだったかというと、気候はどうかというと寒かったです。気温が低かった。そうすると、お年寄りの方、やっぱり出られないんですよ、出たくても。家の中に閉じこもっちゃいますので、それで筋力が低下して、ある方がプールに通っていたときには、ある方が肩が痛くなって接骨院へ行ったそうです。プールに行っていたときには、痛みとかはなかったよと。12月の末に下賀茂のプールは閉鎖というか営業停止したわけですけれども、それから2カ月たったときにこの痛みを覚えたというんですね。なぜかというと、関節だけは、先ほど説明しました関節だけではもたないわけですね、人間の体というのは。接続部分には必ず筋肉があって、それが痩せていくと地球には重力がありますから、痩せていくと維持ができなくなる。早い話が関節と骨と骨との間を筋肉が覆っているわけですけれども、それが耐えられなくなってしまうんですね。そのために痛みを発すると。その方は接骨院に行ったんですけれども、早い話が施術というんですかね、そういうことをやってもらったときに、接骨院の先生から筋肉が落ちていますよと、そのための原因ですと、そう言われたそうでございます。

これで、厚生労働省の調べによりますと、安静臥床による筋力低下とあるんです。安静臥床、これは寝たきりですよね。1週間寝たきりになると筋力が20%低下します。2週間で36%、3週間で68%、4週間で88%低下すると、5週間で何と筋力が96%低下します。起き上がれません、こうなると。

ですから、筋力をやってもらうためにも、浮力も使って、いろいろ使って、要は町民の健 康維持のためにもプールが必要ではないかと、こう思うわけです。

もう一度、温泉プール効果について説明します。水中では常に浮く力が生じ、肩・腰・膝の負担が軽くなり、無理なく運動ができます。水による抵抗により、バランスよく筋肉を強

化することができる。水中では全身に水圧が加わり、皮膚へのマッサージ効果が生じるため、全身の循環がよくなり、腫れやむくみも改善されます。また、呼吸機能を増大させる効果もあると。温熱効果により痛みの軽減、筋肉のリラックス、代謝の機能の促進があります。水の流れに逆らったり流れに沿って歩く運動をすると、筋力増強やバランス感覚を養え、マッサージ効果や超音波効果もありますと、効率よく運動の効果が発揮できますと、このように説明がありました。

このことにより、温泉プールは町民の健康維持、健康寿命延伸、医療費、介護保険費用等の抑制に大きな効果が得られると考えますが、今後の町の考え、対応をお聞きしたいと思います。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

今、宮田議員からこの温泉の効能、効果が、事細やかに説明がありました。私もそれなりに理解をし、認識しておるところでありますが、そこで、この温泉を使ったいわゆる健康づくりであったり、その他の我々としての日常的な利用というのは、議員も申されました、以前から町内にありました民間のプールを利用して、健康増進等の介護予防事業を行ってきました。今年度も、介護予防事業としては、らくらく水中運動教室であるとか、あるいはシニアのヘルスアップ教室、こういったことを実施をしてきたところであります。

こういった中で、この施設につきまして、老朽化とそれから利用者の減に伴いまして、この温泉プールを営業しておられた民間事業者が、昨年の12月の末をもって営業廃止をしたということであります。そして、この温泉プールを利用して健康づくりなどに取り組んでおられた町内外の方々から、先ほど申されましたけれども、本年の1月28日付で温泉プールの建設にかかわる要望書が提出されたものと理解をしておるところであります。

温泉プールにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、温泉の効能と、それから議員も申されましたように、無理をしないで体を動かすことが、こういったことが作用していわゆる健康増進などに効果がある、期待ができるということとともに、町の活性化の観点からも有効な施設であるというふうに認識をしておるところであります。

しかしながら、そこで温泉プールの建設となりますと、多額の初期投資費用や維持管理費が必要なこと、また、観光客のこの民間の温泉プールの利用実績が余りなかったということも私は聞いております。

そこで、我が町の先ほど予算編成方針で申し上げましたけれども、財政状況等を考えます と、やはりこういった施設を整備するということは、町として非常に厳しいものがあるとい うふうにまず考えておるところであります。

そこで、町の新年度事業でありますけれども、プール利用にかわるものとしてノルディックウオーキングであるとか、あるいは理学療法士による腰痛ストップ講座、膝の痛みであるとか、そういったことの講座を開催をして、訪問指導事業なども予定をしておりますけれども、町営温泉を活用した温泉療法なども研究しながら、町民の皆様の健康増進であるとか、介護予防に取り組んでいきたいという思いで今おります。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

○2番(宮田和彦君) 今、町長、費用面で大変厳しいというお答えでしたけれども、私、費用面で経済産業省のほうの自然エネルギー庁に電話を入れて、温泉プール建設に対して、地熱開発理解促進関連事業支援補助金の活用は可能かどうかお聞きしたんですよ。その担当者いわく、自治体に地熱発電推進の計画はあるか、本腰を入れているかどうか、見きわめてからの判断だと。予算は、前調べたところ30億円と言っていましたけれども、予算は28億円と限られている中、助成させていただく範囲の決め方に四苦八苦していると。高齢者等の健康づくりなどを目的としたプールという情報は、当方にとって非常に貴重な情報ですというお話でございました。

また、杉並区の特別養護老人ホームを南伊豆町に建設する計画が進むことになったという報道がありましたよね。2月18日の全員協議会でも、健康福祉課長よりお話がありました。報道の中で、県の福祉部の部長代理は、全国のモデルになるよう、区と県、町の3者にメリットのある仕組みを進めていきたいと、そのように話しております。

温泉プールをこの計画の中に取り込む方法もあるのではないか。また、地熱開発理解促進 関連事業支援補助金との絡みも考えられるのではないか。検討の仕方が多々あると思います ので、十二分に議論していただき、南伊豆町、静岡県、日本を背負ってきた方々、担ってい る方々、これから担うであろう子供たちの健康増進、維持並びにロコモ症候群対策、高齢者 の健康寿命延伸は、私は大変重要と考えていますので、各関係機関に協力を得て温泉プール 建設に着手していただきますようお願い申し上げます。

次に参りたいと思います。

次に、防災についてお聞きします。

1月23日、教育長に南伊豆東小学校PTA両会長と両校長名連名で、津波避難道の整備についての要望書が教育長宛てに提出されました。

その要望書の内容を読み上げます。

津波避難道の整備について。

時間の関係上、抜粋して読みます。

東日本大震災を教訓として、現在、南海トラフ地震を想定したさまざまな取り組みが行政 や自治会を中心に行われています。小中学校におきましても、地域の協力をいただきながら、 避難訓練の見直しや避難場所の確認などに積極的に取り組んでいるところです。

そのような中、現在学校が抱える大きな課題は、登下校中など、学校外における大規模地 震が発生し、津波の危険が予測される場合の避難場所の確保である。

特に、湊大橋から小中学校へ向かう道には、最適な避難場所が確保できていないという現 状です。

つきましては、下記のとおり、津波避難道の整備をお願いいしたく、ここに要望いたします。

子供たちの命を守るために、早急なご対応を何とぞよろしくお願い申し上げます。 というものでございました。

これを、また昨年の12月議会で、通学路の安全整備の中で、教育長は、地域の自主防災と 連携を図りながら対応するとともに、必要に応じて関係機関の協力を求めたいと答弁されま した。

また、町長は湊大橋から学校までの通学路の件では、あそこは非常に海抜が低いところで 学校まで相当距離がある。安全面では当然考えなければならないと認識していると、こうお 答えになっております。

明日を担う子供たちの命がかかっておりますので、当然早々に協議されたことと思いますが、この要望書を受け、今後の町の考え方と対応をお聞きしたいと思います。

〇議長(梅本和熙君) 教育長。

○教育長(小澤義一君) お答えいたします。

昨年、8月29日に発表されました南海トラフの巨大地震による津波高、浸水域等及び被害 想定、これでは、弓ケ浜海岸付近の津波高が最大で12から13メートルとされ、南伊豆東小学 校のグラウンド付近まで津波が到達することが予想されております。 今回、PTA会長等から提出された要望は、湊大橋から小学校まで約800メートルほどの 通学路途中の山側へ津波避難道を整備してほしいとの内容でありますが、町当局とも協議した結果、要望箇所はまず急傾斜地であると、それから土砂災害の危険性もある。想定されている南海トラフ巨大地震では、最大で震度6強の揺れが数分程度続くと言われている中、緊急の避難場所として適さないと考えております。

このような中で、要望箇所から200メートルほどの高台にあります民家の方から、当敷地 及び裏山中腹までの避難の児童生徒の利用について、ご了解もいただいております。

また、要望箇所から南伊豆東中学校まで300メートルほどですが、小学校までの想定される約15分の津波到達時間を考慮しますと、高台にある中学校への避難が最も安全であろうと考えております。

そういうことで、既に学校側では大規模な地震が発生し、津波の危険性を予測して児童生徒に学校へ避難する指導をしておりますが、今後はさらに湊大橋から小中学校までの通学途中で発災したことを想定した避難訓練も積極的に行うなど、児童生徒の安全を確保するよう努めてまいりたいと思います。

なお、両校におきましては、巨大地震発生の際、登下校時の児童生徒の生命の安全を確保するため、昨年8月、全教職員による小中学区の通学路における危険箇所、避難場所の実地調査、そして南伊豆東小学校区の危険箇所と避難場所、この報告書にまとめて、例えば手石から小稲区間、この津波避難場所を調べるなど、その整備に向けて積極的に取り組んでいることを私ども聞いております。

このような学校側の真摯な取り組みに対しまして、教育委員会といたしましては、今後、 両校のPTAとも協議し、PTA活動による取り組みの後押しができるよう、でき得る限り の支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番(宮田和彦君) 教育長も行かれたかどうかちょっと定かじゃないですが、2月24日に下田市民文化会館ホールで行われた防災講演会、行かれましたか。講師の群馬大の片田教授は、大事なことは、その土地に住む者が津波などのリスクを受け入れつつ、地域の利便性や自然の恵みを享受しながら住むこと。津波高の数字の想定が変わるたびにびくびくしている大人の後ろ姿を子供たちが見ると、子供が住んでいる地域を嫌いになると、こう説明されて

いました。また、災害は起こる。だから今できることを粛々と行い、最善を尽くすのみと、こうおっしゃっておりました。

早い話が、そこの場所は適地じゃないというお話でございますけれども、適地にするという考えはございませんか。いろいろ急傾斜地を要は利用して、子供たちを逃げる場所、そういうところをつくるという、そういう考えはございませんでしょうか。

- 〇議長(梅本和熙君) 防災室長。
- **〇防災室長(橋本元治君)** 防災室のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま、教育長のほうからも答弁がございましたとおり、今回、要望がございましたその場所についてということでございます。こちらは、議員もごらんになったことがあると思いますが、これ平成17年に町を2分割したハザードマップ、これを全戸配布させていただいたものでございます。この中に、土木事務所さんのほうから崩落の危険の区域だよというようなことで、表示も既にされてございまして、結局、かなり急な傾斜の部分で、こちらの要望書にも書いてございますとおり、震度6強の地震がまず来るわけですので、そこをもって安全な場所に変えていくということはまず不可能だというふうに考えてございます。ですから、先ほど教育長がおっしゃったように、200メートルほど先に比較的高いところの安全な場所がありますよというようなところもございますので、その辺のところはご理解をいただければなというふうに思います。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

〇2番(宮田和彦君) それでは、200メートル先のその安全な場所、その後でも結構です。 その辺で一ついただければありがたいと思います。

ちょっと時間がなくなってきましたので、次にまいりたいと思います。

次に、鳥獣害被害対策についてお聞きします。

昨年、野猿による農作物被害を防止するために要望書も提出されていますが、あと三、四カ月すると、野猿の大好きな夏野菜の収穫時期が来ます。昨年12月中旬ごろ、猿の捕獲講習会を西部猟友会の方に依頼し、一条で行いましたよね、これは。町で、ここにあるんですけれども猿用捕獲わな、それを購入して狩猟者に貸し出し、またその猿の捕獲駆除を依頼する考えはありませんか。これは遠州のほうから取り寄せます。

〇議長(梅本和熙君) 産業観光課長。

O産業観光課長(大野 寛君) ただいま議員の示されたそのわな、私も見させていただきました。ただ、議員、今購入と申されましたけれども、これは当時、昨年の12月18日でしたけれども講習ありまして、西のほうの農協の方が持ってこられたというふうに認識しておりますけれども、これは市販されておりませんで、個人が工夫されてつくったというふうに聞いております。今回、一条の猟友会のメンバーの方がそれを1基入手いたしまして、私どものほうで試作品をつくってほしいというお願いを現在してございます。それで、それができ上がりましたらちょっと試験的にやってみまして、結果がよければ随時つくっていただくしかありませんので、その辺もお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

- **〇2番(宮田和彦君)** では、まずこの材料費等のつくっていないということですから、材料 費等の補助ですか、そういうものは考えていらっしゃるんでしょうか。
- 〇議長(梅本和熙君) 産業観光課長。
- **○産業観光課長(大野 寛君)** 現在でもメッシュであるとか、そういうものについては補助金を出しておりますので、そういうふうに考えればそういうものの購入について、材料費として補助してもいいというふうに認識しております。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

- ○2番(宮田和彦君) それで何%、何割というんですか、どのくらいの補助率ということを 考えていらっしゃいますか。
- 〇議長(梅本和熙君) 産業観光課長。
- **○産業観光課長(大野 寛君)** 現在の要綱でいけば、2分の1というふうに認識しております。

以上です。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

○2番(宮田和彦君) それでは、次にまいりたいと思います。

昨年11月ごろ、私、東伊豆町、また河津町の鳥獣害被害対策について、担当者を訪ねまし

て、テレメトリーについてお話をお聞きしたんです。それによりますと、3歳の雌の猿を捕獲し、その首に発信機をつけると、群れがどの方向に向かっていくか、事前に知ることができると。向かっていく地域の方々に知らせることもでき、被害を最小限に抑えることができると、駆除の効果も上がるという説明を受けました。そこで、テレメトリーの導入の考えとそういう行動というんですか、そういうことはありますかどうか、そこをお聞きしたいです。

- 〇議長(梅本和熙君) 産業観光課長。
- 〇産業観光課長(大野 寛君) お答えいたします。

このテレメトリーにつきましては、再三私ども産業観光課でも検討してまいりました。ですけれども、野生の猿につきましては行動範囲が広域でありまして、本町のみの対応ではとても限界があります。そういったことを踏まえて、県や下田市を含めた広域的な対応が必要であると、これが必要不可欠であるというふうに考えまして、県や下田市と連携を図りながら、テレメトリーの導入も含めたその対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

○2番(宮田和彦君) だから、広域的な検討は結構なんですけれども、前に町長は防災と同様にこの鳥獣被害も考えていると、そうおっしゃっていますので、できれば先進、南伊豆から、じゃ発信しましょうよと、そういう考えで前向きに考えていただきたい。ですから、じゃ東伊豆も河津もやっているわけです、テレメトリー。それなりの効果が上がっている。効果が上がっているのに、なぜ南伊豆だけはやらないのかと。説明ができないんですよ、私。ほかの地域でやっているんですよね。だったら県でもいいです、南伊豆でも、じゃみんなー緒にやりましょうよと、1市5町で。そういう考えでいていただきたい。何せ前向きに考えていただきたいと思います。

次に行きたいと思います。

次に、日野の菜の花・ひまわり畑について質問させていただきます。

去年、ことしと地域を初め、町民の方々から菜の花はどうなっているのかと。観光客の方からことしは大丈夫ですかと、こう心配されたと。ある方から、他県からバスで訪れた団体の皆さんは、私たちの菜の花のほうがきれいに咲いていると、こう言ってバスからおりずに帰ったとお聞きしました。観光立地をうたっているにはちょっとお粗末過ぎると。観光客の皆さんに心配かけること自体が大変恥ずかしいことではないかと思います。私が、去年の3

月議会で日野の菜の花について質問をいたしました。当局から、関係機関の協力を得て改善に努めると、こう答弁をいただきましたが、どこの関係機関に協力を得て調査し、その結果を踏まえ、ことしの菜の花にどのような改善策を行ったのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(梅本和熙君) 産業観光課長。
- 〇産業観光課長(大野 寛君) お答えいたします。

昨年の3月でしたか、議員のほうからご質問がありました。その点につきましては、県の 農業技術研究センター、また賀茂農林事務所等に研修をしていただきまして、委託先であり ます農業振興会の営農センターとも協議いたしまして、早咲きの種を利用したり、半月ほど 早く種をまいたらどうかということで、24年度につきましては検討をしたところでございま す。

それで、ことしの結果だと思いますけれども、ことしも実は10月10日、この日に元気な百姓祭りが行われました。これにあわせまして種まきをいたしました。その後、10月中旬から11月上旬にかけまして、また大雨に見舞われました。圃場自体が水没いたしまして、発芽に大きく影響を与えてしまったということでございます。その後、水が引いて追いまきをいたしました。その追いまきをしたんですけれども、結果として改善には至らなかったということでございます。

今回、そういうことも踏まえまして、何とか改善をしなきゃということで排水溝の整備、それと土壌改良。土壌改良につきましても肥料等まくのではなく、やはり緑肥作物というんですか、ソルゴーというそうです。それを作付しまして、それを土にまき込むというような形で土をやわらかくし、手入れして、何とか花を咲かせたいということで、一応25年度の新年度予算に予算を計上させていただきましたので、その点、また後で、後日ご審議いただくのでよろしくお願いしたいと思います。そういうような形で鋭意努力といいますか、何とか改善したいという努力はしているというふうに私は考えております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

- ○2番(宮田和彦君) これ、15年前から行っているわけですよね。第15回ですからね。15回 やっていてこのごろなんですよね。花が余り元気がない。ある方にちょっと聞いてみたら、 連作障害が出ているんじゃないかと、そういうお話は調査の結果なかったでしょうか。
- 〇議長(梅本和熙君) 産業観光課長。

〇産業観光課長(大野 寛君) お答えいたします。

連作障害ということも正式には聞いておりませんけれども、今議員、周りの方たちからは そういうご意見は聞いております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

- ○2番(宮田和彦君) それと、委託されている農業振興委員会の方とどのようなお話し合いというか、どのようにやったのでしょうか。行政が指導する立場ですから、いろいろとお話し合いしたでしょうけれども、そういう中で振興会の方がやっているわけです。適切な指示をしないとやっている方も困りますよね、早い話が。私、一番心配しているのが、やっている方々、農業振興委員会の方々がこう非難される、それ一番心配しているわけですよ。一生懸命やっているのに、汗かいてやっているのに、要は行政のほうで指示したのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。
- 〇議長(梅本和熙君) 産業観光課長。
- 〇産業観光課長(大野 寛君) お答えいたします。

この今回の菜の花を見まして、25年度につきましては、夏にひまわりをつくっております。 そのひまわりを、一度先ほど申し上げました緑肥作物、いろいろ関係上もございますけれど も、一回休んでみてはどうかというふうなお願いも町でしております。そういった中で、振 興会のほうも、じゃそういうことで一応25年については休んでみて、来年の菜の花を咲かそ うという意見が一致しまして、そういう考えで今25年の菜の花については進んでいるところ でございます。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

○2番(宮田和彦君) その早咲きとその普通種をまぜて、今回まいたというお話ですよね。 この1月10日のこの静岡新聞の報道で、近場でいえば伊東市の富戸、伊豆の四季の花公園、 こういうところでも早咲きの種と菜の花が見ごろを迎えたと。来園者が一足早い春の風景を 楽しんでいる。春雷という品種で、作年12月中旬から咲き始めたと。約1,000平方メートル の花壇一面に黄色い花を咲かせ、甘い香りを漂わせている。同園は、菜の花を長い間楽しん でもらおうと、春雷と普通種を同じ花壇で育てている。普通種は、1月下旬ごろから見ごろ を迎えるといいます。また、3月上旬ごろまで楽しめると。ということは、12月中旬から3月上旬まで約3カ月間咲いていると、満開で。そういう考えは今後ないでしょうか。

- 〇議長(梅本和熙君) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(大野 寛君) お答えいたします。

今議員が言われた伊東のほうの菜の花、私のほうも見てまいりました。そこは、当町のその日野の圃場とはまた大分違います。それは伊東市さんのほうは畑で栽培しているんで、菜の花はご存じのように水分を嫌います。もともとが田んぼに今菜の花を植えていますので、その辺はちょっとご理解いただきたいなと。畑と田んぼにつくるという、ただその水はけの関係ですね、そういうことも一理あるとは思うんですけれども、そういったところでやはり作付、要するにつくり方、畝をつくるであるとか、そういう方法もあるんではないのかなということで検討はしていますけれども、今言ったようにもともとが田んぼでありますので、今12月から咲くところはほとんど畑というふうに私は認識しております。

それと、これ5年間の、これは石廊崎の測候所の降雨量も私のほうでも調べております。 確かに5年前の2008年につきましては、10月、11月、50ミリぐらいしか降っていないんです よ。それがこの一、二年、もう200ミリ以上降っているというのが現状でありまして、やは り私どももそれなりの対応策はとっているんですけれども、今言ったように、この二、三年、 雨量が大変多いと。自然の中で栽培しますので、それもまたご理解いただきたいなというふ うに思います。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

- **〇2番(宮田和彦君)** 早い話が水はけをよくすると。水はけをよくすると、結果として花は きれいに咲くという認識でよろしいんでしょうか。
- 〇議長(梅本和熙君) 産業観光課長。
- O産業観光課長(大野 寛君) 私どもは、そういうふうに考えています。ただ、菜の花が水 に弱いというふうに聞いておりますので、何しろその水はけをよくする、また土壌をやわら かくするということであれば、従来どおりの花が咲くんではないかというふうに期待はして おります。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 宮田和彦君。

[2番 宮田和彦君登壇]

- **〇2番(宮田和彦君)** 時間になりましたので、私の一般質問はこれをもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(梅本和熙君) 宮田和彦君の質問を終わります。 ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長(梅本和熙君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長(梅本和熙君) 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) それでは、私は通告に従って南伊豆住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、2期8年を全うして3期目の町長選への出馬表明をしている鈴木町長に、政治姿勢 を問いたい、ただしたいというふうに思います。

今行政報告では、定例会の施政方針の2ページの下に、長年の課題でありました公共施設の耐震化や湊病院のこれは新築、移転、さらに岩崎産業株式会社との訴訟問題など、議会や住民の皆様の理解、ご協力によって区切りがつきつつありますと、これまでの経過がさらりと述べてあります。

鈴木町長は、平成11年まで町の助役を務められて、11年の7月から町議を務め、さらに17年から現職にあるわけですが、これまでを振り返って今後を展望するという点で、さまざまな政治課題、いろいろあったと思いますけれども、こうした流れに対してどのような印象、そして今の町の到達点を、まず施政方針ではこのように書いてありますけれども、どのように現時点を捉えているか、その点をまずお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願

いします。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

私は、この5月をもって2期8年、町長として町のかじ取り役を担わせていただくという意味になります。そこで、先ほどの施政方針でも申し上げましたけれども、町民の皆さんのご理解、そしてご協力をいただきながら、それぞれの行政課題、各般にわたって計画実施推進をすることができました。これからも急速に進むであろう少子高齢化、そしてまた多様化、深刻化する住民のニーズを的確に把握しながら対応して、そして将来にわたって活力ある魅力的なまちづくりを進めるのが、今この南伊豆町のかじ取り役を担わせていただいている私の責務であるというふうに思っております。

そして、しっかりと将来へ我々の子孫に、後世へこの南伊豆町を引き継いでいくというのが、私は責任があるというふうに思っております。

そこで、本町は昭和30年の7月に旧村合併で誕生したわけでありますけれども、半世紀以上が経過をしました。これまで私も職員として幾多の経験をしてまいりましたけれども、風水害、まさに年中行事のように毎年繰り返された水害でありました。そして、あの昭和49年の地震、こういった苦難を乗り越えて、そして我々の先輩がこの努力して今の町を形成し、そして今この町があるわけであります。まず、私はそういったことを頭に入れながら、まちづくりを今までも進めてまいりましたし、これからも我々は進めていかなければならないという思いが強くしております。

そして、少子化に伴う人口減少、高齢化社会へと変化をして、まさにインターネット時代に入り、こういった高度情報化や国際化などが急速に進展をして、これらに伴って住民ニーズも複雑高度化して、一昨年の3月11日に発生した東日本大震災がまさに我々の記憶にまだ鮮明に焼きついておりますけれども、いろいろな面でこれからのまちづくりに考えていかなければならないということが求められておるわけであります。それが、まさに防災・減災であると思います。

こういう行政課題に対応するには、やはり情報収集、アンテナを高くして住民のニーズの 把握に努めるということで、開かれた町政の推進は無論のこと、住民の負託に応える職員の 資質の向上、そして公務員としての気概の醸成に努めていかなければならないというふうに 思っておるところであります。 以上、特にまた予算編成方針でも申し上げましたけれども、財政につきましては財源の確保、あるいはその他、やはり本町は依存財源の比率が非常に高いわけですので、こういったことをよく分析をしながら、常に言っておりますけれども、国・県の動向をよく見きわめながら、いかなる事態でも対応できるように足腰の強いまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 横嶋隆二君。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) 今の社会が国の政治の状況でいうと、昨年の総選挙があって、自民党政権、安倍政権が誕生すると。今、困窮する経済状態の中で、アベノミクスという政治手法、経済手法をとって、一面ではこれが歓迎されておりますが、中身はいわゆる公債借金、これを積み重ねるという中で、全体の流れとしては余り変わっていない。これは、繰り返しこの場でも述べた、言及したことがありますが、資本主義の社会の中で、特に日本が異常によその国ともヨーロッパやアメリカとも違って、停止成長、成長がとまっている国家経済ということで異質な状態にある。そういう中にあって、自治体がそのもとにあると、私たちの生活があるということを確認をしたいと思うんですね。

そういう中で、住民の生活、伊豆半島の末端の住民の経済生活が困窮している中で、同時にそれをバックアップしながら行政課題をやっていくその難しさ、これは町長が昭和30年以降の風水害、地震の自然災害等々乗り越えてきたことを言及されましたが、同時に、施政方針の2ページにありますように、公共施設の耐震化、これは、私は1991年に町議会に入りましたが、1995年の阪神大震災の教訓、これが全国的に公共施設の耐震化の課題を行政に突きつけ、これに対してこれが至上命題という。当時は小学校もたくさんあって、保育園・幼稚園が特に耐震化がゼロという中で、一体この先これをどうしていくのか、財政的な裏づけを含めてこれを完了していくためには、どういう行政プロセスを経ていかなければならないのか。また、先ほどの答弁にもありましたように、財政プロセスをどういうふうに見きわめていかなければならないかという課題が、既に1995年にこれが突きつけられたわけであります。同時に、その当時、共立湊病院の問題が国から移譲されて、この財政力が小さい賀茂の自治体にこれが押しつけられると。この中で、さまざまな課題をやる中で、命、医療にかかわる問題、これまでノウハウがなかった自治体に突きつけられて、これをどうしていくのか。しかも、病院の新築の問題は、国立病院の老朽化の問題は、既に移譲の当時わかっていたこ

とであって、この先々重い負担をどうするか、こういう課題がありました。

そうした中で、平成15年から、特に合併の問題で法定協議会がつくられる。折しも2003年、 平成15年、14年あたりから三位一体の改革、いわゆる小泉改革の嵐が吹きまくって、市町村 合併の波、地方交付税が削られると。こういう流れを経てきて、かつての風水害や地震を上 回るような、町そのものが飛んでしまうような政治の流れをこの間経験してきたということ は、誰しも承知のことであると思います。

さらに、この施政方針でも述べてありますように、岩崎産業株式会社との訴訟問題、これも、起因発端は平成13年時点にさかのぼってくる。実際には平成15年からさまざまな動きが始まってきてこれが発端になってくるというわけですが、改めて町長が先ほどさらりと言われました財政の運用の問題、国・県の動向ということはありますが、私は今、協定、施政方針で出されました長年の課題である公共施設の耐震化をやり遂げる、共立湊病院の新築、メディカルセンターに具現化する、そして岩崎産業との訴訟問題の解決、この言葉、文脈の裏には、南伊豆町を政治行政の荒波からしっかりと住民の声を残して、そして医療の問題でも拙速に走らず、賀茂郡下の首長、あるいは議会の議論を含めて下田メディカルセンターにこれを結実させてくる。

保育園・幼稚園の耐震化の問題も、認定こども園と津波や今日の3.11の教訓に基づく津波 対策にも耐え得る対応をしてきた。さらに、今会議をやっている役場庁舎の問題を最後の完 成をもって、ここに立っているということ。このことは、非常に重要なものとして位置づけ をしなければいけない。

鈴木町政は2期8年ということを言いましたが、2期目の平成21年度予算までは合併協議会の絡みもあって独自施策の予算編成までは踏み込めない状態がありました。やりたくてもやれないことがあった。そういう中で、肺炎球菌ワクチンとか民生の具体的住民の生活にかかわる問題での制度積み上げはやってきておりますが、実際に独自の施策を少しずつ積み重ねられたのは、平成22年度予算からであります。まさに町を残して、そして長年の積年の課題をやり抜いてきた。この到達点に関して、改めて町長の認識と、これまでの取り組みに対する姿勢、これに対してお答えをしていただきたいと思います。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

思い起こしますと、私は1期目に就任したときに、まさに合併問題のさなかでありました。

いわゆる新法の合併がスタートして、そして我々は1市3町でこの問題へ取り組みました。 そうこうしているときに、やはり同時に始まっていたのが、病院の移転問題でありました。 この両方の課題というのは、いわゆる1町だけの問題ではなくて、広域にわたる問題である ということで、私はいかに広域で取り組む課題が難しいものであるかということを本当につ くづく身をもって体験をしました。

がしかし、やはり今思いますと、それぞれの皆さんの職員を初めとして、議会の皆さんの ご理解があって、病院議会もそうですし、何とか医療をつなげることが賀茂地域の中核病院 として、病院の場合は医療を切らさずにつなげることができましたし、合併問題は合併問題 でそれぞれもちろん賛否両論がありましたけれども、これは実を結ばないで、結果としては あのような結果で終わったわけであります。これは、やはり将来にわたって財政問題等もい ろいろありますので、我々としては行政を担当する者として、こういったことはやはり頭に 入れながら、将来へ向かって考えなければならない問題の筋であるかなという思いがしてお ります。

そして、今、議員が申されたように、そういう中で、私は例のジャングルパークの岩崎産業の問題がやはりこれももう以前からあった問題でありますけれども、これにも取り組みました。やっとここへ来て、この6月をもって土地が買収できれば、これも一件落着かなという思いがしておるところであります。

それもこれも、やはり我々が取り組んできたここにおる職員が一丸となって行革に取り組み、そして予算編成をしてくれて、厳しい財政の中でやりくりをして、そして何を優先して事業化して取り組むことがいいのか悪いのか、やはりそういった選択をしながら進めてきたことがやはり今のこの庁舎であり、要望を一つにした認定こども園であるというふうに私は思っております。

そういうことで、しかしまだ、今、高齢化が進み、少子化が進み、人口減少が進む中で、 年ごとに行政事業は多様化し、複雑化してきております。ですので、私は住民の要望という のをよく耳を謙虚に傾けながら、今後も行政に取り組んでいきたいという思いがしておりま す。

そうこうして、新年度予算の編成に当たって、先ほど申し上げましたけれども、決して状況はよくありません。ですので、さらに気を引き締めて、今後の行政を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番(横嶋隆二君) 今、これも本当に真摯というか、もちろん私も町長だけのことではない、職員一丸となってやってきたということを町長みずから申されましたけれども、私がこちらに来る前、ここで町の状況聞いた中では、長い間、町長選が町を二分する中で、いわゆる報復人事的な要素もあって、町の中が町長選を境に非常に住民の皆さんの感情が本当に削られる、職員もそういう状況にあったと。そういう思いを胸に刻んで行政マンとして仕事をして、さらに議員として住民の立場に立つ意見を出し、そして町のトップとして取り組まれて、一切そういう報復的なものをしない、全ての声を聞くということに対しては、非常に私は忍耐、それと寛容、さらにそれを理解する能力がなければできないことだというふうに思います。単純に褒めるとかそういう意味ではありません。人間が真摯に行政課題に立ち向かうときに、どういう姿勢が求められるのか。

先ほど日本経済の若干の分析的なことを言いましたが、今の社会は客観的には経済学者が認めるように、新自由主義社会の中で、いわゆる国家そのものも置いていかれるのではないか、バスに乗りおくれるな的な発想で、教育の場でもまだ尻をたたく状況があります。そういう一方で、いわゆる社会の末端ではバスに乗りおくれる、そういうことではなく、この地で生活していく、辛酸をなめながらもここをつないでいく、そういう点でどうするかという忍耐が求められる状況であります。

先ほどの町長の最初の答弁の中で、この町を将来に伝えていく、このことには、町の中にあるいは議会の中にもさまざまな議論、声、意見がある。これをどのように集約して聞いて、そしてそれを実現を一歩一歩階段を上るようにしていくのか。そこにはやはり非常に柔軟かつ寛容と、そしてそれを調整するやはり裏づけがなけれればできないし、基本的な政治信条、これまで町長に聞いたことはありませんでしたが、先ほども一つの言葉で謙虚に取り組むということでありましたが、いわゆる非常に困難な課題、自分だけの意思ではできないこと、広域の課題ももちろんありますが、町の課題もそうです。こうした課題に向かう基本政治姿勢として、事実、実態それと真実に対する町長の考え方、姿勢とはどういうものなのか、お答え願えますか。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

私は、一番最初、町長に出るときに、3つの政治信条を掲げました。

1つは、町民参加のまちづくりであります。これは、先ほど申し上げた町民の声に謙虚に 耳を傾ける。そして、もちろんできること、できないことはありますけれども、まず謙虚に 考えや意見を聞くということであります。

そして、2つ目が、融和と協調によるまちづくり。人間社会いろいろありますけれども、 やはり私は「和をもってとうとしとなす」という言葉がありますけれども、この言葉が好き です。この融和の和は、その和であります。そして協調。これが2つ目の私の政治信条であ ります。

そして、3つ目が、簡素で効率的な行政運営。これは、やはり行革であり、常に簡素でありたいという考えであります。決しておごることのないように簡素でありたい。これは、職員がもう、私が言わなくても、それぞれが一人一人が協力してくれておりますので、もう今まで実践をしてくることができました。

この3つを掲げてやってきておりますけれども、こういう時代に入りますとなかなかいろいろ人間関係であったり、人とのつながりというのが薄れてきておりますので、非常に難しい面もありますけれども、私は基本的にはこの3つの信条を常に頭に入れながら、何度も申し上げますけれども、謙虚な姿勢に政治に取り組むということは、今後も続けていきたいという思いでおります。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番(横嶋隆二君) 非常に重要な、重要というか丁寧に答えていただきましたが、先ほど申しました、今日、南伊豆町が合併の荒波から残って、ほかの全国の町が町をなくして航海して地域の振興もままならない、こういうときに積年の課題を一つずつなし遂げて、さらに厳しい日本経済の中であっても、町を将来に向かって残す礎がしっかりと築かれているのが今日であるというふうに考えます。改めて町長の融和と協調、和をもってとうとしと、それと簡素効率的な財政運営、それを引き続いて進めていっていただきたいというふうに思いますが、今後の政治状況に関して、いわゆるネット社会とかの言葉も町長から出ましたが、具体的な課題では、医療・福祉、町は少子高齢化ということがありますが、一方で都会の連携ある杉並区でも高齢者の対応の問題で苦慮していて、健康学園の後に特養の計画が提案される、こういう課題もあります。同じような共有の持つ課題を、力を合わせて前向きにこれ

を取り組んでいく。共立湊病院の跡地の対応もその同じ周辺でありますが、医療・福祉の関連で、これらに対して町長の見解があれば、ぜひ答えていただきたいというふうに思います。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

この医療・福祉は、やはりさらに進むであろう高齢化の進展ということで、今後のこれからの最重要課題の一つであると思います。そこで、ひとり暮らしの高齢者であるとか、あるいは高齢者のみの世帯、そして認知症高齢者の増加、こういったことでいわゆる高齢者を取り巻く状況というのは年々多様化し、複雑化してきております。地域で暮らす高齢の方が、住みなれた地域で安心して暮らせるように、その支援が大切になってきておると思います。

そこで、今後は地域の基幹的な病院である下田メディカルセンターなどの医療機関、それから介護事業所、そしてまた社会福祉協議会、それから民生員、企業、自治会、こういったところとよく連携を図りながら、いわゆる協働でこれらのことを進めていくことが、今後は重要になってくるのではないかというふうに考えておるところであります。

そして、また特に国において提唱されております地域包括ケアの考え方にのっとって、介護予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供していく取り組みが必要ではないかというふうに思っております。そういうところで、地域包括支援センターを中心として高齢者は安心して生活できるいわゆるネットワークの構築、こういったことを含めて高齢者対策には取り組んでいきたいというふうに思っております。

そして、さらには子供の数が減少していく中で、安全安心して子育てができる環境づくりが必要でありますので、医療と保健福祉の連携を強化するなど、子供から高齢者までが安心して暮らせるまちづくりを引き続いて推進してまいりたいと思っております。

それから、今言われた杉並区の健康学園の廃園の跡地利用でありますけれども、これも今 杉並区といろんな面でつながりができてきておりますので、県も交えて協議中であります。 有効活用できるように、我々としてはこれも協力しながら取り組んでまいりたいというふう に思っております。

また、共立湊病院の跡地利用についてもしかりでありまして、こういった医療・福祉の面で活用できるような方向を探っていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 横嶋隆二君。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) 医療・福祉の問題は、どうしてもこれも議会に入った当初から高齢者対策でヘルパーの増員や社会福祉協議会の充実、その後、介護保険の導入等々ありましたけれども、つい最近の健康長寿県で長野県の例が、長野県が一番男女とも高齢化、寿命が長いということが報道されております。かつても健康で寝たきりの人を生まない元気な高齢者の社会ということで、何度も一般質問してまいりました。長野県は、戦後開設した南伊豆町の議会も3年前に視察に来ましたが、佐久総合病院の院長が提唱した「ピンピンコロリ」という、健康で生涯現役という合い言葉、これが寒い極寒の地でもこれが寿命が高い、生きがいを持って生活をしているということであって、合併問題や合併しないまちづくりの中でもこういう話が出ました。医療・福祉の充実をすると同時に、生きがいを持って直接的な医療・福祉とはまた別に、やはりこの8年の中で誕生した道の駅湯の花と湯の花直売所、高齢者が元気に農産物、あるいは海産物も生産をして出荷する。生涯現役のスタイルをさらに一層広げて、今言われた杉並特養の協力、あるいは共立湊病院跡地を活用、大いにこれは構成市町ともあの場所の利用に関して議論して、将来につながる社会づくりの拠点となるようにこれを進めていただきたいというふうに思います。

あわせてこれも具体的なことになって恐縮ですけれども、共立湊病院のかつてのいわゆる 給食施設、この活用を、いわゆる杉並区の特養建設やあるいは跡地の利用計画の中でこれを 有効に生かしていく、そのこともぜひ目をつけていただきたいというふうに思いますが、そ の点ご認識あるかどうか、その1点だけご答弁いただけますか。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

今、議員から申された給食施設ですが、やはりこれはこの関連だけではなくて、私は将来 やっぱりあそこにできる福祉施設にしても、ほかの施設でもそうですけれども、雇用促進と いうことを私はやはり考えなければならないというふうに思っておりますので、そういう面 からも継続してこれは当然やらなければならないという思いがしております。雇用促進はも ちろんですし、地場産品の消費、こういったことを含めて、やはり我々の南伊豆町の活性化 につながっていくような、そういう面で今後もこれには鋭意取り組んでまいりたいというふ うに思っております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番(横嶋隆二君) 今、雇用促進という言葉が出ましたが、この設問の最後で産業の展望と書いてありますが、南伊豆町の立地からして産業的に観光ということがありますが、やはり人口の構成やそこに住む人々の幸福、安心感という点で医療・福祉を出しましたが、もちろんこれも杉並区の特養の報道でありましたように、地元雇用を杉並区のほうでもこれを配慮するということ、また共立湊病院の跡地の問題でも雇用が生まれる。そういうことが地域の農業生産やあるいは林業生産、これが福祉部門、あるいは生活部門での消費に連携して、これが地域産業も豊かになっていくと。

先ほど町長が具体的な行政運営で、簡素、効率ということは言われましたが、これはちょっと飛躍した議論になるんですが、日本が明治維新から今146年、約150年たちますけれども、それ以前の江戸時代、全ていいとかいうことではないんですが、鎖国の中でも全て自給自足で国家としての完結、一つの国の中で完結できる国家としては、非常にすぐれた取り組みを江戸時代にしていたと。江戸は300年続きましたけれども、こうしたものがいわゆる考え方、今、追いつけ、追い越せまではいかないけれども、ボトムにならない、落っこちないようにというぐらいのそういう認識でもって、急げ、早くしろという議論も一方でありますけれども、単なる拙速ではなくて、しっかり将来に何を残していくかという点、この点ではやはり温故知新、そしてこういう今戦後、維新から146年と言いましたけれども、戦後たかだかまだ70年たっていないんですね。

こういう中で、日本国家経済が困窮して、先行きどうしようもない。そういう中では、やはり地域のローカルなところで、将来にわたって地域を残していくという点、この観点をどう位置づけるかという点は、非常に重要だと思います。改めてこの点に関して、もしお考えがあれば簡単に述べていただければというふうに思いますが、いかがですか。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

今、いわゆる急がずにというふうな言葉を使われました。限られた財政事情の中で、先ほど申し上げましたようになかなかやりたくてもやれないこともありますし、ただそれは選択をしながら今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

よく私は言葉として使いますけれども、粛々とやりたいということを使わせていただいて

おります。ただ急いで物事を進めることが、果たして数年たったときにいいのか悪いのか、これはやはり難しい問題ですけれども、我々は常に中長期的な展望のもとに総合計画もそうですけれども、基本計画、そして実施計画をつくりながら、3年ごとでローリングをしながら時代に合った実施計画で予算化をして、皆さんにお諮りをして事業実施を進めておるわけでありますので、その辺の見誤りなきように、しっかりと将来を見据えて町の行く末を、それにはやはり人口減少であったり、高齢化であったり、そういうもろもろの条件、様相が変わってまいりますので、そこらよく将来見通しを立てながら事業展開をしていきたいというふうに思っておるところであります。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番(横嶋隆二君) 続いて、次の質問です。

教育の現状、課題と展望、青少年の健全育成です。

これは、前段の質問とも関係あります。地域を将来にわたって残していく、このことでの役割、①のほうにも教育ちょっと書いてありますが、これは専門の教育長にご答弁いただくようにして、まず、直接的に地域を残すとかというよりも、子供の健全な成長を促す上での教育現場と、それと社会との役割、かかわりについて、どのように認識、あるいは取り組みに対する観点を持たれているか、その点をご答弁いただけますか。

〇議長(梅本和熙君) 教育長。

○教育長(小澤義一君) お答えいたします。

教育委員会では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した生きる力の育成、 これを第一に、小規模校の特性を生かし、地域に根差した魅力ある学校づくり、また授業づ くりを支援し、各学校におきまして実践的に取り組んでいるところであります。

昨年4月には、これまで幼保一元化の取り組みによって、幼保の連携型の認定こども園を含む南伊豆認定こども園、これを開園しておりまして、この施設におきまして、地域子育て支援センターも含め、ゼロ歳から未就学児童につきまして、保育、教育、さらに未就学児童を持つ保護者への支援につきましても、総合的に取り組んでいるところであります。

これによりまして、未就学児童の保育、教育、あるいは学童教育から社会教育にわたる途切れることのなく一貫した理念のもとに、教育行政を進めていくことができるようになってきていることは、本町の教育上、大変有効な方策であると認識いたしております。

関連しまして、特に認定こども園、周辺の地域には認定こども園を初めとして、小学校、中学、それから高校までが同一地域にこう設置されております。これらが密接に連携し、交流することによって、相互に教育が行われているところでございます。このような連携は、地域への理解を深める教育に非常に極めて有効な手段でございまして、当委員会の目指す地域に根差した教育行政、これを具現化したモデル的ともいえる取り組みであると認識しております。

また、小学校に関連してでございますが、総合的な学習の中で、積極的に地域での学習に取り組んでおります。そして、その成果を各種発表会などを通して地域に発信するなど、地域に支えられながら学ぶ学校、そういうこととしてそれぞれの地域に根づいた学校運営を行っておりまして、中学校ではさらに一歩進んだ形で勤労奉仕活動、またボランティア活動、これらで地域貢献活動をさまざまな貢献活動を通しまして、郷土を思う心の育成にも取り組んでいるほかに、少ない生徒数の中でスポーツなど部活動にも積極的に取り組み、県内でも優秀な成績を修めているところでございます。

本年度でございますが、そういうこととあわせて東中学校男子バレー部、また南伊豆中学校女子バレー部などが県大会に出場するなど、実績を残してまいりました。町ではこれらの大会出場に係る経費についても、積極的に支援しているところでございます。

とりあえず、最初の質問については以上ぐらいにして、以上でございます。

〇議長(梅本和熙君) 横嶋隆二君。

[11番 横嶋隆二君登壇]

〇11番(横嶋隆二君) 今、教育長から、具体的な取り組みに関しても丁寧なご答弁をいた だきました。

児童数が少ないというこういうことを、むしろそれを一人一人の子供に目を向けて、具体的な取り組みをしている結果であろうというふうに思います。その点で総合学習とかボランティア、そして部活動などの実績も報告をされましたが、改めて一人一人の子供の可能性を生かして成長させるという取り組みの点では、さらにこうした取り組みの中でいわゆる留意をしている点などはあるのか、その点について。

もう一つは、中学生の勤労ボランティア、そして総合学習が、これは地域との連携、かかわりになるわけですが、これが実際のカリキュラムだけではなく、実際の行動というだけではなくて、学校の側での意識づけ、それと地域との意識づけ、このかかわりではどういうふうなご認識、あるいはまだそこまではしていないか、その点についてご答弁いただけますか。

- 〇議長(梅本和熙君) 教育長。
- ○教育長(小澤義一君) お答えいたします。

今、中学生における勤労奉仕、あるいは小学生における総合的な学習、このような取り組みの例を示したわけですが、この中で今後持続可能な面、いわゆるESDということにつきまして関連しましてですが、今言ったことをあわせて、既にこれにつきましては、小中学校においては、特に小学校の生活科、あるいは総合的な学習、それから地域の自然や環境・歴史・文化・健康・福祉等々の課題について調べ、まとめ、発表会などの場で保護者や地域にその成果を発信しております。

特に、一つ例として、昨年11月の南伊豆東中学校での指定研究が発表会がございましたが、この場で東中タイム学習発表会、これにおきましては、例えば1年生が高齢者介護を通して学ぶ福祉の心、また2年生が南伊豆の自然や歴史・文化を知ろう、3年生が職場体験をテーマとして実践発表する。これは生徒たちの姿の中に本町独自の持続可能な発展のための教育実践、すなわち持続可能な社会づくりにかかわる課題を見出し、それらを解決するために必要な能力や態度を身につけると、そういったESDの視点に立った常に学び続ける子供たちの学習展開を見ることができると思います。今後は、この概念を学校教育の現場におきましてさらに認識を進めるとともに、教育行政の執行につきましても理念的に取り入れ、持続可能な発展のための教育を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 横嶋隆二君。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) まさに質問の趣旨を先に位置づけてご答弁をされて、非常に感慨深いものがあります。これは、長い事私も議会に来ていて、少子高齢化で若い子供たちが外に出てなかなか帰ってこない、ずっとそういう事例に遭遇して地域をどうするのかと。一方では、別に移住者を受け入れることはいいわけですけれども、そういう視点抜きにいわゆる転入だけの単なる数合わせの人口増ということでは、地域を将来的にこれを維持できないというふうに思っています。

先ほど町長とのやりとりでのいわゆる将来にわたってこの地域を発展させていく、つないでいくという点では、地域をやはり知り尽くす、それと、それの課題を乗り越えていく、この視点ですね。これは、国の経済的な状況でいうと、かつて北欧のフィンランド、スウェーデンが財政赤字でどうしようもない借金地獄で大変だったと。そこで、フィンランドがとっ

た措置は、フィンランド式の教育で、まさにESDで学校の教員を全部、修士以上の資格取得をして、そこには単なる教える、取ってつけるということではなくて、系統的に統計的に子供たちに国家やあるいは地域との結びつきをしっかりと教育をしていくということなんですね。

ESDの言及から、今回の項目を起こしたのも今回3回目で、今、教育長が現在やっている中もそれに位置づけてやった取り組みだという点が非常に重要だというふうに思っております。今、国家経済が困窮して、地方自治体の行く末も本当にしっかりと先、あるいは足元を見ながらやらなければいけないというときに、子供たちにこの地域とこの地域の将来展望、そして国家の展望をこれを伝える点では、やはり中央にいなくてもそういう視点を持つ、それは教育にほかならないんですね。教育がないところでこれを位置づけても先につながっていかない、積み重ねができない。

これは、ESDの研究をしている立教大学の阿部教授の論考でも、ESDの関連で、地域を丸ごと博物館にするというエコ・ミュージアムという取り組みを分析した観点があるんですが、山形県の朝日町とか岩手県の東和町、私、直接これは調べておりませんけれども、エコ・ミュージアムというそれそのものをやれとかそういうことは全くないんですけれども、住民参加によって研究、保存、展示を常設にやっている組織で、地域社会の持続的な発展にこれを寄与する取り組みをしているんですが、これらの多くが環境・経済・社会の観点から、住民の学びを主体とした地域づくりとして展開をされていると。その点で、いわゆる教育の観点が、教育の実践的な取り組みがESDの観点を取り込んで、現状では教育カリキュラムは、教育委員長、ESDのカリキュラムとまではいっていないと思うんですね。認識や位置づけをそれに位置づけるということであるんですが、それを引き続いて位置づけるとともに、学校側から学校外教育、あるいは社会教育も教育委員会の視点であるかと思うんですが、学校外の社会教育に関してもESDの位置づけをしっかりとこれも徐々にですけれども、積み重ねていく必要があると思いますが、この点に関するご認識はいかがですか。

〇議長(梅本和熙君) 教育長。

〇教育長(小澤義一君) お答えいたします。

学校教育ばかりではなくて、社会教育については、また広くこちらのほうでもまた検討させてもらい、勉強させてもらっていきたいと思います。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 横嶋隆二君。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) ぜひこの観点、これは社会教育との関連だけではなくて、今日質問を起こしていないのでほかの産業担当とかには出していないんですが、このESDの地域づくりにおける可能性としては、これまでも産業振興の取り組みの中で提案をしたことがある内発的発展論、過疎地域の中でも住民の生活、消費構造、あるいは地域の生活の中から経済発展をこれができると。それは、その一つの例が湯の花の農林水産物直売所の取り組みではあるんですが、内発的発展論そのものもESDの位置づけで、これを教育的な観点で位置づけるかどうか。住民主体、地場産業の育成というボトムアップ型の内発的発展というのが、環境・文化・教育・医療・福祉など、地域にこれを将来にわたってつないで、しかもそこに携わる子供たちをそこにも導いていくというふうに思います。

全てが教育の現場だけでやることではないわけですが、このESDの取り組み、ユネスコが提案してこのESDの実施計画は平成18年から10年計画がされていますが、まだまだ多く広がっているわけではありません。ぜひこの点を教育委員会の分野からも各方面に広げていただきたいというふうに思いますが、お仕事をたくさんふやすということではなくて、その観点のいわゆる管轄が文部省、ユネスコの観点でありますもので、ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

さて、もう一つ、最後項目に上げております。いわゆる健全な子供の成長の観点で、小中学校の教育でも薬物に関しては繰り返し学校でも時間をとった教育がされております。現状の実態、取り組みの現状をいろいろさまざまな困難、課題を抱える地域の中で、絶対子供たちをそういう環境に置かない。そして、みんなと一緒に歩んでいく取り組みは、目を離してはならないというふうに思うんですね。この点で、現況をご答弁いただきたいと思います。

〇議長(梅本和熙君) 教育長。

○教育長(小澤義一君) お答えいたします。

薬物汚染の問題につきましては、現在のところ、本町におきましてはそのような事例は存在しておりません。しておりませんが、今後下田警察、それから静岡県、あるいは賀茂薬剤師との連携による啓発事業などにも取り組んでいるところでございます。また、学校薬剤師、それから養護教諭による指導、教職員の研修など、多面的な取り組みもあわせて進めております。私ども今後とも青少年の健全育成のために、関係機関、さらに地域などと連携しながら一層さらに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(梅本和熙君) 横嶋君、終わりますか。
- **〇11番(横嶋隆二君)** もうあと1分ですね。2時まで。
- 〇議長(梅本和熙君) どうぞ。

[11番 横嶋隆二君登壇]

- 〇11番(横嶋隆二君) はい。
- 〇議長(梅本和熙君) 発言しますか。
- ○11番(横嶋隆二君) 今出しますよ。

改めて今回の質問は、町長の政治姿勢と教育の問題で質問を行いましたが、町長の政治姿勢のご答弁の中でも出ました地域を将来にわたってこれをつないでいく。まさに現状、国の動向、あるいは経済の動向でいろいろあるんですが、地域の実態、足元をしっかりと見据えて、同時に教育も力にしながら、現状を否定的に捉えないでリアルに見ながら真摯にこれを一つ一つ解決をしていく。拙速ではなくて着実に。しかし、それが急がば回れではなくて、急がば回れでこれが地域をつくっていく。これは、この間地域の賀茂地域の中でもいろいろ観光施設をつくって、大きな借金をいまだに抱えて数千万円の赤字補填をしている自治体があることを考えれば自明のことで、こうしたことなしに町を残して耐震化を完了して役場庁舎、そして今後誰になるかわかりませんが、新しい町長の時代というのは、市町村合併ではなくて一定の基盤をしっかりつくった上での南伊豆町の本当の意味での再生、石廊崎の問題もあわせてしていく時期に入っていく。しっかりとして、将来にいろんな経済動向があろうとも、資本主義の最後の荒波があろうとも、これを乗り越えてこの地域を守っていく力にして、私自身もそのために微力を尽くしていきたいというふうに決意表明して、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

〇議長(梅本和煕君) 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長(梅本和熙君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 清 水 清 一 君

○議長(梅本和熙君) 7番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番(清水清一君) それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い、まず石廊崎の再開発についてお伺いいたします。

石廊崎ジャングルパークの跡地の裁判も終わりになろうとしているわけですけれども、ジャングルパーク閉園から石廊崎の観光客等は大変減少してきておる。これを考えるに、石廊崎の再開発は非常に大事になってくるだろうと思いますが、町としてこの石廊崎再開発の考えや地域の活性化の取り組み等、どのように考えられておられるのか、お伺いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

この岩崎産業株式会社との訴訟につきましては、1月17日に臨時議会を開催をしていただいて、東京高等裁判所から提示されました和解条項案の議案について、全員賛成で議決をいただきました。現在、この和解条項に従って、測量業務が実施をされておるところであります。

そこで、今後でありますが、石廊崎の利用計画につきましては、売買対象の土地は町の所有になってまだおりませんので、これから土地境界立ち会い等を含んだ測量業務が順調に進み、分筆登記による売買範囲の確定、仮契約の締結、財産取得の議決、土地の登記、売買代金の支払いが完了後に、町民や有識者等のご意見等伺いながら、早急に考え、検討を行ってまりたいというふうに思っております。

そして、利用計画の策定に当たっては、石廊崎は本町のみならず、前から言っておりますように、伊豆半島全体にとって重要な観光の拠点でありますので、雄大な景観を生かし、観光地石廊崎の再生のために全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

〇7番(清水清一君) 石廊崎ジャングルパーク、裁判の途中であってなかなかしゃべられな

いという話なんですけれども、今測量中であって分筆登記中だという、分筆あるいは測量の 立ち会いを行いたいという話を行っているといった今答弁されたんですけれども、分筆のた めの測量、あるいは立ち会い等はどの辺まで進んでおられるのか。立ち会いは終わったのか、 それとも終わっていないのか、どういう今状況にあるのか、お教え願いたいと思います。

- 〇議長(梅本和熙君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷 半時君) お答えいたします。

現在、測量等の業務につきましては、和解条項案に従いまして、4カ月以内を目途にいわゆる測量作業を進めているということであります。境界立ち会いにつきましては、これからというふうに伺っております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

- ○7番(清水清一君) となりますと、立ち会いがまだ進んでいないということは、早くても4月、あるいは5月、4カ月以内というのですけれども、早くても4月、あるいは5月になるというふうに流れ的に考えますが、そういうふうに解釈して、解決するまでの時間的に早くいってもそのくらいかかるということでしょうか。
- 〇議長(梅本和熙君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(谷 半時君) お答えいたします。

境界立ち会いという問題もありますので、こういった問題のほうがどれぐらい時間がかかるか、ちょっとわかりかねますものですから、とにかく議決の日から4カ月以内ということを目途に進めているということでもって理解をしております。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番(清水清一君) 4カ月以内ということですから、5月の十何日までには解決するだろうと、あるいは立ち会いが終わって、スムーズにいけばもっと一月ぐらい早くなるんではないかなと思うんですが、それは相手もあることですし、まだ立ち会いもやっていない状況ですから、それもなかなか判断できないという課長の答弁でした。ですが、これを早く解決していただかないと、これからの石廊崎の活性化というものが進んでこないと思うんですけれども、石廊崎を活性化するために、この施政方針等でもあった、あるいはほかの一般質問からもありましたけれども、石廊崎再開発のための会合、検討会をこれから行っていきたいと

いうふうに言われましたけれども、その後について解決した段階でもうすぐ人を町民の方々で会合を開きたいと言うんですから、町民の方々を呼んで、あるいはそういう検討委員会を立ち上げて動いてもらいたいわけですけれども、それは解決する前からもう解決される翌日、あるいはその近くに会合を開きたいというような話で進んでもらいたいんですが、そのような考えはございませんでしょうか。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

今のようなご質問は、前の地元の説明会でもありました。そのとき私申し上げたのは、やはりこれはまだ人様の土地であるということを申し上げましたけれども、やはり今もそのことは変わってまだおりません。ですから、6月になって測量が終わって、分筆が終わって、区画がはっきりして、それでそこで町が買収をしたと。そこで、初めて町有地になるわけですので、それまでは何度も申し上げますけれども、いわゆるまだ人様の土地であるということでありますので、清水議員の言われることもわかりますけれども、我々としては、町有地になった段階で早急に取り組んでいきたいということしか今申し上げられません。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

[7番 清水清一君登壇]

- ○7番(清水清一君) 裁判が終わらないとなかなかしゃべれないという話だと思いますけれども、裁判が終わった限りでは一生懸命石廊崎での再開発について考えるという、そういう力強い物を言っていただきたいんですが、そういうものは考えておられるとわかっているんですけれども、考えていくんだよということを、もう一回言っていただけませんでしょうか。
- 〇議長(梅本和熙君) 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

これは、長い長いジャングルパークのいわゆる岩崎産業との問題でありましたので、問題解決の暁には、もちろん何度も申し上げますけれども、我が町だけではなくて伊豆半島全体の問題として注目している観光地でもありますので、早急に検討委員会的なものを立ち上げて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番(清水清一君) わかりました。

石廊崎の問題は当町だけではなく、伊豆半島全体の問題になってくると思うものですから、 県とかの話も必要になってくるかと思いますが、ぜひとも早い解決を願って、それで石廊崎 からまた南伊豆、伊豆半島を再生していくというものをやってもらいたいと思いますので、 そのときは石廊崎から伊豆半島へ帰っていこう、南伊豆から伊豆半島へ帰っていこうという ようなスローガンを持っていって考えて開発してもらいたいと思いますので、この石廊崎の 再開発について質問は終わらせていただきます。

続きまして、地域振興の進め方でございます。

魅力あるまちづくりを実現するために、社会資本、町道だ、あるいは橋梁等の整備状況と 今後の計画はということで質問を書いてあります。社会資本で、当然利用するのが道路があって、町道であります。この町道が余り利用しにくければ、自分たちでも管理するんですけれども、町でも管理していかなきゃいけないと思いますので、町道等のこの整備はどのようにこれから考えておられるのか。魅力ある町とするためにも、この町道等の整備等はどう考えておられるのか、お伺いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

社会資本の整備状況でありますが、これは平成14年度から平成23年度までの10年間で、農林建設の事業費として総額で13億3,993万4,000円を拠出をしておりまして、狭隘路線の整備などを行い、道路利用者等の安全性の確保を図ってまいりました。

また、県代行事業としましては、町道のあります吉祥線が昭和63年度から平成23年度まで 全体事業費約21億円で拡幅整備されるとともに、林道青野八木山線が平成19年度から平成28 年度まで、全体事業費約11億8,000万円で整備が進められておるところであります。

このほかにも、県要望などを通じて県道南伊豆松崎線、あるいは下田南伊豆線等の待避所などの整備が進められてきております。

そこで、今後の計画でありますが、現在、平成25年度から平成29年度までの5年間の社会 資本総合整備計画について、国土交通省中部地方整備局と事前協議を行っているところであ りまして、道路につきましては、国の平成25年度予算の重点配分を受けて、町道石井地区内 14号線の道路拡幅や町道加納前野原線の歩道整備を進めてまいります。

また、橋梁につきましては、昨年度から長寿命化修繕計画策定に取り組み、本年度末に最終的な計画を取りまとめることとなっており、平成26年度から国の交付金を活用しながら、耐震補強や補修を行ってまいります。この計画策定によりまして、今後50年間で約50億円の経費削減効果が見込まれるところであります。今後もさらに国や県との連携を図りながら、適切かつ効率的な社会資本の整備やその維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

〇7番(清水清一君) いろいろこれまでも今もやって、町道等は整備等はいろいろ町ではやっておられるという話をお伺いいたしました。

その中で、中部整備、国の中部地方の担当のところへ事前協議を行ったという話がございますけれども、その中で町内に新たな町道をつなぐというような要望等もやっていると思うんですが、一条横川線みたいなその要望等は行ってあると思うんですが、そういう状況はどうなっておられるんでしょうか。

- 〇議長(梅本和熙君) 建設係長。
- 〇建設係長(飯田満寿雄君) お答えします。

一条横川線につきましては、近隣市町の下田市と1月に県の道路局等を交えた中で、今後 の進め方について進めているところでございます。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

〇7番(清水清一君) では、これから国あるいは県へ上げていくという形になると思うものですから、それ、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。

それと、町道、このごろ木の生い茂げが激しくて、トラックで走りますとみんなぶつかって歩くという形になります。その中で、私のトラックなんか走ってきますと、何か植木で一生懸命伐採とか剪定をしながら走ってくるような状況になっておりますので、そういうものをどういうふうに考えておられるのか、トラックが走っていただければ木が取れてきれいになっていいなんていう話もありますけれども、そういうことでもないような気がするものですから、その点について、どういうふうに考えておられて、どう対策を練っておられるのか、

お伺いいたします。

- 〇議長(梅本和熙君) 建設係長。
- ○建設係長(飯田満寿雄君) お答えします。

主要12路線につきましては、毎年維持修繕としまして、草刈り等行っておるところでございますが、25年度予算につきまして、覆いかぶさっている町道につきまして、伐採をかけるという予算をいただいて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

- ○7番(清水清一君) それはいい話ですけれども、伐採をかけていくという、12路線以外のところを伐採をかけていきたいと。あるいは14路線かけるのか、どちらなのかわかりませんけれども、12路線はもちろん、それ以外の路線についても、少しは伐採等はやるのかできないのかある程度できるのか、それをお伺いいたします。
- 〇議長(梅本和熙君) 建設係長。
- ○建設係長(飯田満寿雄君) まずは主要な12路線、1級路線といっておりますけれども、部落と部落を結ぶような主要な路線について、選考してやっていきたいと考えております。
 以上です。
- 〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

[7番 清水清一君登壇]

○7番(清水清一君) わかりました。

その上で一応きれいにしていただければ、町も車も走りやすくなりますし、主要路線ですと大体バスも通りたがる人もありますので、そういうものも大変通りやすくなるのではないかなと考えますので、うまく道路については管理していただくようお願い申し上げます。

続きまして、防災対策についてを質問させていただきます。

湊地区の津波避難タワーの建設は、また、他地区はどうしていくのかについてお伺いいた します。

新年度予算で、津波避難タワーを建設するということで金額が載っておりました。この内容についてはどのような、ある程度書いてあったんですけれども、どのようなものなのか。また、それとこの湊地区につくるのはいいんですけれども、そのほかの地区はどういうふうに考えられておられるのかをお伺いいたします。

- 〇議長(梅本和熙君) 防災室長。
- **〇防災室長(橋本元治君**) お答えをいたします。

湊地区の津波避難タワーにつきましては、昨年8月29日発表の南海トラフ巨大地震によります被害想定に基づきまして、建設地の津波の浸水深、津波到達時間のほか、夏季シーズンにおけますピーク時の来訪者を推計をいたしまして、高さ12メートル、収容人員1,000人の施設規模で、平成25年度の早期完成を目指し、事業の推進に努めているところでございます。

湊地区以外の海岸地区につきましては、同想定に基づく津波到達時間等を踏まえた中で、 安全な避難場所となる高台が確保されていること、また、タワー設置場所の問題もあること などから、現時点での設置の計画はございません。しかしながら、今後公表されます静岡県 第4次地震被害想定なども踏まえまして、状況に変化が生じた場合には、必要に応じて津波 避難タワーの設置を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、より一層の防災・減災対策の推進、強化を図っていくため、自主防災組織の支援体制の充実でございますですとか、耐震補強事業等の利用促進に努めてまいりたいと思っております。

さらに、海岸地区の津波対策の推進を図るため、民間事業者が行う津波避難ビルとしての 機能強化に要する整備費用の一部を助成する経費につきまして、新年度予算に計上させてい ただきましたので、またご審議のほど、お願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

- ○7番(清水清一君) 今、この津波避難タワーは1回つくってみようと。その中で、他地区については山が近いから少し後回しになりますけれども、あるいはこれから考えてみたいんですよという話でございますが、じゃ、それでですと、一番最初に手石で避難道をつくったところありますね。ああいうところの整備の費用とか、あるいは他地区でもそういう登山道を整備したよという形でございますけれども、そういう避難するための階段、あるいは道路をつくろうというときに、町としても積極的に補助をしていくという話は聞いているんですけれども、どのような形で補助をしていくのか、お伺いいたします。
- 〇議長(梅本和熙君) 防災室長。
- **〇防災室長(橋本元治君**) お答えをいたします。

今回の補助金、新年度の予算のほうにも計上してございますが、24年度当初で200万円の

自主防災会への助成事業ということで予算化をさせていただきまして、補正をとらせていただいて、補助率も上げまして、補助事業の推進といいますか、地区のほうで自主的に取り組んでいただく事業に対して、町も一生懸命助成をしましょうということで補助金の制度を展開させていただいているところでございます。地区のほうからの要望に基づいた形の中で事業の交付決定をして対応しているという、その流れでやらせていただいてございます。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番(清水清一君) そういう形で津波避難タワーはつくれないけれども、地区の住民たちが避難できるようなところは町としても補助して、そういったかわるものを山へ上がってもうようにお願いしているという形でいいと思います。

あと、2番目ですね。この湊地区の津波避難タワーができた場合、これを有効活用しないといけないと思うわけです。津波避難タワーができた後、訓練等も行うわけですけれども、ふだんどのように活用していくのか、また管理していくのか。また、津波避難タワーというものは、町の弓ヶ浜という景勝地にございますけれども、この景勝地の景色を町外に発信するという意味でも、常時見るライブカメラ等を設置したらどうかなと考えますが、このようなことは考えられますかと。内容等お伺いいたします。

- 〇議長(梅本和熙君) 防災室長。
- **〇防災室長(橋本元治君**) お答えをいたします。

湊地区の津波避難タワーの完成後におけます利活用等々につきましては、地元の湊区や当 然賀茂危機管理局等々も交え、検討を進めてまいりました。現在、観光面や地域防災の観点 から平常時に展望台として開放すること、あるいは防災倉庫、備蓄倉庫の天板の部分ですけ れども、設置などについて地元の湊区と合意が図られているところでございます。

このような中で、津波監視カメラやお天気カメラというようなご質問の中でご指摘もございましたが、津波避難タワーの設置予定地につきましては、自然公園法のほかに、文化財保護法に基づく名勝伊豆西南海岸に指定がされてございます。このため、施設高が法的規制を受けることなど、慎重な対応が求められるようなことにもなります。しかしながら、このようなカメラの設置も含めまして、津波避難タワーの有効活用は、地域の活性化にもつながるということもございますので、地元の湊区やあるいは関係機関なども含めまして、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番(清水清一君) ライブカメラ等について、法律の壁があるとかと言っていますけれども、災害対策だという形でつけていただければ、法律もクリアできるのではないかなと私は考えます。なかなかそこまで法律で縛ることはできないと思うものですから、それもこれから考えていただいて、町内になかなかライブカメラを置いてあるところは少ないと。私も少しインターネットを行いますが、よそではライブカメラは設置してある市町村は意外と多いわけです。それを南伊豆町としても行っていただけたら、大分変わってくるのではないかなと。ましてやテレビ局にお願いをして、そこヘテレビ局のテレビカメラでもつけていただけたら、大分宣伝になって、あるいは南伊豆町を町外に発信できるのではないかなと考えます。ですから、この津波避難タワーをただ避難する、あるいは訓練する、そういうためのものではなくて、また町外に南伊豆町を発信するための施設として兼用できたらいいなと考えますので、それもこの後、考えておいていただくようお願いいたします。答えをもう聞いてしまいましたので、お願いしておきます。

続きまして、3番目の災害時の職員の初動対策はどうなっておられるのかと。また、防災士の資格が日本防災士機構からありまして、そういうところでよく防災士の資格を認定して、市町村によっては、ある市では100人単位の防災士を用意したとかという話は聞いております。この防災士等を町民へ取得させる。免許を取得させて、防災のときの防災士として、リーダーとして活動してもらえるようにしてもらいたいんですが、今現在、南伊豆町内では防災士は何名おられて、またあるいはこれから防災士をどのようにふやしていくのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(梅本和熙君) 防災室長。
- ○防災室長(橋本元治君) お答えをいたします。

災害時の職員の初動対策というようなこともございましたので、災害時におけます職員の 初動体制につきましては、突発型の大規模地震災害を想定して作成をさせていただきました 南伊豆町災害時初動マニュアルによりまして、職員に周知徹底をしているところでございま す。このマニュアルを使いまして、災害発生時に懸念をされます休日夜間などの勤務時間外 の対応でありますとか、職員の登庁基準などを設けた非常参集マニュアルなどを定めまして、 地域防災計画に基づく本部要員の役割を具体化をし、円滑な危機管理体制が確立されている というふうに考えてございます。 このほか、実践的訓練につきましては、4月の非常登庁訓練のほか、9月の総合防災訓練時におきましても、全職員による登庁訓練を実施をするなど、迅速な初動体制の強化を図るとともに、今年度導入いたしましたメール配信システムがございますが、これらを使いまして職員への迅速かつ的確な情報伝達手段を確立しているところでございます。今後とも、防災におきましては、本部要員となる職員の役割が極めて重要であると考えてございますので、各種研修及び訓練等に初動体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、防災士の資格の取得についてでございますが、町では本年度に総務課防災室の職員 2名が防災士の資格を取得をしたところでございまして、来年度においても2名の資格取得 を予定してございます。

また、先般、静岡県主催のふじのくに防災士養成講座が開催をされまして、町内では5名の方が防災士の資格を取得をされました。防災士は各地区における自主防災活動等における主導的な役割を担うことができるものと考えてございますので、今後とも関係機関と連携をしながら、町の職員も含め、有資格者の増員に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

[7番 清水清一君登壇]

- ○7番(清水清一君) 一生懸命、防災士がふえることによって、防災時のリーダーがふえることによって、大変心強くなると思います。その中で今聞きますと、やっぱり広域約9名とあるいは今7名で、来年度2名の防災士が生まれるという職員の中でという話を聞きましたが、また静岡県のほうでまたそういう防災士の講座があったときに、町内からまたいっぱい人が送れていただくような方策等はこれから考えておいたほうがいいと思うんですが、そういうものは考えておられませんか。
- 〇議長(梅本和熙君) 防災室長。
- ○防災室長(橋本元治君) 県のほうは、いろいろな形でこの防災士以外についても各認定要領というようなものがございまして、それぞれの講座といいますか、研修のようなものも開催されてございます。当然、町の方々、これは職員だけではなくて、一般の方々にも防災士の資格を取っていただくという意味では、広報誌等を通じてしっかりPRをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

- ○7番(清水清一君) 防災士等のあるときは講習会、あるいはそういうやつを言っていただきたいという形で、町も大変言っていただきたいなと思います。それに対して、やっぱり経費もかかるものですから、その経費等何か町では見ていただけるのかどうか、少しは。試験手数料等を出すとか、そういう等は考えておられるのか、おられないのか。
- 〇議長(梅本和熙君) 防災室長。
- **〇防災室長(橋本元治君)** お答えします。

経費的な部分につきましては、遠方まで出かけるということになると、かなりの経費がかかるのかなというふうには考えてございますが、今回、静岡県が開催いたしましたふじのくに防災士養成講座につきましては、当初とそれから最後、これは静岡市のほうへ出向くというような形になるんですが、それ以外の部分、要するに講習をする部分については、全て下田の総合庁舎のほうで開催をしているというような現状がございます。ですから、余り、それと試験についても経費的には非常に安価で、3,000円ぐらいじゃないかというふうに、だと思いますけれども、その程度でございます。ただ、やはりこれは防災士の資格をたくさん取っていただくということは大変大事なことでございますので、それとですね、すみません、逆にある程度の人数がまとまれば、危機管理部のほうにお願いをして、本町この庁舎も利用して、そういう講習で資格といいますか、それが取れるようなものもできないかというものを検討しているところでございます。また、補助制度も必要であればというところは、また考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

- ○7番(清水清一君) 補助制度もちょっと考えていただけたら町内でできないとき、あるいは下田でできないときは、ちょっと考えてあげたほうがいいのではないかなと考えます。
 続きまして……
- O議長(梅本和熙君) 清水清一君。ここで、建設係長より発言の訂正がありますもので。 建設係長。
- **〇建設係長(飯田満寿雄君)** 先ほどの答弁の中で、「部落」との発言をいたしましたが、「集落」に訂正させていただきます。

○議長(梅本和熙君) わかりました。よろしいですか。

清水誠一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

〇7番(清水清一君) 建設係長も初めてだと思うものですから、大分緊張しているみたいで、 よろしくお願いいたします。

続きまして、それでは公募による補助金制度について、お伺いをいたします。

この公募による補助金制度ができて大分たちます。四、五年、五、六年たつと思いますが、 大変いい制度だと思います。これまでの数年間ほどの公募による補助金のこの制度が大分町 民に広まってきていると思うんですけれども、これまでの件数、あるいは申し込み件数、あ るいは団体数等がございます。それとの効果、それとその補助金制度によって、効果はどの ようなものがあったのかをお伺いいたします。

- 〇議長(梅本和熙君) 総務課長。
- 〇総務課長(松本恒明君) お答えいたします。

まず、公募補助金でございますが、南伊豆町きらりと光るまちづくり事業支援補助金というものが正式な名前でございます。いわゆる公募補助金でございますが、南伊豆町内で活動する団体が地域振興ですとか産業の活性化、社会福祉を目的として実施する自主事業に対しまして、経費の一部を町が補助するとともに、必要な助言を行うなど、地域の多様な活動主体を支援することにより、公共的サービスをともに担い合う新しい公共の実現による協働のまちづくりに寄与することを目的として、平成20年度から実施しております。要綱ができたのは、19年度の末でございます。

募集につきましては、補助金交付要綱第6条の規定に基づきまして、町の広報誌ですとかホームページ、地元の新聞等に掲載することにより、周知をしております。また、審査につきましては公開でございまして、その結果も同要綱第10条の規定に基づきまして、町ホームページ等への掲載により公表しているところであります。

実績でございますが、補助金交付の件数は、平成20年度初年度が4件、21年度が6件、22年度、23年度が7件ずつ、それから24年度が9件と一番多くなっています。当初は、小規模補助金等をちょうどいろんな行革等の絡みで、小規模補助金等に交付しないというようなことで、そういった方々が応募したというような制度の導入時の混乱もありましたけれども、最近では非常に落ちついていると、趣旨を理解していただいているというふうに認識しております。この補助金によりまして自立し、まちづくりに寄与している団体も育っております

ので、今後とも本事業により意欲のある団体を支援し、地域振興等の推進を図ってまいりた いと考えております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水誠一君。

[7番 清水清一君登壇]

- ○7番(清水清一君) 今、総務課長答えていただきまして、大変わかりやすくてありがとうございます。その中でこの地域振興とかあるいは社会福祉とかと言っていますけれども、そういう団体があるという話がございますけれども、そういう場合、総務課ではなくて担当課が急遽健康福祉に継ぐとか、あるいは地域振興であるから担当課どこなのかわかりませんけれども、そういうもので担当課が移るとか、そういうあるいは、なぜそういうことを言うかというと、指導等はしているのかと。あるいは結果、あるいは途中職員がどうなっていますかとかという話でうまくいっていますかとか、産業振興でやっているんだったら産業振興課の方が行ってどうなっていますかという話等はやっておられるのか、やっておられないのか、どうなのか。結果的に最終的に報告書が上がってくるからこんなふうになりましたという話があると思うんですが、途中の指導等はあるのかないのか、お伺いいたします。
- 〇議長(梅本和熙君) 総務課長。
- 〇総務課長(松本恒明君) お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、あくまでも自主事業に対する補助金で、委託ではございません。ですので、当然その地域で多様な活動主体、主体は町ではございません、団体でございますので、活動主体を補助するということでございます。ですから、ただ補助金を出し放しかというとそうではなくて、当然、活動状況どうですかとか、最終的には補助金につきましても精算をしますので、概算払いで例えば30万円払ったけれども最終的に25万円でしたとかというと戻し入れとか、そういったことはします、公金ですので。ですので、お金だけではなくて、当然3年というサンセット方式、期限つきの補助金でございますので、3年の間に自立してほしいというのが我々の願いでございますので、そういった意味からも指導といえるのかお願いといえるのか、そういったことでともに協働しながら進めているということで私は認識しております。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水誠一君。

[7番 清水清一君登壇]

- ○7番(清水清一君) 公募による補助金、大変いい制度ですので、これをうまく運用していって、町民の方々、団体等がうまく自立していっていただけたら、大変まちづくりに乗ってくると思うものですから、これについてはもっと押し詰めて、みんなにも宣伝していただいて、いろんなグループを地元で地元の地区でもいいし、あるいはそういう団体が集まってもらって、そういう公募による補助金で町の活性化がもっと図れたらいいと思うものですから、ぜひともこれはもっと宣伝していただいてやっていただきたいと思いますが、どうでしょう。
- 〇議長(梅本和熙君) 総務課長。
- 〇総務課長(松本恒明君) お答えいたします。

先ほど町長が施政方針、予算編成方針の中で申し上げましたように、非常に住民ニーズ、町民ニーズが複雑高度化しているよという中で、行政だけではどうしてもカバーできない部分が生じております。ですので、まさにこの補助金交付要綱は、新しい公共の実現によるまちづくりということで、行政がやることと民間がやること、その中間を埋めるNPOとか、そういった発想のもとにできた要綱でございます。ですので、複雑多様化する町民ニーズにも迅速に対応するためにも、こういった補助制度を設けまして、例えば放課後児童クラブを担っているNPOさんですとか、ジオパークを今牽引している団体さんですとか、そういった団体とともに町の発展をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 清水誠一君。

[7番 清水清一君登壇]

○7番(清水清一君) わかりました。

そういう形でうまくやっていっていただきたいと思います。

以上で清水清一の一般質問は終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(梅本和熙君) 清水清一君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長(梅本和煕君) 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 梅 本 和 熙

署名議員 加畑 毅

署名議員宮田和彦

平成25年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年3月4日(月)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 4号 南伊豆町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議第 5号 南伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定 について
- 日程第 4 議第 6号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規 約の変更について
- 日程第 5 議第 7号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定に ついて
- 日程第 6 議第 8号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約 制定について
- 日程第 7 議第 9号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約 制定について
- 日程第 8 議第10号 南伊豆町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制 定について
- 日程第 9 議第11号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例制定について
- 日程第10 議第12号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
- 日程第11 議第13号 南伊豆町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 日程第12 議第14号 南伊豆町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例制定について
- 日程第13 議第15号 南伊豆町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定 について

```
日程第14
      議第16号 平成24年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)
日程第15
     議第17号
            平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第16
     議第18号
            平成24年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
            平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第17
      議第19号
日程第18
      議第20号
            平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算(第1号)
日程第19
     議第21号
            平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第20
     議第22号
            平成24年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第21
      議第23号
            平成25年度南伊豆町一般会計予算
日程第22
            平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
      議第24号
            平成25年度南伊豆町介護保険特別会計予算
日程第23
      議第25号
日程第24
      議第26号
            平成25年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25
      議第27号
            平成25年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
日程第26
      議第28号
            平成25年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
            平成25年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
日程第27
      議第29号
日程第28
            平成25年度南伊豆町土地取得特別会計予算
      議第30号
日程第29
      議第31号
            平成25年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
日程第30
      議第32号
            平成25年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
日程第31
            平成25年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
      議第33号
日程第32
      議第34号
            平成25年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
日程第33 議第35号 平成25年度南伊豆町水道事業会計予算
```

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	加	畑	毅	君	2 1	番 宮	田	和	彦	君
3番	吉	JII	映 治	君	$4^{\frac{1}{4}}$	番 谷			正	君
5番	長	田	美喜彦	君	6 1	番 稲	葉	勝	男	君
7番	清	水	清一	君	8 1	番 梅	本	和	熙	君
9番	齍	藤	要	君	1 0 3	番 渡	濞	嘉	郎	君

11番 横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	ſ		長	鈴	木	史額	島哉	君	İ	副	H	丁	長	渥	美	幸	博	君
教	Ź Ī	育	長	小	澤	義	_	君	j	総	務	課	長	松	本	恒	明	君
り	5 災	室	長	橋	本	元	治	君	-	企區	町調	整調	長	谷		半	時	君
建	整設	係	長	飯	田	満刻		君	,	産氵	業観	光調	長	大	野		寛	君
町	「 民	課	長	Щ	本	信	Ξ	君	,	健原	表福	祉調	是是	大	年	清	_	君
社	:会教	育係	長	斉	藤		久	君		上-	下水	道調	是是	飯	泉	孝	雄	君
숲	計 智	章 理	者	藤	原	富	雄	君	j	総	務	係	長	平	Щ	貴	広	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山田昌平 主 幹 大年美文

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長(梅本和熙君) 定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達して おります。

これより3月定例会本会議第2日目の会議を開きます。

なお、教育委員会については、社会教育係長が説明員として出席しておりますことを報告 いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(梅本和熙君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1番議員 加畑 毅君

2番議員 宮田和彦君

◎議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) これより議案審議に入ります。

議第4号 南伊豆町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第4号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、公営住宅法が改正されたことに伴い、条例委任された公営住宅

の整備基準について条例を改正し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては建設係長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申 し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設係長。

○建設係長(飯田満寿雄君) それでは、議第4号の内容についてご説明いたします。

お手元に配付いたしました南伊豆町営住宅管理条例の新旧対照表によりご説明いたしますので、ごらん願います。

対照表は右が改正前で左が改正後の条文となっており、改正箇所は下線で表示しております。今回の改正に当たり、町営住宅の管理以外の建設に関する事項についても条例に取り入れることから、条例の題名を「南伊豆町営住宅条例」に改めることといたしました。

第1章第1条につきましては、目的について定めたものであります。今回の改正の目的となります整備基準を加え、改正するものです。

なお、整備基準は町営住宅の建設を行う際に、健康で文化的な生活を営むにたえる住宅の整備を目的として、町営住宅の敷地や住戸の必要面積、設備等の品質や性能についてどのような基準にするかを定めるものです。

第1章の2につきましては、町営住宅の整備基準として新設し、第3条の2として法第5条第1項及び第2項の規定で、条例で定めることとされている町営住宅等の基準を規則で定める条文を新設するものです。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長(梅本和熙君) 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第4号 南伊豆町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり 賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第5号 南伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する 条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 議第5号の提案理由を申し上げます。

本議案は、静岡県が占用料の基礎となる賦課水準の下落により、静岡県河川管理条例で定める占用料の一部改正を行ったことに伴い、本町における占用区分及び単価等を静岡県の占用基準に基づき改正するため、条例を改正するものであります。

詳細につきましては建設係長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申 し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設係長。

○建設係長(飯田満寿雄君) それでは、議第5号の内容説明をいたします。

区分及び金額は、静岡県における町部に準じた占用物件と同様の内容となっております。 また、本町における占用料等の額につきましては、南伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例 第2条において、別表により定めているところですが、別表は普通河川条例と同様の内容で あるため、同様となるよう改正するものであります。

お手元に配付いたしました南伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の新旧対照表によりご 説明いたしますので、ごらん願います。

対照表は、右が改正前で左が改正後の条文となっており、改正箇所は下線で表示しております。このたびの改正は、占用料等を定める別表を普通河川条例と同様とするため、同条例を準用することとし、下線部の改正を行うとともに、準用により不要となる第2条第3項及び別表を削除するものであります。

準用する普通河川条例の別表は新旧対照表の次に添付いたしました。これにより普通河川 条例の占用料等を定める別表の改正がなされた場合には、自動的に準用河川流水占用料等徴 収条例の改正がなされたこととなり、業務の効率化が図られることとなります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邉嘉郎君。

○10番(渡邉嘉郎君) 教えてください。南伊豆町の普通河川条例、最終改正が24年12月26日の日付で第18号というのがありますね、3枚めですか。別表の第16条、発電以外の流水占用料、この下に土地占用料がありますね、2として。この中に、工作物の設置を伴うものというとこで区分があるわけですけれども、この中に電線類とありますけれども、私が見るところによりますと、パイプ類というのがないんですね、パイプが。雑排水にしても給配水にしても。そういうものがないわけですけれども、この電線類が外径が50センチメートル未満のものというと、外径が50センチと言いますと、こういうことだと思うわけです。外径が50センチは、外径を出すのには3.14の直径を掛ければいいわけですけれども、それからいくと、この50センチというのは約16センチくらいになるわけです、直径が。そうすると150のパイプだということです。その下は150以上の電線だということです。そんな電線は今、南伊豆町では使わないわけですけれども、こんなのは私はまだ見たことないけれども、こんな電線

というのは。どこへ行っても見たことはないんですけれども、それはそれでいいんですけれ ども、このパイプ類はどこに入っているんですか。電線管とか、あるいはほかの給配水だと か、まあいろいろ。それを教えてください。

- 〇議長(梅本和熙君) 建設係長。
- ○建設係長(飯田満寿雄君) お答えいたします。

そのパイプにつきましては、2の土地占用料の中の工作物を伴うものの中の管線類に入ろうかと思います。4つ目の項目でございます。管線類に入ります。

以上です。

- 〇議長(梅本和熙君) 渡邉嘉郎君。
- ○10番(渡邉嘉郎君) これも電線類と載っていますよね。

[「管線類」と言う人あり]

- ○10番(渡邉嘉郎君) わかりました。これですね、わかりました。この電線が僕はちょっと合点がいかなかったもので。こんな大きなパイプを、電線を通すというのはないわけですよ。全国的にも私は珍しいなと思っているわけですけれども、その辺のことをちょっと聞きたかったものですから。ありがとうございました。
- 〇議長(梅本和熙君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第5号 南伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、 原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第5号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(梅本和熙君) 議第6号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第6号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成25年4月1日から松崎町及び西伊豆町が下田地区消防組合に加入することで 組織基盤の強化を図ることとし、平成25年3月31日をもって、西伊豆広域消防組合が解散す るため、組合規約の一部を変更する必要が生じましたので、地方自治法第290条の規定に基 づき、組合構成市町の議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

- ○議長(梅本和熙君) 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。
 〔発言する人なし〕
- ○議長(梅本和煕君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第6号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第7号~議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第7号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規 約制定について、議第8号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する 規約制定について及び議第9号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更 する規約制定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 議第7号、議第8号及び議第9号の提案理由を申し上げます。

本3議案は、地域社会における共生の礎に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律が施行され、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律」に改題する等の改正がなされたため、規約において引 用している箇所等を変更するものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い を申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(大年清一君) ご説明いたします。

お手元に配付してあります参考資料の賀茂地区障害認定審査会共同設置規約、新旧対照表をごらんください。

議第7号ですけれども、右側の旧規約の第1条で引用している下線部分の障害者自立支援 法を、左側の下線部分のように障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律、通称「障害者総合支援法」と申しますけれども、それに変更するものでございます。

次の議第8号ですけれども、お手元の資料を1ページめくっていただいて、賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約でございますけれども、これも同様に、引用している法律の名前が変わるもので、それを変えるというものでございます。

さらに引き続きまして、もう1枚めくっていただいて、賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約、これも同様に引用条文を変更するものとあわせまして、引用している第77条第 1項第1号を第77条第1項第3号に変更するものでございます。

なお、この3つの規約の変更議案は、賀茂地区の各市町の3月定例会に同時に上程される ものでございます。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第7号 賀茂地区障害認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定については、 原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第7号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

採決いたします。

議第8号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第8号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

採決いたします。

議第9号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第9号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第10号 南伊豆町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第10号の提案理由を申し上げます。

本議案は、契約事務の明確化と事務の効率化を図るため、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき条例を制定するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申 し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(松本恒明君) それでは、お手元の議第10号につきまして内容を説明させていた だきます。

新規の条例でございますので、朗読説明をさせていただきます。

南伊豆町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。

まず、第1条でございますが、趣旨であります。この条例は、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」とい う。)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の種類及び 期間について必要な事項を定めるものとするものでございます。

この第1条について説明させていただきますけれども、通常我々地方公共団体が行う契約は、地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に基づき、会計年度単年度ごとに契約することが原則でありますが、従来から翌年度以降にわたり、電気、ガスもしくは水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約に限って、債務負担行為の議決を得ることなく、長期継続契約を締結することが認められておりました。これは自治法234条の3でございます。それで、自治法ですとか地方自治法施行令の一部が改正されまして、より事務の合理化、効率化を図るために長期継続契約の対象に翌年度以降にわたり、物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすもののうち条例で定めるものというものが加えられました。これが自治法の施行令167条の17でございます。ということで、具体的な契約の範囲ですとかは、自治体の自主性を尊重するために必要な事項を条例で定めるということで今回の条例を上程したわけでございます。

次に、第2条でございます。長期継続契約を締結することができる契約の種類でございます。

第2条、政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約であって、規 則で定めるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結する必要があるもの。

- (2) 継続的に役務の提供を受ける契約で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 機械警備業務その他の役務の提供を受ける契約で、その役務の提供に必要な設備等に係る初期投資額の回収に複数年にわたる期間が必要であるもの。
 - イ 施設等の運転管理又は保守その他の役務の提供を受ける契約で、1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があるもの。

次、第3条でございます。長期継続契約を締結することができる契約の期間であります。

前条第1号及び第2号アに規定する契約の期間は、5年以内とする。ただし、契約年数が商慣習上当該物品又は役務の提供に必要な設備等の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)又は耐用年数に基づいて一定の年数を加え、若しくは減じて得た年数によることが一般的なものについては、当該年数(1年に満たない端数が生じたときは、これを1年に切り上げる。)以内とするということでございます。。

2でございます。前条第2号イに規定する機械警備業務等でございますが、契約は3年以内とする。ただし、同条第1号に関連する契約及び役務の提供に必要な設備等に係る初期投資額の回収が必要な契約については、前項の規定を準用するということでございます。

3、前2項の規定にかかわらず、町長が必要と認める場合は、当該期間を超えて契約する ことができるということでございます。

第4条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、規則で定めるというものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議なしと認めます。

よって、議第10号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第11号及び議第12号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第11号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例制定について及び議第12号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを一括議題といたします。提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第11号及び議第12号の提案理由を申し上げます。

本2議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律並びに介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、条例委任された指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について条例を制定し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い を申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(大年清一君) それでは、議第11号及び議第12号につきまして一括してご説明をいたします。

介護保険制度によるサービスを受けるには、介護度の認定を受けてから、それぞれの段階 に応じてサービスを受けることができます。介護度には、要支援1、2から要介護1から5 までの7段階ございます。要支援1が介護度が一番低く、要介護5が一番高くなりますけれども、議第11号は、介護度が要介護1から5の方が利用できるサービスの事業の基準について定めるものであります。議第12号のほうは、介護度の低い要支援1、2の方が利用できるサービスの事業の基準を定めるものでございます。

これらについて、町条例で基準を定めるに当たりまして、まず1つ目として、国の基準に従うもの、2つ目に、国の基準を標準とし、合理的な理由の範囲内で標準と異なる内容を定めることが許容されるもの。それから3つ目に、自治体が十分に参酌した結果であれば、異なる内容を定めることが許容されるものという3つの類型がございまして、議第12号については、全て国の基準どおりとなっております。議第11号につきましては、条例のほうの第152条第1項第1号の基準について、本町の状況を踏まえ、参酌した結果、国と異なった基準を定めております。

それでは、きょうお配りした説明資料のほう、南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営の基準に関する条例、国の基準との比較表をごらんください。

まず、町条例、国条例の双方の条文の初めに記載されている指定地域密着型介護老人福祉施設ですけれども、これは町が指定する定員30人未満の小規模な特別養護老人ホームのことでございまして、右側の国の基準ですと、居室の定員は1部屋1人、最大2人までとすることができるとなっておりますけれども、左側の町の条例ですと、定員は原則国の基準と同じ1部屋1人でございますけれども、最大4人までとすることができるようにいたしました。この理由といたしましては、1部屋の定員をふやすことにより、利用者の費用負担の軽減に配慮したものでございます。ただし、現時点では南伊豆町にはこれに該当する施設はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本2議案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第11号議案及び議第12号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第13号 南伊豆町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第13号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、対策本部の組織及び運営に関し条例を制定し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い を申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(大年清一君) それでは、議第13号の内容をご説明いたします。

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするために、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定をいたしました。

町では、この特別措置法の施行に伴い、病原性が高い新型インフルエンザ等に対し、町民の生命及び健康の保持を目的とし、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進、調整するため、本条例を定めるものでございます。

内容につきましては、第2条をごらんになっていただきたいと思います。

第2条の中に、「本部長」及び「本部員」、「副本部長」等の文言が出ていますけれども、 措置法でいきますと、本部長というのは町長を指しております。本部員は副町長、教育長、 それから消防団長となっております。それから、副本部長は町長が指名をするということに なっております。

以上雑駁ですけれども内容説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたしま す。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議なしと認めます。

よって、議第13号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第14号 南伊豆町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条 例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第14号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律の施行に伴い、道路法等が改正され、条例委任された道路の構造の技術的基準等の各種基準について条例を制定し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては建設係長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し 上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設係長。

〇建設係長(飯田満寿雄君) それでは、議第14号の内容についてご説明いたします。

お手元の南伊豆町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例、議案をごらん願います。

この条例は、町道の構造の技術的基準及び道路管理者が設ける道路標識の寸法や移動等、円滑化のために必要な町道の構造の技術的基準等を定めるものとなっております。

第1条は、趣旨について定めたものです。

第2条では、道路の幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設、交差または接続、退避所、 横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設、町道の構造上必要な事項について、 町の管理する道路に該当する基準を定めました。

第3条では、道路標識の寸法について、内閣府令、国土交通省令で定めるものの寸法を定めました。

また、第4条では、自動車専用道路等との立体交差について定めました。

第5条では、移動円滑化のために必要な町道の構造に関する基準について定めるとともに、 その具体的な基準については規則で別に定めることといたしました。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議なしと認めます。

よって、議第14号議案は第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第15号 南伊豆町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める 条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第15号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い河川法が改正され、条例委任された河川管理施設等の構造の技術的基準について条例を制定し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては建設係長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し 上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設係長。

〇建設係長(飯田満寿雄君) それでは、議第15号の内容についてご説明いたします。

お手元の南伊豆町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例、議案をごらん願います。

この条例は、準用河川に係る河川管理施設等について、河川管理上必要とされる技術的基準について定めるものとなっております。

第1条は、趣旨について定めたものです。

第2条では、河川管理施設等の構造について、堤防、床どめ、堰、水門及び樋門、橋、伏

せ越しの基準等を定め、また第3条では、適用除外を定めました。

第4条では、計画高水流量等の決定または変更があった場合の適用の特例について定めるとともに、その具体的な基準については規則で別に定めることといたしました。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議なしと認めます。

よって、議第15号議案は第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第16号 平成24年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 議第16号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算を3,749万円増額し、それぞれの総額を44億2,580万1,000円とする ものであります。年度末を控え、人件費や各種事業の確定等に伴う更正の増減が主な内容と なっております。 歳出の主なものにつきましては、財政調整基金積立金に9,950万円、公共施設整備積立金に1億円、社会福祉総務費に187万5,000円、介護保険費に194万5,000円などを計上いたしました。

歳入の主なものは、地方税、地方交付税等を初め、交付金及び国県支出金等の確定などに よる更正であります。

詳細につきましては総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申 し上げます。

〇議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(松本恒明君) それでは、議第16号の内容について説明をいたします。お手元の 資料、議案1ページをお開きください。平成24年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)で あります。

平成24年度南伊豆町一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによるということでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,749万円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,580万1,000円とするものでございます。

2の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条でございます。繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるということでございます。

これにつきまして、内容を説明いたします。

歳出に入ります前に、10ページをごらんいただきたいと思います。第1表につきましては、 説明を省略いたします。10ページ第2表でございます。繰越明許費でございます。繰越明許 費につきましては、土木費が2件、消防費が1件、合計4,734万2,000円でございます。お手 元の平成24年度繰越明許費説明資料がございますので、そちらをごらんいただきたいと思い ます。そちらに基づきまして説明をさせていただきます。

繰越明許費の表紙を1枚めくっていただきたいと思います。

平成24年度一般会計補正予算(第7号)繰越明許費財源内訳一覧表でございます。

左から、款、項、事業名、金額、年度繰越額、左の財源内訳というふうな構成になっております。

まず、1番上、第7款土木費、2項道路橋梁費の橋梁維持事業でございます。2,610万円でございます。年度繰越額は1,750万円、全て一般財源であります。

2番目の第7款土木費、3項河川費の河川改良事業1,594万2,000円で、繰越額は1,594万2,000円でございます。既収入、特定財源はありません。財源内訳としまして、国庫支出金が1,033万5,000円、地方債が560万円、一般財源が7,000円でございます。

3番目の8款消防費、1項消防費でございます。事業名、防災施設管理事務で2,310万円、年度繰越額が1,390万円、既収入、特定財源はありません。地方債が1,390万円でございます。合計しまして6,514万2,000円、年度繰越額が4,734万2,000円、既収入、特定財源がゼロ、国庫支出金が1,033万5,000円、地方債が1,950万円、一般財源が1,750万7,000円でございます。翌年度に繰り越すべき財源としまして①+②で1,750万7,000円でございます。

1枚めくっていただきたいと思います。

まず、最初の7款土木費の橋梁維持事業でございます。繰り越しを必要とする事業でございますが、これは落居の1号、2号橋の補修工事でございます。3号補正で予算計上をお願いしまして、発注済みであった化粧型枠の納入が欠品により遅延したことから、年内完成が見込めないため、繰越明許費を計上したものでございます。

次のページをごらんください。

7款3項の河川改良事業でございます。これは二級河川妻良の殿田川の地震・高潮対策事業の町道改良事業負担金でございます。予算計上いたしました。しかし、防波堤整備における鋼矢板での仮締切工の施工に当たりまして、当初想定していなかった岩盤が確認されたことで不測の日数を要したことにより年度内の完成が見込めないため、繰越明許費を計上したものであります。

3点目の8款1項消防費の防災施設管理事務でございます。これにつきましては、デジタル無線の関係でございます。260メガヘルツ帯のデジタル移動無線システムの整備を静岡県と共同で進めておりますが、当町の災害対策本部固定局等整備分として当初予算に工事請負費を計上しました。しかし、静岡県及び県内13市町が一斉に同事業を行っているため、関係資材等の調達に不測の時間を要しております。ということで年度内の完成が見込めないために、繰越明許費を計上したものでございます。よろしくお願いいたします。以上が繰越明許

費関係でございます。

11ページ、地方債の補正でございます。これは事業の確定等による変更でございまして、24ページ、25ページに詳しく載っておりますので、またごらんいただきたいと思います。

それでは、歳出から説明をいたします。

26、27ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1 款議会費でございます。1 款1項1目の議会費、補正前が6,635万1,000円、19万8,000円の減の6,615万3,000円でございます。これにつきましては、最終の補正でございますので、給料、手当、共済費等の最終調整をしまして、更正の増減で調整したものでございます。

次のページでございます。

総務費でございます。 2 款総務費 6 億5, 204万1, 000円、補正額が 1 億8, 349万3, 000円、計で 8 億3, 553万4, 000円でございます。

それでは、目の主要なものを説明させていただきます。

1目の一般管理費でございます。258万1,000円の減で2億9,623万2,000円とするものでございます。先ほども申し上げましたように、給料、手当、共済費等につきまして、最終調整をしたものでございます。以下、給料、共済、手当等につきましては同様でございますので、説明は省略いたします。

1番下の10目地域づくり推進費をごらんください。208万9,000円減の9,274万2,000円でございます。これも事業の終了確定等に伴いまして、減額しているものでございます。委託料の交流・定住促進事業委託料、婚活事業等終わりました。それからその下の原材料費、コミュニティ施設原材料費等も終了したことにつきまして減額するものでございます。次のページをごらんください。61地域おこし協力隊推進事業、これも事業の確定に伴う減額でございます。

13目基金費をごらんください。1億9,950万円を補正増しまして、2億3,033万3,000円とするものでございます。内容としましては、財政調整基金の積立金として9,950万円、これは当初予算で50万円計上済みでありますので、1億円積み増して、年度末には10億7,000万円に到達する予定でおります。その下の公共施設整備基金でございますが、公共施設整備基金積立金として1億円。1億円現在積み済みでありますので、年度末には2億円というところに到達する予定でおります。

次のページ、32、33をごらんいただきたいと思います。

2目でございます。各種選挙費190万1,000円マイナスの624万9,000円としたいものであります。これは24年度中に実施しました 調整委員会委員の選挙、これはありませんでしたけれども、それと衆議院議員の選挙事務が終了、確定いたしました調整の減でございます。

ずっと飛んでいただきまして、36、37ページをお願いいたします。

3 款民生費であります。補正前の額は11億2,397万9,000円、2,429万7,000円の減で、10億9,968万2,000円としたいものであります。

まず、1目社会福祉総務費でございますが、187万5,000円増の3億144万円としたいものであります。内容の主なものは、20節扶助費でございます。606万円の増でございます。主な増加原因としましては、171障害者(児)福祉事業の扶助費の増に伴うものが主要な原因となっております。

その下の3目老人福祉費でございます。236万6,000円の減で5,599万1,000円としたいものでございます。これは減の主な理由としましては扶助費でございまして、高齢者通院費助成金、SMCへの通院費の助成でございますが、176人の申請がありましたが、利用実績はそれほど伸びなかったというようなところでございます。

ちょっと飛んでいただきます。42ページごらんいただきたいと思います。

4款衛生費でございます。補正前の額は5億6,725万5,000円、6,309万9,000円の減、5億415万6,000円としたいものであります。主な減の原因でございますが、2目の予防費でございます。235万9,000円の減で、1,485万4,000円としたいものであります。主なマイナス要因としましては、扶助費のところでございますが、肺炎球菌の接種助成費ですとか高齢者の季節性インフルエンザワクチンの接種助成等が、こちらが想定したものよりも届かなかったというところが主なものでございます。肺炎球菌につきましては、25年度は65歳に到達した方にダイレクトメールを送る等をして対応をしていきたいというふうに考えております。

その下の3目母子衛生費でございます。270万円減の644万8,000円としたいものでございます。委託料で母子衛生事業の妊婦健診委託料のマイナスでございます。出生の見込みが当初見込んだ数より約半分、半減であったと。約30人分くらいであったということで減でございます。

それから、次のページ、44、45へお移りください。

6目老人保健費でございます。補正額マイナス622万2,000円でございまして、主なものは 委託料のマイナスでございます。健康診査委託料、これは胃ですとか肺ですとか子宮頸がん とか大腸がん、乳がん、そういったものの健診でございます。後期高齢者健診委託料、基本 健診、心電図、眼底、そういったものがございます。健康増進健診委託料でございます。こ れは生活保護者の分でございます。いずれも、我々というか、当初想定した受診率より低か ったということでございます。それで減をしたというところでございます。

その下の8目医療施設整備推進費でございます。マイナスの4,038万9,000円の減で、5,647万2,000円とするものでございます。これは負担金、補助及び交付金及び投資及び出資金の減、いずれも一部事務組合下田メディカルセンターの負担金、出資金を減にするものでございます。

次の、46、47へお移りください。

5 款でございます。5 款農林水産業費、補正前の額が1億7,966万4,000円、マイナス1,260万6,000円の減でございまして、1億6,705万8,000円としたいものであります。主なマイナス要因でございますが、2項の林業費の林業振興費でございます。321事業の委託料、林道青野・八木山線用地測量業務委託料のマイナスでございます。これはホウ道等のために県の工事がおくれたための査定に要する予算を減額するもので、25年度に再度計上してございます。

次のページ、3項水産業費の6目海岸保全施設整備事業でございます。389万4,000円の減でございます。これは契約工事請負で下流の海岸保全施設工事が完了したものに伴う減でございます。

次、50ページ、51ページ。

6 款商工費でございます。補正前の額は1億6,431万1,000円、補正額が596万8,000円、計 1億5,834万3,000円としたいものでございます。主な原因でございますが、2目の商工振興 費126万1,000円の減でございまして、これは商工振興事業の負担金、補助及び交付金の保証 協会への負担金ですとか、短期のですとか、小口の利子補給に伴う事業が確定したことに伴 う増減ということでございます。

その下の3目観光費でございます。マイナス488万7,000円としたいものでございます。主なものは15節工事請負費の398万7,000円の減、これはジオサイトの看板がもうじき完了します。それから入間地区の観光施設整備が完了しました。伊浜地区の観光トイレ改修工事がもうじき終了いたします。そういったものに伴う精査ということで更正ということで398万7,000円の減でございます。

次の52、53へ移ってください。

7款土木費でございます。補正前の額は4億4,465万5,000円、補正額マイナス2,786万3,000円、計4億1,679万2,000円としたいものでございます。1項1目以降、事業確定に伴うものの減がほとんどでございます。主なものをかいつまんで説明させていただきます。1目土木総務費315万4,000円の減でございます。主なものは、負担金、補助等の民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金のマイナス133万5,000円が大きなものでございます。

その下の2項2目道路新設改良費でございますが、436万5,000円の減、4,890万5,000円とするものでございます。委託料、負担金、補助及び交付金等の確定、完了等によるものでございます。委託料は設計業務が完了しました。負担金、補助及び交付金につきましては、県道等の事業量の変更等に伴うマイナスでございます。

3目、4目橋梁関係でございますが、橋梁維持事業124万8,000円の減、これは来宮橋の高欄取りかえが完了いたしました。橋梁新設改良でございますが245万5,000円の減、これは橋梁改良事業としまして志戸橋のかけかえが完了したものが今のものでございます。

次のページでございます。 4 項港湾費、港湾管理費でございますが、1,183万6,000円の減でございます。これは負担金、補助及び交付金でございまして、手石港の整備事業の負担金、それから妻良漁港の整備事業負担金の事業変更に伴うマイナスが主なものでございます。

それから、5項3目公共下水道事業が277万9,000円でございます。公共下水道事業特別会 計繰出金で事業量の変更に伴うものということでございます。その下の急傾斜も同様でござ います。

次のページ、56、57、8 款消防費をお願いいたします。消防費でございます。補正前の額は3億3,048万2,000円、309万3,000円の減、合計で3億2,738万9,000円としたいものでございます。大きなものは2目非常備消防費の205万3,000円でございます。これは消防団員退職報償金を減するものでございまして、当初、我々が約35人で見込んでおりましたが、9人の退職者であったということで減額するものであります。その下の5目災害対策費でございますが、104万円の減をお願いします。これは委託料でございまして、ハザードマップの作成業務委託料ということでございます。これも事業の完了確定に伴う減でございます。

次の9款教育費でございます。補正前の額は3億2,207万2,000円、補正額887万9,000円、計3億1,319万3,000円としたいものでございます。これも年度末の事業確定見込み等に伴う減額が主なものでございます。主要なものを説明いたします。60、61ページをごらんいただきたいと思います。1目学校管理費の375万6,000円の減でございます。主なものは、委託料の490事業の委託料でございます。南伊豆中学校グラウンド改修工事設計業務委託料が331万

円の減でございます。これは25年度事業でまたお願いすることになります。それから、その下の教育振興費の139万円の減でございますが、これは定期券の購入費の減でございます。 延べ240人分の購入実績でございました。

それから最後に、災害復旧費ということでございます。

64、65ページでございますが、10款災害復旧費、補正前の額が2,222万3,000円で、ゼロで計2,222万3,000円ということで、財源の変更ということだけでございます。大きな災害がなかったということでございます。

それから、66、67をごらんいただきたいと思います。

給与費の明細、特別職と次のページに一般職がございます。今回の増減につきましても、 年度末によります特別職等の増減、委員会等の増減等に基づくものでございまして、今回は 選挙関係、カイク、衆議院の選挙関係が大きなマイナスの要因でございました。

それでは、歳入へ移ります。

16、17ページにお戻りいただきたいと思います。16ページ、17ページ、歳入でございます。まずは1款の町税から説明をいたします。補正前の額は8億8,229 π 4,000円、補正額は15,025 π 7円で19億13,25414,000円としたいものでございます。

1項の町税でございます。町民税でございますが、個人、法人合わせまして4,690万円の増としたいものでございます。当初、我々厳しく見積もっていたこともありますが、実績等を踏まえた補正でございます。

以下、2項の地方譲与税からずっと9項の地方特例交付金まで、これは実績等に基づくものでございます。

それから、10項地方交付税でございます。地方交付税、補正前の額が18億4,072万7,000円、 補正額が1億4,776万4,000円で19億8,849万1,000円としたいものでございます。普通交付税 と地方交付税でございます。

それから、12、13以降、それぞれ各実績見込み、確定等に基づきまして調整をいたしました。

22、23ページをお開きください。22、23の1番下でございます。

18款の繰入金でございます。基金繰入金ということで9,801万5,000円、当初で補正前でございますが、補正額でマイナス9,509万9,000円でございます。計で291万6,000円としたいものございます。次のページの1番上にございますが、当初予算で計上いたしました財政調整基金からの繰り入れ用に取り崩しですが、取り崩さなくても済みましたということでマイナ

スをするものでございます。

あと、雑入と21款が町債、先ほど第3表で説明いたしました町債がここに載っております。 町債が、補正前の額が3億2,590万円でございまして、2,470万円減いたしまして、3億120 万円としたいものでございます。

14、15ページに戻っていただきたいと思います。歳出合計であります。

補正前の額43億8,831万1,000円、補正額3,749万円ふえ、44億2,580万1,000円でございます。財源内訳といたしまして、国県支出金がマイナス2,208万2,000円、地方債が1,470万円のマイナス、その他が692万5,000円のマイナス、一般財源が8,119万7,000円の増であります。以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○6番(稲葉勝男君) 今回の補正は、事業確定によるものがほとんどでございますが、町長にお聞きいたします。

南伊豆町の現状を見て、少子高齢化のこういう中で、例えば、ページ37、高齢者通院費助成金、これが160万円減額になったと。これは共立病院が今のメディカルのところへ移った、それの補助なんですと。これが結局距離が遠くなったからという原因なのか、町のほうはそれをどういうふうに捉えているのか、その辺と、それからもう1点、43ページ、委託料で母子衛生費委託料の妊婦健診委託料の270万円減、これも先ほどの説明によりますと、妊婦が半分以下だったと、こういう現実を捉えた中で、町長はこの少子高齢化をどういうふうに考えて、今後どのように町長として考えていくのか、その辺をお聞きいたしたいと思います。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

まず、通院費の関係ですが、これはメディカルへの通院費の助成ということで、当初の見込みほど通院利用者がなかったという見込みの減であると認識しております。詳細は担当課長から説明させます。

それから、少子高齢化の問題、これはなかなか難しい問題ですけれども、少子化ということが今言われておりまして、これらはやはり雇用の促進であるとか、そういった環境整備等から入っていかないと、なかなか一朝一夕にはいかないと思います。そういうことで、高齢化もそうですけれども、やはり人口減少とあわせて、そういった問題については、やっぱり

あらゆる面から環境整備を図っていくということが肝要ではないかというふうに思っておりますので、今後もそういう面から検討してまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(梅本和熙君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(大年清一君) お答えいたします。

通院バスの関係なんですけれども、先ほど総務課長のほうからも説明がありましたけれども、一番直近のデータですと、申請者が178名ございまして、実際に利用された方が47名でした。支出額として約26万2,000円という状況になっておりまして、今回補正の減ということになりましたけれども、これにつきましては昨年11月は付き添いの方も認めますということで、いろいろ制度を使いやすいものにしていこうということでありますけれども、もう少しこれもまた広報などをして利用促進に努めてまいりたいと、かように思っております。以上です。

- ○議長(梅本和熙君) よろしいですか。
 谷正君。
- ○4番(谷 正君) 予算書の54ページ、55ページの港湾管理費の中でマイナス1,183万6,000円、手石港、妻良漁港の事業負担金の減がありまして、総務課長の今の説明ですと、事業確定によるということですが、建設課長がいなくて建設係長がご出席していただいているんですが、これは当初予算のいわゆる工事ボリュームを満たしたのか、それともいろんな事情で工事量が減って、こういう結果になったのかということを一つ教えていただきたいと思います。
- 〇議長(梅本和熙君) 建設係長。
- ○建設係長(飯田満寿雄君) お答えいたします。

この港湾管理費につきましては、手石港のほうの事業が縮小というか施行しなくなったために減額ということを聞いております。

以上です。

- 〇議長(梅本和熙君) 谷正君。
- ○4番(谷 正君) 町長にお伺いします。

船の構造で、キール船構造というのは最近の船でご存じですか。いわゆる昔は上げ下げで やって、ある程度浅いところまで航行可能だったんですが、今のキール船というのは、船の 底からある程度1メートル50とか2メートル、可動しない板のようなものが入って、航行す るのに水深が深くなるというような船の構造になっているんです。それで、今までもいろん な関係で同僚議員なり何なりの質問があったと思うんですが、手石港がいわゆる潮が大潮、 1年間で大潮というのは5月の連休過ぎになるんですが、ここでいきますと一番引いたとき で2メートル20から40センチくらい引くんですが、そうしますと、そのキール船が大潮の底 いりのときに1時半とか2時半に入ってきたときに、底がついて全然前に進まないよと。泥 とか砂に当たって。それでエンジンを高回転にしますと、冷却水がそのヘドロなり泥を吸っ て、エンジンに引っかかって、エンジンが焼きついたりする。ここで焼きつけばいいんです が、それがエンジンの中に入って遊漁なり漁に行ったときに、いわゆる洋上で焼きつくとか というような心配もあるよということ。

それからもう一つは、過去の質問の中で総務課長が防災についてどうするんだということを言いましたら、遊漁船を使って海上からいろんな緊急物資を運ぶんだというような答弁をいただいているんですが、そういう中で港湾なり何なりというのが手石港しかないわけですよね。

それからもう一つは、先ほど言いましたキール船という中で、入間とか中木の方面からも台風だとかなんとかのときに手石港へ避難しているという状況があるものですから、今、建設係長から事業が縮小という答弁をいただいたんですが、そういうものについてこれは継続して、今1年に一遍くらいしかしゅんせつをしていないんですが、港湾部門というのが前田川から下流ということになるんですが、実際船の係留というのは、旧港橋の河川区域に係留のところがあるんですが、そこまでを継続して港湾しゅんせつと、それから河川しゅんせつをやって、それで南伊豆の漁業者なり遊漁者の船を安全に係留できるような要望なり何なりというのを考える気はあるのかないのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

〇議長(梅本和熙君) 町長。

〇町長(鈴木史鶴哉君) お答えします。

手石港は議員もご存じのように、我が町で唯一の港湾であります。かつていろいろ関連の陳情、討論の中でも、しゅんせつは訴えてきております。ただ、このしゅんせつする場合、土のう、捨て場ですね、これがなかなか従来と今までとでは今後難しいという話を聞いております。ですので、そういったことも土木から言われはしましたけれども、やっぱり安全航行といいますか、あそこに寄港する船舶のことを考えますと、これはしゅんせつというのは今後は町としては関係方面にお願いをして取り組んでいきたいという考えでおります。今、言われた前田川までということでありましたけれども、その上流にあっても係留している船がありますので、それらも含めて、また関連の土木等にも働きかけをしていきたいというふ

うに思っております。

以上です。

○議長(梅本和熙君) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第16号 平成24年度南伊豆町一般会計補正予算 (第7号) は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。 ここで10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長(梅本和熙君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第17号 平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第17号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費実績を勘案した保険給付費等の歳出調整及び国庫支出金等の実績見込みによる歳入調整並びに保険給付費の増加に対応するための支払準備基金の繰り入れが主な内容となっております。

歳出につきましては、保険給付費を8,502万円増額し、共同事業拠出金を1,627万8,000円 減額するものであります。

また、歳入につきましては、国庫支出金を1,755万5,000円、共同事業交付金を3,585万7,000円、繰入金を1,655万6,000円増額し、県支出金を122万6,000円減額するもので、歳入歳出予算を6,874万2,000円増額し、それぞれの総額を15億9,634万円とするものであります。詳細につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(大年清一君) それでは、議第17号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明します。

まず、14、15ページをごらんください。

2 款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費でございますけれども、6,890万円増額し8億3,690万円とするもので、19節負担金、補助及び交付金の一般被保険者療養給付費を直近の給付実績に基づき年間の必要額を推計し、増額するものであります。

3 目一般被保険者療養費ですが、122万円増額し742万円とするもので、19節負担金、補助 及び交付金の一般被保険者療養費を、これも直近の給付実績に基づきまして年間の必要額を 推計し、増額するものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費でありますが、1,490万円増額し、1億2,5 30万円とするもので、19節負担金、補助及び交付金の一般被保険者高額療養費を、これも直 近の給付実績に基づき年間の必要額を推計し、増額するものでございます。

次に飛びまして、18、19ページをお願いします。

7款1項共同事業拠出金でありますけれども、1目高額医療費共同事業医療費拠出金を49 0万3,000円、4目保険財政共同安定化事業拠出金を1,137万5,000円、拠出金の確定に伴い、 それぞれ負担金、補助及び交付金を減額するものであります。

歳出の主なものは以上です。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

10、11ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でありますけれども、1,870万8,000円を増額し、2億7,921万3,000円としたいものであり、1節現年度分の増額であります。内容は説明欄に記載のとおりであります。2目高額医療費共同事業負担金でありますけれども、負担金の確定により122万6,000円減額し、655万円としたいものでございます。

6 款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金でありますけれども、これ も国庫と同様に減額するものでございます。

8款1項1目共同事業交付金でありますけれども、948万9,000円を増額し、2,504万3,000円としたいもので、1節共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金を交付額の確定に伴い増額するものです。次の2目保険財政共同安定化事業交付金は、2,636万8,000円増額し、1億7,973万3,000円とするもので、交付金の交付額の確定に伴う増額です。

次に、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金ですけれども、344万4,000円を減額し、1億1,445万1,000円とするものであり、その内訳は、1節保険基盤安定繰入金を177万2,000円、4節財政安定化支援事業繰入金を167万2,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、2項基金繰入金、1目支払準備基金繰入金につきましては、2,000万円の増額をお願いするものであります。

歳入については以上でございます。

それでは、8、9ページに戻り、下段をごらんください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額15億2,759万8,000円、補正額6,874万2,000円、

計15億9,634万円、補正額の財源内訳でございますけれども、特定財源の国県支出金1,632万9,000円、その他3,585万7,000円、一般財源1,655万6,000円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第17号 平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり 賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第18号 平成24年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号) を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第18号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算を1,555万8,000円増額し、それぞれの総額を10億478万1,000円とするものであります。主な内容につきましては、歳出では、保険給付費を第3・四半期までの実績をもとに、1,555万8,000円増額するものであります。歳入につきましては、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金、県及び町からの法定負担部分をそれぞれ増額し、介護給付費準備基金からの繰入金を500万円増額するものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い を申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〇健康福祉課長(大年清一君) それでは、議第18号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明します。

12、13ページをお開きください。

2 款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費でございますけれども、これは財源区分の変更でございます。以下、次の3目地域密着型介護サービス給付費から5項1目特定入所者介護サービス費、次のページにまたがりますけれども、それにつきましては第3・四半期までの実績により年間必要額を推計し、負担金、補助及び交付金、それと役務費をそれぞれ記載の金額につきまして補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものは以上です。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

10、11ページをお開きください。

1 款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、これは65歳以上の方の保険料でありますけれども、156万3,000円を増額し、1億5,744万8,000円としたいもので、内容は、1節の現年度分保険料136万3,000円、2節の滞納繰越分保険料20万円、それぞれ普通徴収保険料の増額であります。

次に飛びまして、5款1項支払金交付金、1目介護給付費交付金ですけれども、交付額が確定したことにより440万円増額し、2億8,126万円としたいもので、1節現年度分の介護給

付費交付金でございます。

6 款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金でありますけれども、負担金の確定により274万6,000円を増額し、1億4,314万円としたいもので、1節現年度分の介護給付費県負担金でございます。

次に、9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金ですけれども、194万5,000円増額し、1億1,980万5,000円としたいものであります。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金でございますけれども、500万円増額し、1,500万円としたいものでございます。

歳入は以上です。

8、9ページの下段をごらんください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額 9 億8,922万3,000円、補正額1,555万8,000円、 計10億478万1,000円、補正額の財源内訳ですけれども、特定財源の国県支出金299万2,000円、 その他440万円、一般財源が816万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第18号 平成24年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり賛

成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第19号 平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第19号の提案理由を申し上げます。

本案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う歳入歳出予算の歳入歳出の調整を行うものであります。

歳入では繰入金を167万2,000円減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を同額減額するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ167万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億911万6,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを 申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(大年清一君) それでは、議第19号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをごらんください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、167万2,000円を減額し、1億497万8,000円としたいものです。内容は、19節負担金、補助及び交付金の保険料負担金を保険基盤安定繰入金の確定により減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10、11ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金を167万2,000円減額し、3,05 5万7,000円としたいものです。保険基盤安定繰入金の確定による減額でございます。

8、9ページに戻り、下段をごらんください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額1億1,078万8,000円、補正額マイナス167万2,000円、計1億911万6,000円、補正額の財源内訳ですけれども、一般財源がマイナス167万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第19号 平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のと おり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第20号 平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第20号の提案理由を申し上げます。

本案は、財産収入である財産貸付収入及び生産物売払収入を財政調整基金に積み立てるため、補正予算額25万5,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ60万7,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号 平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり 賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第21号 平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長(鈴木史鶴哉君) 議第21号の提案理由を申し上げます。

本案は、補正予算額5,176万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,3257万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、公共下水道建設事業を4,761万4,000円、下水道施設管理事業を211万円減額するものであります。また、これらの歳出に対応する財源の主なものは、下水道使用料を455万円、国庫補助金を1,970万円、下水道事業債を2,360万円、一般会計繰入金を277万9,000円それぞれ減額するものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを 申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(飯泉孝雄君) それでは、議第21号の内容についてご説明させていただきます。

1ページをごらんください。

第1条でございます。歳入歳出それぞれ5,176万9,000円を減額しまして、総額をそれぞれ3億3,257万1,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費で、第2表繰越明許費によるものとなっております。

第3条は、地方債の補正で、第3表地方債補正によるとなっております。

次に、6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございます。

公共下水道建設事業の工事請負費を620万円翌年度に繰り越したいもので、水深工法による工事箇所で想定外の位置に岩盤が確認され、当初予定されていた工法による施工が不可能となりました。このことから工法及び施工延長等の変更が必要となり、年度内完成が見込めないため、計上させていただきました。

次に、7ページの第3表地方債でございます。

下水道事業の確定に伴い、起債の限度額を2,360万円減額し、5,900万円としたいものでございます。

次に、14ページをお開きください。

補正予算の歳出についてご説明させていただきます。

1 款下水道費、1項1目公共下水道建設費を4,761万4,000円減額し、1億6,638万4,000円としたいもので、内訳としまして、800公共下水道建設事業の2節給料18万円、3節職員手当34万4,000円、4節共済費の9万円の人件費及び13節委託料200万円をそれぞれ減額したいものでございます。委託料はクリーンセンター増築設計委託料を入札による委託料の確定に伴いまして減額したいものでございます。また、15節工事請負費の3,500万円の減は、当初予定していた補助事業費が減となったものでございます。22節補償・補填及び賠償金1,000万円の減は、管渠工事に伴う水道管等の補償費が減となったものでございます。

次に、16ページでございます。

2 款業務費、1項1目総務管理費を61万5,000円減額し、1,453万6,000円としたいもので、内訳としまして、801下水道総務事務の2節給料18万円、3節職員手当4万5,000円をそれぞれ減額したいものです。さらに、802下水道使用料賦課徴収事務の27節公課費を39万円減額したいもので、これは消費税の納付額は減となるものでございます。2項1目管渠費を32万円減額し311万5,000円としたいもので、内訳としまして、804事業、下水道管渠維持管理事業の11節需用費12万円減、これは電気料金を減額したいものでございます。13節委託料20万円減は、道路占用料等に伴う道路台帳補正業務委託料を減額したいものでございます。2項2目処理場ポンプ場費を211万円減額し、2,532万1,000円としたいもので、内訳としまして、805下水道施設管理事業の11節需用費を30万円減、これは電気料金を減額したいものでございます。18節備品購入費の181万円減額は、可搬式非常用発電機購入費の減で、入札による

購入費の確定によるものでございます。

次に、18ページをお開きください。

3款1項公債費、2目利子を111万円減額し2,814万円としたいもので、807利子の23節償還金、利子及び割引料の町債利子を減額したいものです。

次に、12ページの歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1項1目負担金を114万円減額したいもので、これは1節下水道 受益者負担金を減額したいものでございます。工事の進捗により24年4月の供用開始区域が 狭くなり、これにより対象者が減となったものによるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料を455万円減額したいもので、これは南海トラフ 巨大地震等の津波高の公表や観光客の減少及び人口減少などが原因と思われる使用料の減で ございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金を1,970万円減額し、6,480万円としたいもので、これは国庫補助対象事業費の減によるものでございます。

5 款繰入金、1項1目一般会計繰入金を277万9,000円減額し、1億6,403万6,000円としたいもので、1節一般会計繰入金の建設費繰入は、補助事業費の減による317万4,000円の減、一般会計繰入金の公債費等繰入は、使用料収入の減により39万5,000円を増額したいものでございます。

8款町債、1項1目下水道債を2,360万円減額し、5,900万円としたいものでございます。 当初予定していた補助事業費の減による町債の減でございます。

次に、10ページの歳出合計でございます。補正前の額3億8,434万円に補正額5,176万9,00 0円を減額し、合計3億3,257万1,000円としたいものでございます。財源内訳としまして、 特定財源の国県支出金を1,970万円減額、地方債を2,360万円減額、その他を886万4,000円減額、一般財源を39万5,000円増額したいものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○6番(稲葉勝男君) 一つだけお聞きします。

工事請負費3,500万減額になった理由は、先ほど課長のほうから岩盤が出たということだったんですけれども、これが減額になって、当初計画した施工区域は、平成24年度の分はこ

こで減額3,500万円してもクリアされているのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

- 〇議長(梅本和熙君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(飯泉孝雄君) お答えいたします。

工事費の3,500万円の減につきましては、予算要求等で行った額に対して、国からの内示が少なかったということで減をさせていただきました。それで当初予定の工事ですけれども、今回繰り越しをさせていただきますが、区間的にはかなり少ないような恰好で、推進が岩盤に変わったものですから予定数量は余り伸びなくて、供用開始の区域が今年度も少し狭くなるということでございます。

以上です。

○議長(梅本和熙君) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第21号 平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のと おり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第22号 平成24年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

「町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第22号の提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計の収益的収入及び支出予算のうち、営業収益を808万6,000円減額、営業外収益を9万4,000円増額、営業費用を276万6,000円、営業外費用を22万円それぞれ減額し、水道事業収益を2億5,455万円、水道事業費用を2億6,851万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出予算のうち、他会計繰入金を94万8,000円、建設改良工事負担金を870万円、建設改良費を260万円それぞれ減額し、資本的収入を1億971万3,000円、資本的支出を2億1,379万3,000円とするものであります。

詳細につきましては上下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを 申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(飯泉孝雄君) それでは、議第22号の内容についてご説明させていただきます。

まず、15ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

1 款水道事業収益を799万2,000円減額し、2億5,455万円とするものでございます。内訳といたしまして、1項営業収益、1目給水収益を808万6,000円減額し、2億1,556万4,000円としたいものでございます。これは南海トラフ巨大地震の津波高が公表された影響や人口減少、少子高齢化等によると思われる水道料金の減でございます。

2項営業外収益を9万4,000円増額し、3,341万6,000円としたいものでございます。

2目雑収益を19万9,000円増額し、21万円としたいものでございます。これは石井浄水場に隣接する5名の職員が浄水場内の敷地を駐車場として使用しているもので、それの協力金でございます。

4目他会計補助金を10万5,000円減額し、3,319万7,000円としたいものでございます。これは、簡易水道の建設改良に要した企業債利子分など、一般会計からの補助金を減額するものでございます。

次に、16ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

1 款水道事業費用を298万6,000円減額し、2億6,851万7,000円とするものでございます。 内訳としまして、1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費を188万円減額し、4,257万7,000円とするものでございます。内容は、11節委託料を58万円減額するもので、設備点検等委託料の減でございます。15節薬品費の50万円減は、給水量の減少によるものでございます。16節材料費の80万円減額は、上水道施設修繕用材料費の減でございます。

3目総係費を27万6,000円減額し、3,994万7,000円とするものでございます。これは1節 給料を4,000円増額、2節手当等を5万円、5節法定福利費10万円の人件費をそれぞれ減額 するものでございます。6節旅費は、6万円減額するもので、今年度料金審議会等の解散に よる減でございます。17節補償費の7万円減は、手石補助水源使用に伴う補償費の減でございます。

4目簡易水道等費を220万円減額し、4,016万4,000円とするものでございます。内容は、1 1節委託料のうち水質検査委託料を100万円減額するもので、入札による当初予定額との差額 分でございます。また、13節修繕費50万円、15節薬品費20万円、16節材料費50万円もそれぞ れ減額するものでございます。

5 目減価償却費を31万5,000円減額し、1億695万2,000円とするものです。これは前年度取得財産の確定による減額でございます。

6目資産減耗費を190万5,000円増額し、396万円とするものでございます。内訳は、平成2 4年度の施設改良に伴う構築物除却費を10万5,000円増額及び浄水場内端子設備等の機械及び 装置取りかえによる除却費180万円を増額するものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費を22万円減額し、2,496万3,000円とするものでございます。これは平成23年度借り入れの企業債利子等の確定による減額でございます。

次に、17ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

1 款資本的収入を964万8,000円減額し、1億971万3,000円とするものでございます。内訳としまして、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を94万8,000円減額し、505万3,000円とするものでございます。これは1節一般会計繰入金の新しい企業会計制度変更に対応する経費及び石井取水場非常用発電機取替工事費確定に伴う県補助金分の減額でございます。

5 項建設改良工事負担金、1 目建設改良工事負担金を870万円減額し、2,896万円とするものでございます。これは公共下水道工事に伴う配水管布設がえ工事の減による負担金の減でございます。

次に、18ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

1 款資本的支出を260万円減額し、2億1,379万3,000円とするものでございます。内訳としまして、1項建設改良費、1目水道施設改良費を260万円減額するもので、50節工事請負費を260万円減額するものでございます。これは石井取水場非常用発電機取替工事費の減によるものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号 平成24年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり賛成の 諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第23号 平成25年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

〇町長(鈴木史鶴哉君) 議第23号の提案理由を申し上げます。

本案は、予算編成方針で申し上げましたとおりでありますので、各科目別の内容につきましては総務課長から説明をさせます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、この後の提出議案であります議第24号から議第35号までの各特別会計予算及び水道 事業会計予算につきましても同様でありますので、それぞれの担当課長から説明させます。 ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(松本恒明君) それでは、議第23号 平成25年度南伊豆町一般会計予算についての内容を説明いたします。

1ページをお開きください。

平成25年度南伊豆町一般会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46億2,50 0万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によ

る。

第2条、債務負担行為であります。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為 をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第4条、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入 金の借入れの最高額は6億円と定める。

第5条、歳出予算の流用でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により 歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということでございます。

それでは、第1表は省略いたしますが、第2表、第3表について説明してまいります。 6ページ、7ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございます。一番上の事務機器等賃借料から始まりまして、一番下 段の教育資金利子補給補助金まで記載してございます。

詳細は、一番巻末に近い170から173ページに記載してございますので、また後ほどごらんいただきたいと思います。

次、第3表でございます。

地方債でございます。これも歳入のところでまた後ほど説明いたしますが、一番上の観光施設整備事業の2,160万円から一番下の緊急防災・減災事業1億1,590万円まで、これタワー関係でございますが、総額4億200万円の地方債の関係でございます。

また、32、33ページ以外にも、一番巻末の174ページに残高等の一覧表がございますので、 また後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、歳出から説明いたします。

歳出、34、35ページからお願いいたします。

第1款議会費、本年度6,676万6,000円、前年度6,630万9,000円で45万7,000円の増でございます。

第1款1項1目議会費でございます。本年度が6,676万6,000円でございます。これは、主

には議員の皆様11人分の報酬、職員2人分の給料、そういったものが主要なものでございます。

次のページをお開きください。36、37でございます。非常に内容が多いものですから、主要事業とか金額の大きいものを中心に説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

2 款総務費でございます。本年度 9 億871万5,000円、前年度 5 億9,304万1,000円、3 億1,567万4,000円の増でございます。

2款1項1目一般管理費、3億1,844万2,000円でございます。ここは、総務、企画、会計等の職員と特別職2人の給料及び手当、共済費、そういったものが主なものでございます。右側37ページの真ん中辺、宿日直手当がございます。職員手当50万9,000円、通常ですと、昨年までですと、もっと多いのでございますが、これは後でまた説明いたしますけれども、平成25年度からは夜の宿直だけを委託ということで考えておるところでございます。

次のページへお移りください。38、39ページでございます。委託料でございます。委託料の5行目、庁舎夜警警備業務委託料ということで、日直は職員が対応しますが、宿直については外部委託を今、考えているというところでございます。

ちょうど真ん中辺の備品購入費のところにございます自動車というのがございます。375万5,000円、これは電気自動車、世にいうEVというやつですけれども、それを予定しておるところでございます。また、6款の商工費のほうで道の駅に電気自動車の充電設備等もございます。そういったものと整合性を図っていきたいというところでございます。次、40、41ページでございます。

3目財産管理費でございます。3,827万4,000円でございます。主なものとしましては、29 財産管理事務の工事請負費、旧南上保育所の解体450万円、差田地区の町有建物解体工事1,7 00万円、合計2,150万円、こういったものを計上しました。その下の30庁舎管理の委託料で 庁舎清掃委託料で200万円、こういったものが大きなものでございます。

次の42、43、一番下段でございます。

6目 費でございます。670万5,000円。次のページをお願いします。大きなものは負担 金補助及び交付金の一番最後の行でございます。無線システム普及支援事業費等補助金でご ざいます。これは西小稲地区のデジタルテレビのアンテナの改修等に要する事業費でござい ます。以下、7目は電算関係を計上いたしました。

次の46、47ページをお願いします。

10目地域づくり推進費でございます。9,473万6,000万円でございます。大きなものとしま

しては、60の地域づくり推進事業の中の負担金、補助及び交付金でございます。これは一番上からコミュニティ施設整備補助金365万4,000円、これは通常の各区からの要望でございます。路線バス維持事業補助金、これは路線バス関係。コミュニティ施設整備補助金、これは集会所で青市のナカグミを予定しております。その下の自治総合センターコミュニティ助成事業補助金でございます。これは10万円単位でほぼ100%出る自治総合センターの補助金でございますが、現在5地区がエントリーしている、手を挙げているというところで770万円の補助でございます。

次、48、49ページをごらんください。

一番下段でございますが、13目基金費でございます。 2億2,600万円を計上いたしました。 主なものは、一番右の79でございます。土地開発基金 2億2,500万円、繰出金として土地開 発基金繰出金 2億2,500万円でございます。石廊崎のジャングルパーク関係のものでござい ます。

次のページ、50、51でございます。

2項1目税務総務費、8,961万5,000円。これにつきましては、7人分の税務関係の職員の 給料が大きなものでございます。それから、下のほうへいきまして委託料がございます。委 託料の中の5行目に賀茂地区航空写真共同撮影業務委託料2,700万円がございます。下田市 を含む1市5町で航空写真を撮るということで、南伊豆町が幹事ということで、南伊豆町で 一括で発注すると。それで各市町から負担金をいただくというような事業でございます。2,700万円を計上いたしました。

ずっと飛びまして、54、55をお願いいたします。

4項の選挙費でございます。4項3目各種選挙費がございます。一番下段の3目各種選挙費1,756万1,000円でございます。まず、98県知事選挙でございます。6月16日に決定、5月30日告示だということで決まっております。

次のページ、56、57でございます。100参議院議員選挙、日程は未定でございますが、任期が7月28日でございますので、前30日以内ということで、もうじき日程等が見えてくる、確定されるというふうに思っております。次のページ、58、59でございます。104町長選挙事務でございます。4月21日投開票日ということで決定しております。458万円でございます。それから、120、ことしは農業委員会委員の選挙の年でございます。153万1,000円。例年、参議院にあわせて執行しているというところでございます。そういったところも調整しながら進めていきたいというふうに思います。

ずっと飛んで、64、65をお願いいたします。

3 款民生費でございます。11億3,084万円でございます。前年度が10億8,498万5,000円、4,585万5,000円の増でございます。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。これは健康福祉課の職員の分で、管理職を含めて8名分の給料が入っております。それから、大きなものは一番下から3行目171事業、障害者(児)福祉事業で1億8,278万9,000円というところで、次のページでございます。大きなものは真ん中辺の扶助費1億8,067万7,000円、内訳は記載のとおりでございますが、主なものでございます。それから、その下の2目国民年金費ということで、これは職員1人分の人件費等を計上しているものでございます。

次のページでございます。68、69をお願いします。

3目老人福祉費、5,734万6000円でございます。主なものは、180老人福祉事業で委託料、 敬老の日委託料が440万円、それから高齢者等食事サービス事業委託料1,481万3,000円がご ざいます。それから、その下の181事業、老人福祉施設事業ということでございます。これ は、老人ホームの関係、賀茂地区入所判定運営協議会ですとか、老人福祉施設の措置費がご ざいまして3,160万8,000円の計上でございます。

その下、4目国民健康保険費で1億4,502万7,000円でございます。国保関係3人分の給料、 手当、それから、186の繰出金6,668万3,000円、それから次のページ、187の保険基盤安定繰 出金5,779万3,000円を計上しました。

次、5目でございます。後期高齢者医療費1億3,999万9,000円でございます。これは188 事業でございまして、療養給付費負担金が主なもので、1億58万9,000円、そういったものが主要なもの、それから繰出金で、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金で3,210万1,000円、そういったものが主なものでございます。

その下、2項1目児童福祉施設費で2億1,919万2,000円を計上いたしました。これは195 事業の児童福祉施設の運営事務ということで、報酬はこども園の園長の報酬、その下の給料 等が職員22人分の給料、共済費等でございます。その下の賃金が3,662万5,000円あるわけで ございますが、臨時保育士さんほか、記載の方々20人分の賃金でございます。

次のページ、72、73でございますが、上のほうに役務費、それから真ん中ちょっと上に工事請負費がございます。本年度、認定こども園、小中学校を含めて、緊急地震速報の配信サービスの工事を行います。それの配信サービスの使用料を役務費で、それから工事請負費で緊急地震速報の受信システム設置工事を計上いたしたところでございます。

それから、74、75へお進みください。200南伊豆認定こども園運営事務でございます。ずっと下のほうへいきまして、委託料の中に6行目、太陽光発電設備設置工事設計業務委託料として99万8,000円を計上したところでございます。太陽光発電でございます。

次のページ、76、77でございます。

3目子育て支援費ということで1億4,909万2,000円でございます。主なものは203の児童 手当事務でございます。扶助費の児童手当が1億2,265万5,000円、それから、204子育て支 援事業のこども医療事務手数料、役務費でございますが197万1,000円、その下の扶助費、こ ども医療扶助費が2,223万8,000円となっております。

それから、4目放課後児童クラブ対策費ということで577万9,000円でございます。209の 放課後児童クラブの運営委託料として577万9,000円を計上いたしました。

次のページ、78、79でございます。

4項1目介護保険費でございます。1億3,878万4,000円でございます。主なものは介護保険特別会計の繰出金でございます。

次のページ、80、81、4款衛生費に移ります。

4款衛生費でございます。本年度が5億4,835万3,000円、前年度が5億6,557万1,000円、マイナス1,721万8,000円でございます。主なものでございますが、4款1項1目保健衛生総務費でございます。4,533万9,000円、これは健康福祉課の健康係の5人の給料、それから共済費等を計上しました。それから、真ん中下段でございます。委託料のところでございますが、第1次救急医療委託料で165万4,000円、その下の負担金、補助及び交付金でございますが、真ん中辺に第2次・小児救急医療運営負担金ということで511万4,000円を計上してございます。。

それから、2目の予防費でございますが、感染症予防事務ということでございまして、次のページをごらんください。82、83でございます。まず、需用費の医薬材料費としまして64 1万9,000円、役務費の各種委託料でございます定期予防接種の関係の委託料を448万3,000円、それから、扶助費としまして肺炎球菌ワクチンの接種助成費を72万1,000円を計上したところでございます。

その下の3目の母子衛生費でございます。734万円でございます。主なものは、230事業、母子衛生事業の下段、委託料、妊婦健診委託料がございます。364万8,000円、それから、乳幼児の健診委託料等がございまして、委託料が448万円でございます。それから、扶助費としまして、主なものは、不妊治療費の助成金でございます、100万円、そういったものを含

めまして、扶助費として122万5,000円を計上したところでございます。

次のページへお移りください。84、85でございます。

6目老人保健費でございます。2,633万7,000円をお願いしました。主に242老人保健へルス事業でございます。87ページの委託料でございますが、2,517万4,000円。健康診査委託料、例年実施してます胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん、そういったものがございます。それから、後期高齢者健診委託料が324万3,000円、健康増進健診委託料が13万1,000円、ヘルスアップ委託料が54万9,000円、こういったものを含めまして、委託料が2,517万4,000円でございます。

それから、8目でございます。医療施設整備推進費6,534万9,000円でございます。主なものは、252医療施設整備推進事務としまして、下田メディカルセンターへの負担金、補助及び出資金で6,534万9,000円を計上したところでございます。

その下の清掃費でございますが、1目清掃総務費でございます。3,396万8,000円、これは職員4人分の給料等が主なものになっております。

次のページ、88、89をお願いいたします。

2目でございますが、塵芥処理費 2億759万7,000円でございます。主なものは260事業、 ごみ収集事務でございます。その中で特に大きなものは、260の真ん中辺、委託料でござい ます。可燃物収集業務委託料、粗大ごみの収集委託、分別ごみの運搬業務、分別収集処分保 管委託料、そういったものを含めまして、委託料6,612万2,000円となります。261焼却施設 維持事業でございます。これも毎年お願いしているわけでございますが、大きなものは、ま ず需用費で光熱水費2,238万円、修繕費156万3,000円、医薬材料費1,225万円、施設修繕料16 1万2,000円、そういったもので4,533万5,000円となりました。

次のページ、90、91でございます。委託料472万円、これは大気汚染の排気ガス等の委託料でございます。消防の設備の委託料、そういったものを含めて472万円でございます。その下の工事請負費でございますが、焼却施設補修工事として5,100万円、これもまた毎年お願いしているところでございます。

その下の3目し尿処理費6,631万5,000円でございます。266南豆衛生プラント組合の負担 金でございます。

それから、3項1目上水道費でございます。5,207万9,000円を計上いたしました。主なものは、270水道事業会計繰出金でございます。水道事業会計の補助金、出資金でございます。 それから、271の簡易水道事業への補助金ということで、妻良及びそのほかで、合わせて150 万円でございます。

次のページ、92、93でございます。

5 款農林水産業費でございますが、本年度 1 億4,076万8,000円、前年度 1 億4,231万2,000円、比較で154万4,000円の減でございます。 5 款 1 項 1 目農業委員会費ということでございます。主なものは、農業委員会事務ということで、ことしは改選になりますが、そういったところの報酬ですとか旅費等を計上しました。

その下の2目農業総務費でございますが、284農業総務事務ということで、職員5人分の 給料、そういったものを計上しているところであります。それから各種団体への負担金、そ ういったものも計上しました。

次のページ、94、95、3目農業振興費2,695万円でございます。主なものは、288農業振興事業の中の委託料でございます。真ん中辺に委託料がございますが、まず、大きなものが遊休農地美化業務委託料ということで、日野の菜の花畑の土壌改良等で525万円、これは補助金をいただいてやるものでございます。それから、吉祥体験農園管理業務委託料で119万8,000円、農業振興地域、いわゆる農振地域でございますが、整備計画策定業務委託料として406万5,000円を計上したところでございます。

次のページ96、97をお願いいたします。また、大きなものでございますが、292事業、有害鳥獣対策事務でございます。本年度の主要事業でございます。賞賜金としまして、報償費でございますが、イノシシ、鹿、猿等に関する賞賜金370万円を計上しました。それから、下の委託料として、有害鳥獣駆除業務委託料73万5,000円でございます。それから、負担金、補助及び交付金としまして、有害獣等被害防止対策事業費補助金、これは、ずっとやってきました柵ですとか、わなの購入をするとか、狩猟免許等の補助、そういったものに係るものの補助金でございまして、230万円を計上したところでございます。

その下の5目農山村総合施設管理費988万7,000円でございます。97ページ、一番下に工事請負費500万円を計上しております。次のページをごらんくださいませ。南上プール塗装工事ということで、プールの塗装が全て剥がれ落ちてしまっているという状態で、これも長寿命化の一端でございまして、プールの塗装工事500万円を計上したところでございます。

2項1目林業振興費でございます。2,596万3,000円でございます。主なものは、右のページ、99ページ真ん中に322事業がございますが、その中の負担金、補助及び交付金で森林整備地域活動支援推進事業補助金1,128万2,000円が大きなものでございます。323松くい虫の防除事業でございますが、委託料が789万4,000円、松くい虫の樹幹注入委託料ですとか地上

散布の委託料、そういったもので789万4,000円でございます。

3項1目水産業振興費、次のページでございますが、一番下の負担金、補助及び交付金、 これも例年やっております稚貝稚魚放流事業補助金として100万円を計上いたしました。

次の3目漁業集落排水事業費としまして、3,324万1,000円を計上したところでございます。 主なものは、漁業集落排水事業特別会計への繰出金、子浦、中木、妻良ということでござい ます。特に平成25年度につきましては、子浦漁業集落排水で、機能維持の保全の計画を策定 する、世に言う長寿命化の計画を策定するということで多くなっているところでございます。 次、6款に移ります。

○議長(梅本和熙君) 総務課長、5款で一度切りましょう。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長(梅本和熙君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長。

第6款商工費からの内容説明をお願いいたします。

○総務課長(松本恒明君) それでは、第6款商工費、102ページから説明をいたします。よ ろしくお願いいたします。

第6款商工費でございます。本年度1億7,888万円、前年度が1億2,054万5,000円、5,833万5,000円の増でございます。6款1項1目商工総務費4,701万7,000円でございます。ここは、商工関係の職員6人分の給料、共済手当、そういったものが主なものでございます。その下、2目の商工振興費706万円でございます。これは354事業、商工振興事業の中で負担金、補助及び交付金でございまして、利子補給の補助金が主なものとなっております。703万3,00円でございます。

その下の3目観光費でございます。1億1,214万3,000円。ここは非常に伸び率が高いところで、ほぼ倍の予算を計上したところでございます。主なものは、次のページをごらんください。104、105ページでございます。上から説明いたします。委託料でございます。これは3,308万8,000円でございまして、大きなものは宣伝委託料で2,286万7,000円、伊豆急ケーブ

ルネットワークの放映委託で100万円でございます。それから、湯の花観光交流館の指定監 理委託料557万円、湊地区の観光施設の設計施工監理委託料215万円、これは、湊、弓ケ浜地 区にトイレをつくるということで、それの設計の委託料になります。それから道の駅、電気 自動車充電施設設計監理委託料56万円でございます。中段の工事請負費をお願いいたします。 工事請負費でございます。4,633万2,000円でございます。湊地区観光施設整備工事2,013万2, 000円、中木地区観光施設整備工事、これはゆうしげ公園あいあい岬の周辺の整備でござい ますが、1,700万円。道の駅、温泉やぐら撤去工事120万円、これは防災倉庫を設置するため に、現在用途を終了いたしました温泉やぐらを撤去するものでございます。道の駅の電気自 動車充電施設整備工事800万円でございます。これはソーラーパネルつきのものでございま す。それから、備品購入費としまして715万8,000円でございます。施設備品として防災倉庫 を購入いたします。それから、機器備品として、その防災倉庫に貯蔵します投光器ですとか テント、そういったものを購入するものでございまして、715万8,000円でございます。それ から、負担金、補助及び交付金でございます。負担金、補助及び交付金、一番下をごらんい ただきたいと思います。公共交通機関等利活用観光活性化事業費補助金でございます。500 万円。これは、秋にイセエビ号ということで、JRさんにお願いして大変好評を得てるわけ でございますが、JRさんのイセエビ号とはまた別の切り口で、もう一つの誘客事業を行う ということで、補助金として500万円を計上したところでございます。

次のページをお願いします。106、107でございます。

6 目温泉管理費894万5,000円でございます。主なものは、372公衆浴場管理事務の中で、 町営温泉施設指定管理委託料400万円、これが大きなものでございます。それから、工事請 負費としてろ材交換、洗管工事、そういったものに261万円ほど計上しました。

次、108、109でございます。

7款土木費でございます。本年度 3 億3,563万2,000円、前年度 3 億7,731万5,000円、4,16 8万3,000円の減でございます。7款1項1目土木総務費から説明いたします。5,416万6,000円でございます。ここは、課長以下、職員6人分の給料、手当、共済費、そういったものを計上したところでございます。それから、負担金、補助及び交付金、次のページをごらんいただきたいと思います。大きなものは住宅リフォーム振興事業補助金400万円。昨年に続き、ブロック塀等の耐震改修促進事業補助金105万円でございます。防災対策の一環でございます。す。

その下の2項1目道路維持費をお願いします。2,592万4,000円でございます。主なものは、

384道路維持事業の中の委託料でございますが、604万円でございます。道路の台帳補正等ございますが、委託料の一番下、町道危険木伐採業務委託料85万9,000円でございます。一般質問で出ましたけれども、主要町道の道路にかぶっている木を伐採していくということで、何年か、五、六年で一回りするというようなことで、ことしから始めたいものでございます。工事請負費でございます。1,550万、路面補修、安全施設の補修工事、路側、排水、そういったものの維持工事が中心でございます。

その下の2目道路新設改良費8,797万7,000円でございます。388道路改良事業でございます。大きなものは、工事請負費の5,770万円。次のページをお願いいたします。内訳としまして、石井区内14号線道路改良工事3,220万円、伊浜蛇石線道路改良工事、これは側溝等も含みます750万円。そういったものが大きなものでございます。それから、公有財産購入費としまして2,526万7,000円を計上いたしました。石井区内14号線の用地買収、加納区内16号線の用地取得費、そういったもので2,526万7,000円でございます。

3目橋梁維持費450万円でございます。393橋梁維持費の維持補修工事、大きなものは湯之 川橋の高欄取りかえ工事、腐食が激しいということで高欄を取りかえる予定でございます。

4目橋梁新設改良費190万円でございます。394橋梁改良費、工事請負費で伊波本3号橋かけかえ工事ということで、これも長寿命化の一環で、できるところからやるということでございます。

3項1目河川維持費でございます。462万2,000円、これは大きなものとしましては、委託料ですとか、負担金、補助及び交付金の河川愛護助成金、 でございます。そういったものとか機械の借上料、そういったものを計上いたしました。

3目の青野川ふるさとの川関連整備費268万2,000円でございます。これは401事業、青野川ふるさとの川関連整備事業の中で委託料でございますが、青野川の河川管理委託料としまして、各区がなかなか高齢化等で作業が大変だと、草刈りが大変だというような声を反映しまして、一回分でございますが岩殿から河口までの草刈りを委託するというような計画でございます。

次の一番下、4目港湾費、次のページをごらんください。114、115でございます。1目港湾管理費728万2,000円、負担金、補助及び交付金で、手石港の整備事業負担金、これは新船測量の関係でござまいす。妻良漁港整備事業負担金、これは消波港等の負担金に対するものであります。

その下の3目公共下水道費でございます。1億3,150万7,000円でございます。421公共下

水道事業特別会計繰出金としまして1億3,150万7,000円でございます。建設費繰り出しと公債費等の繰り出しを更正するものでございます。

それから、6項1目住宅管理費でございます。1,022万4,000円、次のページをごらんください。116、117でございます。委託料の中に、委託料が789万2,000円でございます。平成25年度は住宅ストック活用総合計画策定業務委託料で450万円、公共住宅長寿命化計画策定業務委託で339万2,000円というふうになってございます。

その下、2目急傾斜地崩壊防止事業421万円でございます。これは、主なものとしましては委託料の土砂災害ハザードマップ作成業務委託料が70万円、調査が終了したものから順次地区へと地図等を作成して配布するというようなことでございます。工事請負費として急傾斜地後背地の整備工事、それから県の負担金、そういったものを計上いたしました。

次、118、119、8款をお願いします。

8 款消防費でございます。本年度 4 億5, 289万4, 000円、前年度 3 億1, 699万8, 000円、1 億3, 589万6, 000円の増でございます。

8 款 1 項 1 目常備消防費 1 億8,422万1,000円、これは常備消防事務の負担金でございます。 その下の 2 目非常備消防費3,148万1,000円でございます。これは、団長以下、消防団員31 0人分の報酬、それから本年度、平成25年度は消防の操法大会がございまして、そういった ものの消耗品関係を計上いたしました。それから、報償費の中では退職報償金を計上したと ころでございます。需用費の中の消耗品には、消防の操法大会の消耗品はもちろんですが、 消防団の命を救うということで全員に救命胴衣、そういったものも計上したところでござい ます。それから負担金、補助及び交付金でございますが、消防団員の退職報償金でございま す。595万2,000円を計上いたしました。

3目消防施設費3,511万4,000円でございます。主なものは、次のページをごらんください。 主なものは、工事請負費の消火栓の新設、移設等でございまして567万円、その下の備品購入費、可搬ポンプつき積載車、先日2台納車がありましたが、平成25年度は下流に1台850万円を予定しておるところでございます。

それから、5目災害対策費2億125万3,000円でございます。これは、446災害対策事務でございます。まず、その中の職員手当でございます。ここに宿・日直手当というのがございます。先ほど総務費のところで宿直は委託ですという話をしました。これは、地震・台風・水害、そういったことで、年間、相当の数の職員を増員する場合があります。そのときの増員費用を宿直手当で払っているということでございます。4,200円掛ける50人分を計上した

ところでございます。

それから、報償費、需用費関係でございますが、平成25年度は防災フェアを開催を予定を しております。その関係の講師謝礼とか消耗品等に要するものでございます。

それから、次のページをごらんいただきたいと思います。448大規模地震対策事業でございます。これは、平成24年度まではこちらの災害対策事務の中でとか、その次の防災施設管理事務等へ入っていたものでございますが、事業を分離しまして、非常に明確化したというところでございます。

先ほどちょっと言い忘れましたけれども、292の有害鳥獣対策事業、これにつきましても 事業を分離して計上したところでございます。

内容でございますが、まず、需用費でございます。消耗品、これは非常食を購入したいというふうに思っております。それから被服費でございます。ヘルメットを含めて職員の防災服、ヘルメットが昭和の時代のもので耐用年数をとうに過ぎているものです。ということで、平成24年度、女性の職員の防災服、ヘルメット等一式かえました。平成25年度につきましては、男性職員の防災服、ヘルメットは交換しましたので、ヘルメット、防災服等を交換するということでございます。

それから、委託料、地域防災計画策定業務委託料でございます。県の第 4 次被害想定が 6 月に最終的なものが出る予定でございますので、それにあわせまして、防災計画を見直すというものでございます。工事請負費でございます。1億2,420万円を計上しました。大きなものは津波避難タワー建設工事1億910万円、非常用自家発電装置取替工事ということで、これは水道関係に使うような自家発電でございますが、1,430万円、防災倉庫移設工事80万円、これは高台へと移転するというものでございます。それから、備品購入368万8,000円でございます。備品購入費としまして、衛星携帯を9台、それから防災備品として静岡県等とネットワークで結ばれている富士山システムというのがございます。それに対するパソコン、そういったものを購入したいというものでございます。それから、その下の負担金、補助及び交付金でございます。デジタル防災行政無線システム共同整備負担金3,068万3,000円。その下の一つ飛んで、津波避難ビル機能整備等事業費補助金1,000万円、これは津波避難ビルに指定されている建物の例えば外階段を直したいとか非常照明をつけたいとか、そういった事業者が行う機能の強化に対する補助金を予定しているところでございます。

その下の自主防災事業費補助金でございますが、これは従前からやっています自主防への 補助金500万円ということでございます。ということで、大規模地震対策事業としまして1 億8,700万円余の計上であります。

9 款教育費をお願いします。本年度 3 億5,884万円、前年度 3 億14万7,000円、5,869万3,0 00円の増でございます。

9款1項1目教育委員会費は105万円、教育委員さんの報酬、そういったものでございます。

2 目事務局費5,173万8,000円でございます。各委員の報酬ですとか、教育長、一般職 5 人 分の給料、旅費、共済費、そういったものを計上したところでございます。

次のページをごらんください。126、127でございます。その中で委託料でございます。上から3行目の委託料でございますが、太陽光発電設備適合調査委託料、可能かどうかと、そういったものの調査をするということで、その委託料を77万7,000円計上いたしました。それから、負担金、補助及び交付金の一番下でございますが、教育資金利子補給補助金ということで、額は小さいんですが、16万円を計上したところであります。

その下の2項1目小学校費の学校管理費1億176万6,000円でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。472小学校管理事務の中でございますが、まず賃金でございます。賃金が964万1,000円でございます。臨時事務員の賃金、これは三浜小学校が統合するということで、そのための臨時事務員の方の雇い上げの賃金でございます。その下の臨時調理員の賃金が2人分、臨時用務員が1人ということでございます。それからその下の役務費の欄の一番下でございますが、緊急地震速報配信サービス使用料ということで、これは工事請負費の緊急地震速報受信システム設置工事と連動するものでございますが、緊急地震速報サービスを使えるようにするということで計上したものでございます。全小中学校、保育園、そういったもの全部つけるということでございます。委託料の中に、下から2行目公文書廃棄処理業務委託料10万1,000円、これも額が小さいのですが、三浜小の統合に伴う文書廃棄の委託料、そういったものを計上したところでございます。

次のページ、130、131でございます。475南中小学校の管理事務でございますが、大きなものが備品購入費がございます。施設備品ということで、机、椅子、テーブル、テント等を購入する予定でございます。いずれも老朽化に伴うものでございます。備品購入、以下各事業に備品購入が出てきますが、使用に耐えなくなった机ですとか椅子、テーブル、マット、そういったものの購入でございます。それから、防災用にテントを購入と、そういったことでございますので、以下説明は省略させていただきます。

次の132、133でございます。2目教育振興費でございます。

これは、481小学校教育振興事務の賃金が大きなものでございます。1,561万7,000円。臨時教諭の賃金、各小学校への配置の教諭で5人分、臨時運転手賃金とかで、そういったものを含めて1,561万7,000円でございます。

次のページ、134、135でございます。まず、上の需用費、役務費でございます。毎年お願いしています定期券の購入費670万1,000円でございます。委託料、パソコン保守点検委託料でございます。使用料及び賃借料、電算の機器賃借料でございます。これも、例年お願いしているところでございます。備品購入で教材備品、機器備品ということで、これは理科の教材、教育備品ということでございます。それから、その下の機器備品がちょっと大きいんですが、後づけの電子黒板3台、それを使うためのパソコン6台ということで、後づけの電子黒板といいますのは、何年か前に電子黒板を買いましたけれども、非常に重いものですから、1階、2階に持ち上げたり、下げることが非常に困難だということで、各階に設置するということで、テレビのディスプレイにつけて使えるような後づけの電子黒板というのがあるそうです。そういったものを購入して子供たちの教育環境を整えていくということでございます。

飛びまして、136、137。 3 項中学校費、 3 項 1 目学校管理費6,327万4,000円でございます。 ここをお願いします。

まず、490中学校管理事務でございますが、これは学校医の報酬から始まりまして、給料 1人分でございます。それから、臨時職員の賃金がございます。臨時事務員が1人、臨時用 務員が1人ということで371万7,000円をお願いしたところでございます。

次に、138、139でございます。

139ページの真ん中ちょっと上に工事請負費がございます。先ほどから出ています緊急地 震速報受信システムの設置工事が84万円、2校分です。それから、工事請負費の中で南伊豆 中学校グラウンド改修工事4,00万円計上いたしました。平成24年度で設計が終了しています ので、平成25年度でようやく工事という運びになります。

140、141をお願いします。

2目教育振興費でございます。3,512万5,000円でございます。496中学校教育振興事務で ございます。小学校と同様に、役務費で定期券の購入1,216万2,000円、パソコン保守点検委 託料で403万2,000円でございます。それから、負担金、補助及び交付金の中の一番下でござ います。部活動等生徒派遣費ということで340万円、小規模校ながら県大会等も非常によく 出てくれていますということで、平成24年度に引き続き、計上したものでございます。扶助 費、それから準要保護の就学援助等が主なものでございます。276万5,000円でございます。

それから、次の5項1目社会教育総務費でございますが、職員2人分、それから、各委員の報酬、そういったものを計上したところでございます。

次のページ、144、145、3目文化財管理費1,080万8,000円でございます。主なものは、51 4文化財管理事務の中で報償費としまして、町史編さん調査協力謝礼ということで318万3,00 0円、報酬費全体では322万3,000円を計上しました。それから、消耗品、印刷製本費でございます。267万5,000円。町史編さんをずっと続けているわけでございますが、平成25年度は人員編をいよいよ発行、発刊するというような段取りで今、進んでいるところでございます。

4目図書館費1,780万3,000円、1人分の給与、人件費と、あと臨時の、次のページでございますが、臨時事務員の賃金を2人分370万5,000円を計上いたしました。それから、備品の購入、図書でございますが、300万円を計上したところでございます。以下、9款関係はほぼ例年どおりの金額で動いておりますので、説明は省略させていただきます。

飛んで、152、153。10款に移りたいと思います。

10款災害復旧費でございます。2,070万円、前年度が1,749万9,000円、320万1,000円の増 ということでございます。10款1項1目農地予備及び農業用施設災害復旧費から2項1目の 道路河川等災害復旧費までを計上したところでございます。

次の156、157をお願いいたします。

11款でございます。公債費 4 億7, 261万2, 000円の予定でございます。前年度が 5 億527万8, 000円、3, 266万6, 000円の減でございます。公債費で1目元金、2目利子を計上したところでございます。

一番最後、174ページです。年度末残高及びその見込みがありますので、また後でごらん いただきたいと思います。

158、159に移ります。

12款予備費でございます。本年度1,000万円、前年度と同額でございます。予備費として1,000万円を計上いたしたところでございます。

次の160ページから給与等の明細が載っております。まず、160は特別職の関係でございます。これはふえた要因としまして、平成25年度につきましては、先ほど来説明していますように選挙が4つですか、農業委員会含めて4つあるということ、それから有害鳥獣対策事業の委員の報酬があったとか、三浜小の統合の委員の報酬であるとか、町史編さんの委員の報酬であるとか、そういったものが加わって上がっているというような様子がございます。そ

れから、次の162、163。これは職員数とか職員の給与費、共済費、各種手当等の明細が載っておるところでございます。それから後、162、163、164。ずっと職員の給料等の増減ですとか、初任給ですとか、166になりますと、級別の分類ですとか、そういったものが載っております。169までずっと職員の給料、手当、そこら辺の資料が計上のほうを記載してございます。

それから、170、171でございます。先ほど第2表で説明しましたように、債務負担行為の 関係、ここにまた詳しく載っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それから、172、173ページでございますが、この172、173ページが本年度議決に係る分ということになっております。

それで最終のページが174でございまして、地方債の残高、見込み、そういったものが集 計表となっておるところでございます。

それでは、歳入に移りたいと思いますので、12ページへお戻りいただきたいと思います。 12ページ、13ページに歳入でございます。

1款の町税から説明をいたします。1款町税でございます。本年度9億207万6,000円、前年度8億8,229万4,000円、1,978万2,000円の増でございます。1項町民税でございますが、平成24年度の調定ですとか、徴収実績等を勘案しまして2億5,989万8,000円を計上したところでございます。どうしても年度当初は厳しく見積もるということでございまして、平成24年度の実績等を勘案したものでございます。

2項の固定資産税でございますが、5億4,496万3,000円を計上しました。1目の固定資産税でございますが、昨年に比べて減というということで、5億4,378万4,000円でございます。これは、時点修正ですとか風車が減額になったことと、マックスバリューさんとか風未来さんができたことで増額したということで、差し引き1,054万6,000円の減ということになっております。あと4項の町たばこ税でございますが、これは5,365万円、865万円の増となっていますが、本数自体は減をしておりますが配分率の変更があったということでございます。

次の2款の地方譲与税から以下、平成24年度の見込額とか実績確定、そういったものから 試算したものでございます。ほぼ前年並みとか減っているとかということでございますが、 そういったことで2款から9款までは記載のとおりでございます。説明は省略させていただ きたいと思います。

14、15ページの10款地方交付税であります。地方交付税18億4,000万円で、昨年と同額を計上いたしました。普通交付税と特別地方交付税でございます。国が総額17.1兆円の総額と

いうことで、昨年が17.5兆円でほぼ昨年と同額を確保したということから、前年並みには来るであろうという推計のもとで計上したものでございます。

11款交通安全対策特別交付金80万円、前年と同様でございます。

12款の分担金及び負担金、本年度7,595万、前年度5,754万3,000円、1,840万7,000円の増ということで、2項1目総務費負担金が2,189万3,000円でございます。これは大きなものとしまして、歳出のところで説明しましたけれども、賀茂地区の航空写真共同撮影事業負担金ということで南伊豆町を除く賀茂郡の各市町からの負担金が入ってくるということでございます。その下の2目民生費負担金でございますが、5,296万7,000円、これは1節の社会福祉費負担金ですとか、2節の老人福祉費負担金、これは老人ホームです。3節の児童福祉費負担金、これは保育料等、そういったものを見込んでいるものでございます。

それから、13款使用料及び手数料でございます。4,329万3,000円で、昨年が4,408万5,000円、79万2,000円とほぼ前年並みというところでございます。

次の20ページへお願いいたします。

14款国庫支出金でございます。事業により、これは毎年変動しているわけでございますが、本年度は2億5,240万、前年度が2億954万1,000円、4,285万9,000円の増でございます。重立ったものは、真ん中辺の2項1目総務費国庫補助金の中で1,187万7,000円ありますが、その1節総務管理費補助金の中に001クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金、これは電気自動車、世に言うEVです。観光交流館に電気スタンドを設ける絡みもありまして、電気自動車を購入するというような補助金でございます。そういったものがあります。それから、その下の4目土木費国庫補助金4,171万8,000円、これは1節、2節に記載のとおり社会資本整備交付金、そういったものが入っているもので4,171万8,000円でございます。

次のページをごらんください。22、23であります。

15款県支出金でございます。

これも国庫と同様、事業により変動するものでございますが、本年度は3億970万9,000円、前年度が2億3,490万1,000円、7,480万8,000円の増でございます。主なものは、2項1目の総務費県補助金2,695万円がございます。内容は、市町村自主運行バス事業補助金2,200万円、コミュニティ施設整備補助金(集会所)400万円、消費のその下、電気自動車用充電インフラ整備事業補助金75万円、こういったものが大きな要素となっておるところでございます。

次のページ、24、25をお願いいたします。

4目農林水産業費県補助金1,809万8,000円でございます。大きなものは、1節農業費補助

金の中の012担い手育成総合対策事業費補助金4人分600万円でございます。その下の2節林業費補助金003の森林整備地域活動支援事業補助金846万9,000円、こういったものが主なものとなっております。それから、6目消防費県補助金でございます。5,793万6,000円。1節の消防費補助金ということで、主なものは、大規模地震対策等総合支援事業費補助金、これは津波避難タワーとか、そういった防災対策・津波対策等に要するものの補助金でございます。それから、地域防災力向上支援事業費補助金、これは衛星携帯電話を本年に続き、来年度も購入するということで、それに対する補助金が出るということでございます。2つ飛んで、9目商工費県補助金2,240万円でございます。1節観光費補助金2,110万円、009の中木地区観光施設整備費補助金、これ、ゆうすげ公園、あいあい岬等の整備に要する補助金850万円、それから021のジオパーク観光施設整備事業費補助金1,260万、これは湊地区のトイレの事業に要するものでございます。それから、その下でございますが、2節商工費補助金130万円でございます。緊急雇用創出対策事業費補助金としまして、観光交流館の外国人の対応の案内の緊急雇用で130万円が入ってくるというところでございます。

3項の委託金でございます。3項1目総務費委託金でございまして、1節の選挙費委託金でございます。1,145万円でございます。静岡県知事選挙、参議院議員の選挙委託ということで1,145万円となっているところでございます。

次のページをごらんください。

次のページ、26、27、一番上の段でございますが、4目権限委譲事務交付金373万円でございます。前年度に比べて60万6,000円ふえました。これは県からの権限移譲に伴う交付金でございまして、現在35件、権限移譲を受けているところでございます。

それから、16款財産収入であります。これは利子ですとか貸付料、そういったものが入ってくるところでございまして、308万9,000円、前年度が259万4,000円で49万5,000円の増というところでございます。

次が、17款寄附金50万3,000円、50万3,000円でゼロで前年と同額を計上しました。

18款繰入金でございます。 3 億8, 756万3, 000円、前年度が9, 460万8, 000円、 2 億9, 295万5, 000円でございます。

次のページをごらんください。

特別会計からの繰入金でございます。大きなものは2項の基金繰入金、1目基金繰入金で3億8,583万円でございます。前年度が9,314万1,000円でございましたので、2億9,268万9,000円の増でございます。1節財政調整基金繰入金としまして3億8,580万円、001の財政調

整基金繰入金で3億8,580万円でございます。内訳としましては、石廊崎の岩崎産業株式会社の土地の関係で2億2,500万円、その他財源不足分を補うために1億6,080万円、合わせて3億8,580万円を計上したところでございます。

それから、19款でございます。19款繰越金1億7,000万円で前年と同額でございます。繰越金でございます。

20款の諸収入でございますが、本年度4,721万7,000円、4,433万1,000円で288万6,000円の増でございます。主なものは、雑入でございます。雑入のなおかつ雑入ということで、30、31ページの5節雑入、その上に消防団の退職報償金もありますが、雑入が大きなものでございます。分類できないものを雑入で入れているということでございます。

それから、32、33ページをごらんください。

21款町債でございます。本年度 4 億200万円、前年度が 3 億1,930万円、8,270万円の増で ございます。先ほど第 3 表にありましたように、商工費から消防費まで 6 本計上いたしてご ざいます。先ほど言いましたように、7ページの第 3 表の地方債、最終の170の残高等の一 覧をまたごらんいただきたいと思います。

以上で歳入の内容説明を終わります。

10ページにお戻りください。

10ページ、一番下段でございます。歳出合計46億2,500万円、前年度予算額41億円、比較 5億2,500万円でございます。

本年度予算額の財源内訳としまして、特定財源、国県支出金が5億5,739万9,000円、地方 債が2億1,200万円、その他が1億5,598万円、一般財源が36億9,962万1,000円でございます。 以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第23号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第24号 平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大年清一君登壇〕

○健康福祉課長(大年清一君) 議第24号の内容説明を申し上げます。

歳入から主なものをご説明いたします。

190、191ページをごらんください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますけれども、410万円を計上いたしました。この主なものは、13節委託料でありまして、国保連の共同電算処理事務委託料が78万円、バッチ処理委託料、これはTKCへの委託料ですけれども、167万円でございます。

次の2目連合会負担金70万4,000円でありますが、国保連への負担金です。

次に、3項1目運営協議会費でございますが、22万9,000円を計上いたしました。国保の 運営協議会の委員報酬10万8,000円が主なものでございます。

続いて、2款保険給付費、1項療養諸費、次のページに移りまして、1目一般被保険者療養給付費8億1,600万円ですが、医療費の伸びを見込み、対前年で6,750万円の増額となりました。2目退職被保険者等療養給付費1億600万円、3目一般被保険者療養費670万円、4目退職被保険者等療養費100万円、以上、すべて負担金、補助及び交付金として計上いたしました。

次に、5目審査支払手数料150万6,000円ですが、これは12節役務費で、主なものは診療報酬審査手数料でございます。

次に、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1億1,800万円、2目退職被保険者

等高額療養費2,100万円、いずれも19節負担金、補助及び交付金であります。

飛びまして、下段の4項出産育児諸費、次のページに移りまして、1目出産育児一時金に 420万円を計上いたしました。1人当たり42万円で10人分の出生を見込んであります。

次の5項1目葬祭費110万円、これは1人5万円で22人分を計上いたしました。

続きまして、3款1項1目後期高齢者支援金でありますが、負担金、補助及び交付金として1億9,154万4,000円を計上いたしました。

次に、196、197ページをお願いします。

2つ目の枠の6款1項1目介護納付金ですが、負担金、補助及び交付金として9,527万2,0 00円を計上いたしました。

続いて、7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金でございますけれども、2,180万5,000円ですが、これは再保険事業への拠出金ということでございます。

続いて、4目保険財政共同安定化事業拠出金1億6,870万4,000円を計上いたしましたが、 これも再保険事業への拠出金であります。

8 款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費802万3,000円ですが、これの主なものは、199ページの説明欄に記載してありますように、13節委託料の特定健康診査委託料679万円でございます。

次に、2項保健事業費、1目保健衛生普及費456万円ですが、これの主なものは7節賃金201万7,000円で、レセプトの点検臨時事務員の賃金及び19節負担金、補助及び交付金の成人病検診補助115万6,000円で、これはの乳がん等のがん検診に対するものです。

続いて、一番下の枠の11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、次のページに移りまして、1目一般被保険者保険税還付金ですが、150万円を計上いたしました。これは過年度分保険税還付金であります。

次に、歳出の最後になりますけれども、12款1項1目予備費を前年度と同額の100万円計上いたしました。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

182、183ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2億6,767万1,000円を計上いたしました。内訳としまして1節医療給付分現年課税分1億6,731万8,000円、2節後期高齢者支援金等分現年課税分6,121万7,000円、3節介護納付分現年課税分2,493万6,000円、4節医療給付分滞納繰越分1,100万円などとなっております。

続いて、2目退職被保険者等国民健康保険税4,357万5,000円で、内訳は1節医療給付分現年課税分2,477万6,000円、2節後期高齢者支援金等分現年課税分910万5,000円、3節介護納付分現年課税分854万4,000円などとなっております。

次に、一つ飛びまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でございますが、2億6,044万1,000円を計上いたしました。内訳として、右のページに記載のとおり、1節現年度分として療養給付費等負担金1億7,543万円、185ページの説明欄に移りまして、介護保険納付金負担金3,041万5,000円、後期高齢者支援金負担金5,459万4,000円などとなっております。

次に、左のページに戻りまして、2目の高額医療費共同事業負担金ですが、545万1,000円、3目特定健康診査等負担金177万7,000円でございます。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金ですが、8,135万8,000円、内訳としまして、 1節普通調整交付金8,083万6,000円、2節特別調整交付金52万2,000円となっております。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金は 1 億3,749万2,000円を計上いたしました。主なものは、 1 節現年度分退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金は3億3,949万1,000円でございます。

6 款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金545万1,000円、2目特定健康診査等負担金177万7,000円でございます。

2項県補助金、1目財政調整交付金7,664万2,000円、内訳は、1節普通調整交付金4,926 万5,000円、次のページの右ページに移りまして、2節特別調整交付金2,737万7,000円となっております。

8款1項1目共同事業交付金ですが2,300万円で、これは高額医療費共同事業交付金であります。次の2目保険財政共同安定化事業交付金でありますが、1億7,500万円を計上いたしました。

また一つ飛びまして、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、1億2,447万6,000円を計上いたしました。内訳は、1節保険基盤安定繰入金5,779万3,000円、2節職員給与費等繰入金480万8,000円、3節出産育児一時金等繰入金280万円、4節財政安定化支援事業繰入金1,963万8,000円、5節その他繰入金3,943万7,000円となっております。

次のページに移りまして、11款1項繰越金、2目その他繰越金でありますが3,000万円を 計上いたしました。これは前年度のその他繰越金であります。 以上が歳入の主なものでございます。

それでは、180、181ページの下段をごらんください。

歳出合計、本年度予算額15億7,412万円、前年度予算額14億6,734万1,000円、比較、1億6 77万9,000円の増、本年度予算額の財源内訳でございますけれども、特定財源といたしまして国県支出金4億3,289万4,000円、その他6億7,514万円、一般財源4億6,608万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第24号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第25号 平成25年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大年清一君登壇〕

○健康福祉課長(大年清一君) それでは、議第25号の内容説明を申し上げます。

こちらも歳出から主なものをご説明申し上げます。

218、219ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でありますけれども、372万2,000円を計上いたしました。主なものは、13節委託料のバッチ処理委託料104万5,000円、19節負担金、補助及び交付金の賀茂郡介護認定審査会負担金160万円であります。

続いて、3項介護認定審査会費、2目認定調査費等費763万7,000円、主なものは7節賃金で認定調査の臨時職員3名分の賃金377万1,000円、それと12節役務費、主治医意見書作成料の338万1,000円でございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費でありますけれども、3億8,800万円を計上いたしました。19節負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金が主なものであります。

次のページをお願いします。

3 目地域密着型介護サービス給付費2,400万円でございますが、これも19節の負担金、補助及び交付金で、これは認知症対応型の共同生活介護給付で、グループホームに対する負担金であります。

5目施設介護サービス給付費でありますが、3億8,400万円を計上いたしました。

7目居宅介護福祉用具購入費に162万円、8目居宅介護住宅改修費に240万円、9目居宅介護サービス計画給付費に4,620万円を計上いたしました。

次に、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費に2,040万円、次のページをお願いします。6目介護予防住宅改修費に120万円、7目介護予防サービス計画給付費に306万円、それぞれ負担金として計上いたしました。

次に、4項1目高額介護サービス費に1,560万円、5項1目特定入所者介護サービス等費に4,800万円を計上いたしました。

次のページの一番下の枠ですが、5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防元気アップ高齢者施策事業費でありますが、350万7,000円で、主なものは、227ページの説明欄に記載の13節委託料の元気アップ高齢者健脚教室事業委託料224万4,000円であります。

次の2目介護予防一般高齢者施策事業費585万3,000円ですが、13節委託料の介護予防生活 管理指導員派遣事業委託料373万7,000円が主なものであります。

それから、2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント事業費1,38 5万円ですが、これは、主に地域包括支援センター職員2名分の人件費であります。

次のページの3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費762万8,000円ですが、これ

は、主に地域包括支援センター主任ケアマネジャー1名分の人件費でございます。

230ページをお願いします。

8款1項1目予備費ですけれども、昨年度と同額の100万円を計上いたしました。 以上が歳出の主なものです。

次に、歳入をご説明申し上げます。

212、213ページをお開きください。

1 款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料ですが、1億6,750万7,000円を 見込みました。1節現年度分保険料として、特別徴収保険料1億5,100万円、普通徴収保険 料1,590万7,000円となっております。

一つ飛びまして、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金ですが、1節 現年度分として1億6,500万3,000円を予算計上いたしました。

2項国庫補助金、1目調整交付金ですが、1節現年度分として7,161万円を計上いたしま した。

次の2目地域支援事業交付金を212万6,000円、3目地域支援事業交付金、こちらは包括支援事業等分でございますけれども、714万2,000円それぞれ計上いたしました。

続いて、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金を2億7,129万9,000円、それから、2目地域支援事業支援交付金として246万6,000円をそれぞれ現年度分として計上いたしました。

6 款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は1億3,903万9,000円です。

それから、2項県補助金、1目地域支援事業交付金の介護予防事業分を106万3,000円、2 目地域支援事業交付金の包括支援事業等分を357万1,000円、それぞれ現年度分として計上いたしました。

次のページをお願いします。

中段の9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金を1億1,693万9,000円、2目地域支援事業繰入金の介護予防事業分を106万3,000円、3目地域支援事業繰入金の包括支援事業等分を357万1,000円、それぞれ1節現年度分として予算計上いたしました。次の4目その他一般会計繰入金1,512万9,000円でありますけれども、1節事務費等繰入金で、内訳は、事務費等繰入金1,132万9,000円、新予防給付分人件費繰入金380万円となっておます。

それから、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金1,000万円を計上いたしました。

10款1項1目繰越金は、前年度と同額の100万円を計上しました。

歳入の最後となりますが、11款諸収入、次のページに移りまして、3項5目の雑入ですが、85万6,000円で、内容については、説明欄に記載のとおり、各種事業の利用者負担金を計上いたしました。

以上、歳入の主なものであります。

それでは、210、211ページに戻っていただきまして、下段をごらんください。

歳出合計、本年度予算額 9 億7,942万4,000円、前年度予算額 9 億5,553万8,000円、比較2,388万6,000円の増、本年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金 3 億8,977万7,000円、その他 2 億7,462万円、一般財源 3 億1,502万7,000円となっております。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第25号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

〇議長(梅本和熙君) 議第26号 平成25年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

[健康福祉課長 大年清一君登壇]

○健康福祉課長(大年清一君) それでは、議第26号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明いたします。

248、249ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますけれども、116万4,000円を計上いたしました。主なものは、13節委託料の後期高齢者システム保守委託料63万円、14節使用料及び賃借料のパソコン賃借料33万9,000円でございます。

次に、2項1目徴収費ですが、104万円で、主なものは、13節委託料のバッチ処理委託料8 4万3,000円であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でありますけれども、1億662万円で、内訳は、19節負担金、補助及び交付金の保険料負担金が1億150万1,000円、事務費負担金が511万9,000円となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金ですが、23節の償還金、利 子及び割引料の保険料還付金を30万円計上いたしました。

次に、歳入をご説明いたします。

244、245ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料ですが、6,939万9,000円を計上いたしました。内訳は、

- 1 節現年分保険料の特別徴収保険料が5,877万7,000円、普通徴収保険料が1,037万2,000円、
- 2節滞納繰越分保険料の普通徴収保険料が25万円となっております。

次に、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金を730万9,000円、2目保険基盤安定繰入金を3,210万1,000円、それぞれ計上いたしました。

それから主なものですと、6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金を 30万円計上いたしました。

それでは、242、243ページの下段をごらんください。

歳出合計でございますけれども、本年度予算額1億912万6,000円、前年度予算額1億1,45 2万6,000円、比較540万円の減、本年度予算額の財源内訳でありますけれども、すべて一般 財源で1億912万6,000円であります。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第26号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。 ここで 2 時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長(梅本和熙君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第27号 平成25年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題といた します。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松本恒明君登壇〕

○総務課長(松本恒明君) それでは、議第27号の内容説明を行います。

255ページをお開きください。

南上財産区でございますが、歳入歳出予算の総額それぞれ78万9,000円とするものございます。

それでは、歳出から説明いたします。

264ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費でございます。全て同じでございます。本年度78万9,000円、前年度35万2,000円、比較43万7,000円の増でございます。主なものは、750一般管理事務でございまして、会長、委員の報酬が13万5,000円、主な大きなものは、一番下、積立金でございますが、財政調整基金積立金として48万1,000円を計上したところでございます。

262ページ、歳入をお願いいたします。

歳入でございますが、1款の財産収入でございます。1款1項1目財産貸付収入が48万1,000円、前年度が1,000円、48万円の増でございます。土地貸付料が主なものでございます。 260ページへお戻りください。260ページ、下段でございます。

歳出合計、本年度予算額78万9,000円、前年度予算額35万2,000円、比較43万7,000円の増 でございます。財源の内訳でございますが、特定財源その他で48万4,000円、一般財源で30 万5,000円でございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第27号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第28号 平成25年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題といた します。

内容説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 松本恒明君登壇]

〇総務課長(松本恒明君) それでは、議第28号の内容説明を行いたいと思います。

269ページをお開きください。

歳入歳出予算でございますが、それぞれ45万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。

278ページをお願いいたします。

278ページ、歳出の1款総務費でございます。1款1項1目全て款、項、目、同じでございます。一般管理費、本年度45万7,000円、前年度45万6,000円、比較1,000円の増でございます。内容でございますが、760一般管理事務としまして、1報酬でございます。会長報酬、委員報酬を2万3,000円、一番大きなものが一番下の下段、25積立金でございます。財政調整基金積立金34万円を計上したところでございます。

276ページ、歳入へお戻りください。

276、歳入でございますが、大きなものは、3款の財産収入でございます。3款1項1目 財産貸付収入33万9,000円でございます。土地の貸付収入としまして33万9,000円、風力発電 用地の貸付料が33万9,000円でございます。

274ページにお戻りください。

274ページ、下段でございます。歳出合計、本年度予算額45万7,000円、前年度予算額45万6,000円、比較1,000円の増でございます。財源の内訳でございますが、全て一般財源45万7,000円でございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第28号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第29号 平成25年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題といた します。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松本恒明君登壇〕

○総務課長(松本恒明君) それでは、議第29号の内容説明を行いたいと思います。

283ページからお願いいたします。

283ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ906万6,000円と定めるものでございます。

歳出から説明いたします。

292ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目でございます。金額は同じでございます。1目一般管理費でございます。本年度906万6,000円、前年度896万3,000円、10万3,000円の増でございます。主なものでございますが、770事業、一般管理事務の報酬、委員報酬が8万4,000円、それから、積立金でございますが、財政調整基金積立金に717万6,000円、繰出金としまして、一般会計繰出金が173万2,000円、そういったものが主なものでございます。

290ページにお戻りください。

290、291、歳入でございます。

大きなものは、1の財産収入でございます。1款1項1目財産貸付収入、本年度894万9,0

00円、前年度884万5,000円、10万4,000円の減ということでございます。1節土地貸付収入8 94万9,000円を計上いたしました。その他繰入金、繰越金、諸収入等を計上したところでご ざいます。

288ページへお戻りください。288、289、下段でございます。

歳出合計、本年度予算額906万6,000円、前年度予算額896万3,000円、比較が10万3,000円 の増でございます。財源内訳でございますが、特定財源として、その他が1万5,000円、一 般財源が905万1,000円でございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第29号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第30号 平成25年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 松本恒明君登壇〕

〇総務課長(松本恒明君) それでは、議第30号の内容説明を行いたいと思います。

297ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2億2,500万1,000円を計上する と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明を行います。

306ページをお願いいたします。306、307ページでございます。

歳出の1款公共用地取得費でございます。1款1項1目、金額同じですので目を説明します。1目公共用地取得費2億2,500万円、前年度ゼロ、比較として2億2,500万円の増でございます。17節公有財産購入費でございます。2億2,500万円、783公共用地先行取得事業としまして2億2,500万円、石廊崎の岩崎産業株式会社の所有地に係るものでございます。それから、繰出金として1,000円、科目存置としたところでございます。

304ページ、歳入でございます。

304、305をお願いいたします。

歳入の主なものは、2款の繰入金でございます。2款1項1目土地開発基金繰入金でございます。2億2,500万円、前年度ゼロで2億2,500万円の増ということでございます。1節で土地開発基金繰入金で2億2,500万円を計上しました。

302ページへお戻りください。302、303、下段でございます。

歳出合計、2億2,500万1,000円、前年度予算額1,000円、比較が2億2,500万円の増でございます。財源内訳としましては、特定財源その他で2億2,500万1,000円となりました。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第30号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第31号 平成25年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 飯泉孝雄君登壇]

〇上下水道課長(飯泉孝雄君) それでは、議第31号の内容についてご説明させていただきます。

322ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

1 款下水道費、1項1目公共下水道建設費、本年度予算額1億5,351万2,000円で、前年度と比較しまして4,936万3,000円の減となっております。内容につきましては、職員2名分の人件費及び13節委託料3,400万円です。これは、下賀茂処理分区管渠実施設計、それから、管渠工事に伴う水道管等の配管処分費の委託料でございます。14節使用料及び賃借料の135万6,000円は、複写機、自動車などの賃借料等でございます。15節の工事請負費は9,200万円となっております。下賀茂処理分区管渠工事を計上させていただきました。22節補償、補填及び賠償金1,100万円につきましては、管渠埋設工事に伴う上水道管などの移転補償費でございます。

次に、2款1項業務費、1目総務管理費、本年度予算額1,492万4,000円で、前年度と比較しまして17万3,000円の減でございます。内訳としまして、801下水道総務事務の本年度予算額は1,271万3,000円でございます。

325ページをごらんください。下水道総務事務の主なものは、職員2名分の人件費、ほかに12節役務費の通信運搬費、19節負担金、補助及び交付金の下水道協会等への負担金でございます。802下水道使用料賦課徴収事務の本年度予算額は193万8,000円で、主なものは、27節公課費の消費税150万円でございます。803下水道受益者負担金賦課徴収事務の本年度予算額27万3,000円でございます。主なものは、14節使用料及び賃借料の負担金システムの賃借

料でございます。

326ページをごらんください。

2 項施設管理費、1 目管渠費、本年度予算額1,872万6,000円で、前年度と比較しまして1,541万1,000円の増でございます。804下水道管渠維持管理事業の主なものは、11節需用費のマンホールポンプ電気料151万2,000円、13節委託料の管渠内面調査及び清掃委託料の169万円及び15節の工事請負費1,520万円で、これは二級河川小稲川河川改修工事に伴うマンホールポンプ等の移設工事費でございます。

2項2目処理場ポンプ場費、本年度予算額2,287万7,000円で、前年度と比較しまして289万9,000円の減でございます。805下水道施設管理事業の主なものは、11節需用費919万2,000円、内訳は、電気料などの光熱水費617万2,000円、修繕料300万円でございます。13節委託料1,269万6,000円、これの内訳は、クリーンセンター等維持管理委託料1,201万2,000円が主なものでございます。

3款1項公債費、1目元金、本年度予算額7,315万5,000円で、前年度と比較しまして2,18 2万円の減でございます。主に、南伊豆町クリーンセンター建設費等の償還が平成18年度に ピークとなり、その後の償還額は減となるためでございます。

1項2目利子、本年度予算額2,780万円で、前年度と比較しまして145万円の減でございます。

4款1項1目予備費、本年度予算額50万円で、前年度と比較しまして40万円を増額いたしました。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

318ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1項1目負担金、本年度予算額917万円で、前年度と比較しまして78万5,000円の減でございます。これは、平成25年度 開始区域に負担金の対象となる家屋等が少なかったためでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料、本年度予算額3,900万1,000円で、前年度と比較しまして144万円の減でございます。これは、水道使用料の減などによる下水道使用料の減を見込みました。

2項1目手数料は、科目存置でございます。

3款1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、本年度予算額は6,000万円で、前年度と 比較しまして2,450万円の減でございます。これは、交付金対象事業費1億2,000万円の2分 の1でございます。

5 款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度予算額1億3,150万7,000円で、前年度と比較しまして2,235万6,000円の減でございます。

2項1目雑入、本年度予算額1,501万5,000円で、前年度と比較しまして1,498万8,000円の増でございます。これは、二級河川小稲川河川改修工事に伴うマンホールポンプ等の移転補償費でございます。

8款1項町債、1目下水道債、本年度予算額5,680万円で、前年度と比較しまして2,580万円の減でございます。内訳としまして、下水道債2,840万円と過疎債2,840万円をそれぞれ計上させていたただき、事業費に充当するものでございます。

最後に、316ページをお開きください。

本年度予算額の歳出合計は3億1,149万4,000円で、前年度予算額に対し5,989万4,000円の減となりました。財源の内訳は、国庫支出金6,000万円、地方債5,680万円、その他9,072万9,000円、一般財源が1億396万5,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第31号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第32号 平成25年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を 議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 飯泉孝雄君登壇]

○上下水道課長(飯泉孝雄君) それでは、議第32号の内容についてご説明させていただきます。

346ページをお開きください。

歳出からご説明させていただきます。

1 款総務費、1項1目総務管理費、本年度予算額514万5,000円で、前年度と比較しまして 14万1,000円の減額でございます。主な内容としまして、11節需用費50万円は、施設修繕料 を計上してございます。13節委託料456万円は、子浦集落排水施設管理委託料でございます。

2款漁業集落環境整備費、1項1目子浦漁業集落環境整備事業費、本年度予算額700万円を計上させていただきました。これは、13節委託料で平成8年4月の供用開始から17年経過した施設の老朽化が目立ち始めましたので、国県補助事業により施設の機能保全計画策定委託料を計上いたしました。

3款公債費、1項1目元金、本年度予算額529万3,000円で、前年度と比較しまして20万2,000円の増額でございます。これは町債元金償還金でございます。

1項2目利子、本年度予算額288万8,000円で、前年度と比較しまして20万2,000円の減額でございます。これは町債利子でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

344ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1項1目漁業集落排水事業費分担金、本年度予算額25万円で、前年度と同額でございます。

2 款使用料及び手数料、1項1目漁業集落排水施設使用料、本年度予算額456万円で、前年度と比較しまして16万2,000円の減額でございます。

3款国庫支出金、1項1目農林水産業費国庫補助金、本年度予算額350万円を計上させていただきました。これは機能保全計画策定事業費の補助金でございます

4 款県支出金、1項1目農林水産業費県補助金、本年度予算額140万円を計上させていただきました。これも、機能保全計画策定事業費の県の補助金でございます。

5 款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度予算額1,056万7,000円で、前年度と比較しまして212万2,000円の増額でございます。

7款諸収入、1項1目雑入、本年度予算額4万9,000円で、前年度と同額でございます。 これは処理場の火災保険料の使用者負担金でございます。

次に、342ページをお開きください。

本年度予算額の歳出合計は2,032万6,000円で、前年度予算額と比較しまして685万9,000円の増額となりました。財源の内訳は、国県支出金490万円、その他使用料収入などが485万9,000円、一般財源が1,056万7,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第32号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第33号 平成25年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を 議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 飯泉孝雄君登壇]

〇上下水道課長(飯泉孝雄君) 議第33号の内容についてご説明させていただきます。

358ページをお開きください。

歳出からご説明させていただきます。

1 款総務費、1項1目総務管理費、本年度予算額543万7,000円で、前年度と比較しまして 6,000円の増額でございます。主な内容としまして、11節需用費50万円は施設修繕料でございます。13節委託料489万円は、中木集落排水施設管理委託料でございます。

2款公債費、1項1目元金、本年度予算額347万円で、前年度と比較しまして382万8,000 円の減額でございます。これは町債元金償還金でございます。

1項2目利子、本年度予算額92万6,000円で、前年度と比較しまして8万7,000円の減額で ございます。これは町債利子でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

356ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1項1目漁業集落排水事業費分担金、本年度予算額25万円で、前年度と同額でございます。

2 款使用料及び手数料、1項1目漁業集落排水施設使用料、本年度予算額489万円で、前年度と比較しまして6,000円の増でございます。

3 款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度予算額464万7,000円で、前年度と比較しまして391万4,000円の減でございます。

5 款諸収入、1項1目雑入、本年度予算額4万6,000円で、前年度と同額でございます。 これは、処理場の火災保険料の使用者負担金でごさいます。

続きまして、354ページをお開きください。

本年度予算額の歳出合計は983万3,000円で、前年度予算額に比較しまして390万9,000円の減となりました。財源の内訳は、その他使用料収入などが518万6,000円、一般財源が464万7,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第33号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第34号 平成25年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を 議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 飯泉孝雄君登壇]

〇上下水道課長(飯泉孝雄君) 議第34号の内容についてご説明させていただきます。

370ページをお開きください。

歳出からご説明させていただきます。

1 款総務費、1項1目総務管理費、本年度予算額478万6,000円で、前年度と比較しまして 1,000円の減でございます。主な内容としまして、11節需用費50万円は施設修繕料でござい ます。13節委託料421万1,000円は、妻良集落排水施設管理委託料でございます。

2 款公債費、1項1目元金、本年度予算額1,097万3,000円で、前年度と比較しまして100万7,000円の増額でございます。これは町債元金償還金でございます。

1項2目利子、本年度予算額286万9,000円で、前年度と比較しまして16万3,000円の減額でございます。これは町債利子でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

368ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目漁業集落排水事業費分担金、本年度予算額25万円で、前年度と同額でございます。

2 款使用料及び手数料、1項1目漁業集落排水施設使用料、本年度予算額421万円で、前年度と比較しまして2,000円の減でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度予算額1,409万円で、前年度と比較しまして84万6,000円の増額でございます。これは町債償還金の増によるものです。

5 款諸収入、1項1目雑入、本年度予算額7万8,000円で、前年度と同額でございます。 これは、処理場等の火災保険料の使用者負担金でございます。

366ページをお開きください。

歳出合計でございます。

歳出合計、本年度の歳出合計1,862万8,000円で、前年度予算額に比較しまして84万3,000円の増額となりました。財源の内訳は、その他の使用料収入などが453万8,000円、一般財源が1,409万円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第34号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(梅本和熙君) 議第35号 平成25年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。 内容説明を求めます。 上下水道課長。

[上下水道課長 飯泉孝雄君登壇]

〇上下水道課長(飯泉孝雄君) それでは、最後になりました。議第35号の内容についてご説明いたします。

27ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益、当年度予算予定額は2億8,294万2,000円で、前年度と比較して2,090万2,000円の増としております。収益の大部分であります1項営業収益、1目給水収益につきましては2億3,059万2,000円で、料金改定により、前年度と比較しまして694万2,000円の増としております。これは、1節上水道料金1億7,999万2,000円、2節簡易水道等料金5,060万円でございます。

2目受託工事収益は540万円で、前年度と同額です。主なものは、1節新設給水工事収益5 00万円でございます。

3目その他営業収益は20万1,000円で、主なものは、2節の材料売却収益でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は7,000円で、前年度と比較して2,000円の減としております。これは1節預金利子でございます。

2目雑収益は13万9,000円で、前年度と比較して12万8,000円増となっております。主に3 節その他雑収益の増となっております。

4目他会計補助金は4,660万3,000円で、前年度と比較して1,374万5,000円増額となっております。これは、1節他会計補助金で一般会計からの基準内及び基準外の繰入金を計上させていただきました。

次に、28ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

1 款水道事業費用、当年度予定額は2億7,899万5,000円で、前年度と比較しまして717万3,000円の増としております。内訳といたしまして、1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費は4,424万6,000円で、前年度と比較して21万1,000円の減でございます。これは上水道施設の維持管理費で、主なものは、11節委託料724万8,000円、13節修繕費862万6,000円、14節動力費2,100万円、15節薬品費404万4,000円でございます。

2目受託工事費は540万円で、前年度と同額で、主なものは、25節新設給水工事請負金で ございます。 3 目総係費は4,466万7,000円で、前年度と比較して448万円増としております。これは水道事業の事務的経費に要するもので、職員5名分の給与費等、そのほか、11節委託料684万円、12節賃借料102万9,000円でございます。

次に、30ページをお開きください。

4目簡易水道等費は、簡易水道施設の維持管理費や事務的経費で4,058万5,000円で、前年度と比較しまして170万6,000円の減としております。主なものは、職員2名分の給与費等、その他、11節委託料885万6,000円、13節修繕費624万6,000円、14節動力費550万円でございます。

5目減価償却費は1億1,205万6,000円で、前年度と比較して478万9,000円の増でございます。これは、青野大師ダムの減価償却を開始したこと、それから、簡易水道施設等の改良により償却資産が増になったことによるものでございます。

6目資産減耗費は205万5,000円で、前年度と同額でございます。

7目その他営業費用は15万1,000円で、前年度と比較して7万1,000円増額としております。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、当年度予定額2,469万1,000円で、49万2,000円の減でございます。

- 2目雑支出は5万円で、前年度と同額でございます。
- 3目消費税は379万4,000円で、前年度と比較しまして24万2,000円の増となっております。
- 3項予備費100万円と特別損失の30万円は、ともに前年と同額でございます

次に、32ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

1 款資本的収入、当年度予定額は8,792万6,000円で、前年度と比較して3,143万5,000円の減となっております。

1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては397万6,000円で、前年度と比較しまして、202万5,000円の減となっております。簡易水道等の建設改良費の起債償還金元金の約2分の1及び天神原専用水道施設改良費の補助分を計上させてもらいました。

2項国県補助金、1目国県補助金は2,250万円で、前年度と比較しまして660万円の減で、 簡易水道施設整備事業分でございます。

3項企業債、1目企業債は3,140万円で、前年度と比較しまして1,220万円の減となっております。これは、簡易水道施設整備事業に要する企業債の減でございます。

4項給水負担金、1目給水負担金は300万円で、前年度と同額を計上させていただきまし

た。

5 項建設改良工事負担金、1 目建設改良工事負担金は2,705万円で、前年度と比較して1,0 61万円の減で、簡易水道等施設整備事業に伴う消火栓増径負担金1,585万円、下水道整備に 伴う工事負担金1,020万円及びその他工事負担金100万円を計上させてもらっております。

次に、33ページの支出についてご説明させていただきます。

1 款資本的支出の当年度予定額は1億8,899万1,000円で、前年度と比較しまして1,740万2,000円の減となっております。内訳としまして、1項建設改良費、1目水道施設改良費は1億3,497万3,000円で、前年度と比較しまして1,506万6,000円の減となっております。主なものは職員1人分の給与費及び50節工事請負費1億2,496万円で、内訳は、南上簡易水道施設整備工事6,710万円、蛇石簡易水道施設整備工事1,046万円、天神原専用水道配水管布設がえ工事1,000万円、下水道工事に伴う排水管布設がえ工事1,700万円、機械及び装置取りかえ工事1,740万円でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金は5,301万8,000円で、前年度と比較して52万4,000円の増となっております。

3項予備費、1目予備費は100万円で、前年度と比較して50万円の増となっております。 これは、施設の老朽化に伴う突発的な故障等に対応するため、増額させていただきました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億106万5,000円につきましては、過年 度損益勘定留保資金9,767万7,000円、当年度消費税及び地方消費税、資本的支出調整額338 万8,000円で補填するものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(梅本和熙君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、議第35号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長(梅本和熙君) 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 梅 本 和 熙

署名議員 加畑 毅

署名議員宮田和彦

平成25年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程(第3号)

平成25年3月18日(月)午前9時30分開議

日程第	1	会議録署名議員の指名	
日程第	2	議第10号	南伊豆町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制
			定について
日程第	3	議第11号	南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基
			準に関する条例制定について
日程第	4	議第12号	南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
			運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
			の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
日程第	5	議第13号	南伊豆町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
日程第	6	議第14号	南伊豆町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例制定に
			ついて
日程第	7	議第15号	南伊豆町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定
			について
日程第	8	議第23号	平成25年度南伊豆町一般会計予算
日程第	9	議第24号	平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第1	0	議第25号	平成25年度南伊豆町介護保険特別会計予算
日程第1	. 1	議第26号	平成25年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第1	2	議第27号	平成25年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
日程第1	. 3	議第28号	平成25年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
日程第1	4	議第29号	平成25年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
日程第1	. 5	議第30号	平成25年度南伊豆町土地取得特別会計予算
日程第1	6	議第31号	平成25年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
日程第1	. 7	議第32号	平成25年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
日程第1	. 8	議第33号	平成25年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算

日程第19 議第34号 平成25年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算

日程第20 議第35号 平成25年度南伊豆町水道事業会計予算

日程第21 発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第22 発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第23 発議第3号 国道414号 (河津~天城湯ヶ島間) の登坂車線整備促進に関する 意見書の提出について

日程第24 各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 加 畑 毅 君 2番 宮 田 和 彦 君

3番 吉川映治君 4番 谷 正君

5番 長 田 美喜彦 君 6番 稲 葉 勝 男 君

7番 清水清一君 8番 梅本和熙君

9番 齋藤 要君 10番 渡邉嘉郎君

11番 横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

副町 長 鈴 木 史鶴哉 君 長 渥 美 幸 博 君 町 教 育 長 小 澤 義 一 君 総務課長 松本恒明君 谷 防災室長 橋 本 元 治 君 企画調整課長 半 時 君 建設係長 飯 田 満寿雄 君 産業観光課長 大 野 寛 君 山本信三君 町民課長 君 健康福祉課長 大 年 清 一 教委事務局長 勝田英夫君 上下水道課長 飯泉孝雄 君 会計管理者 藤原富雄君 総務係長 平山貴広君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山田昌平 主 幹 大年美文

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長(梅本和熙君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第3日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(梅本和煕君) 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

1番議員 加畑 毅君

2番議員 宮田和彦君

◎議第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第10号 南伊豆町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてを議題といたします。

委員長報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 清水清一君登壇〕

〇第1常任委員長(清水清一君) 第1常任委員長の清水でございます。

それでは、委員会審査報告書を朗読させていただきます。

本委員会に付託されました議第10号 南伊豆町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、平成25年3月5日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午前10時、閉会10時53分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第10号 南伊豆町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について。

委員会決定、議案のとおり可決することに決定。

審議中にあった意見または要望事項。

南伊豆町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について。

問 条例第2条に規定する規則で定める契約で、第1号に規定する契約と第2号アに規定 する契約と第2号イで契約期間の3年と5年の違いは。

答 事務機器及び情報機器等の機器や車両、機械警備業務、施設の運転管理業務等、業務 内容の違いである。必要な設備等の耐用年数の違いもある。

問 長期継続契約と債務負担行為の違いは。

答 長期継続契約は債務負担の設定なしに複数年契約が可能となる。

以上でございます。

○議長(梅本和熙君) 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第10号 南伊豆町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第10号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第11号及び議第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第11号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例制定について、議第12号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 清水清一君登壇〕

〇第1常任委員長(清水清一君) それでは、委員会審査報告書を読ませていただきます。

本委員会に付託されました議第11号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例制定について、議第12号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、事務局、説明のため出席した町当局職員は、議第10号と同じなものですから省かせていただきます。

議事件目、付託件目、議第11号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営の基準に関する条例制定について。

委員会決定、議案のとおり可決することに決定。

付託件目、議第12号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準を定める条例制定について。

委員会決定、議案のとおり可決することに決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議第11号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する

条例制定について。

議第12号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例制定について。

問 このサービスの提供内容は。

答 年間約3,000万円の給付実績を見込んでいる。町内にサービス業者はないが、町外の 事業者を利用している人がいるため、平成26年度に作成する第6期介護保険事業計画の中で 施設整備等を考えていきたい。

問 このサービスの認識は。

答 高齢化が進む中で、町の介護サービスの供給について地域密着型サービスも含め、介護保険全体の中で研究していく必要があると考えている。

問 特養老人ホームの現在の待機者数は。

答 平成24年1月1日現在、町内に必要性の高い待機者は28名である。

以上でございます。

〇議長(梅本和熙君) 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第11号 南伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する 条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第11号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第12号 南伊豆町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求 めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第12号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第13号 南伊豆町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 清水清一君登壇〕

〇第1常任委員長(清水清一君) 第1常任委員長の清水でございます。

委員会審査報告をさせていただきます。

当委員会に付託されました議第13号 南伊豆町新型インフルエンザ等対策本部条例制定については、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、事務局、説明のため出席した町当局職員は、前条例と同じでございますので省略させていただきます。

議事件目、付託件目、議第13号 南伊豆町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議第13号 南伊豆町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について。

問 毎年、高齢者のインフルエンザの予防注射をしているが、医療機関や施設により料金

が違うが。

答 質問のインフルエンザは医療機関により予防接種料金が違う。住民票が町内にある人が対象となり、町と契約締結した医療機関で摂取した場合、接種費用の一部として町で1,000円負担している制度である。

以上でございます。

○議長(梅本和熙君) 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第13号 南伊豆町新型インフルエンザ等対策本部条例制定については、委員長の報告の とおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第13号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第14号 南伊豆町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条 例制定についてを議題といたします。

委員長報告を求めます。

第2常任委員長。

[第2常任委員長 谷 正君登壇]

〇第2常任委員長(谷 正君) 第2常任委員会の委員長報告を申し上げます。

お手元に委員会審査報告書がございますが、そちらを朗読して報告いたします。

本委員会に付託された議第14号 南伊豆町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める 条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第 77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、事務局、説明のため出席した町当局職員は、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定、議第14号 南伊豆町が管理する町道の構造の技術的基 準等を定める条例制定について、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議第14号 南伊豆町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例制定について。

問 道路構造令を厳守した中で歩道幅員が2メートル以上との解釈であるが、実際には歩 行者の状況を考慮し定めるものになっている。

道路構造令の幅員からすると幅員2メートルが設計の数字となっているのか。

答 道路構造令では、最低が2メートル以上となっている。

以上であります。

○議長(梅本和熙君) 委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第14号 南伊豆町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例制定については、 委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第14号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第15号 南伊豆町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める 条例制定についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長。

〔第2常任委員長 谷 正君登壇〕

〇第2常任委員長(谷 正君) 議第14号同様、お手元に委員会審査報告書がありますから、 それを朗読をもって報告いたします。

本委員会に付託された議第15号 南伊豆町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、事務局、説明のため出席した町当局職員は、前14号と同様でございます。

議事件目、付託件目、委員会決定、議第15号 南伊豆町準用河川管理施設等の構造の技術 的基準を定める条例制定について、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議第15号 南伊豆町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について。

問 最近の河川堤防の構造に関してもコンクリート、鋼矢板による施工ができるとされている。これらで施工すると簡単にでき、半永久的となるが、ぜひ、生き物(動植物)の生息できるような工法の配慮を要望する。

答 準用河川の管理施設に関しては、南野川を例にとると水生植物に配慮し、計画・施工している。

今後も水生植物等に配慮した護岸等を整備していく。

以上であります。

〇議長(梅本和熙君) 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号 南伊豆町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定については、 委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第15号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第23号 平成25年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。 委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長(長田美喜彦君) 朗読にて報告をさせていただきます。

平成25年3月18日、南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

予算決算常任委員会委員長、長田美喜彦。

委員会審查報告書。

本委員会に付託された議第23号 平成25年度南伊豆町一般会計予算は審査の結果、認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催月日及び会場、平成25年3月6日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時8分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

2日目、開催月日及び会場、平成25年3月7日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後1時51分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第23号 平成25年度南伊豆町一般会計予算について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費及び関連歳入 について。

問い、答えということで朗読させていただきます。

- 問 議員共済負担金への質問がなされた。
- 答 国レベルで明確ではない。
- 問 電気自動車、電気スタンドへの質問がなされた。
- 答インフラ整備、誘客対策のため。
- 問 労働契約法への質問がなされた。
- 答 公務員は適用除外である。
- 問 庁舎夜間警備業務への質問がなされた。
- 答 内容は警備、防火、戸締り、戸籍受領等である。災害時等の登庁体制については、防 災計画等のマニュアルにより対応する。
 - 問 地方交付税への質問がなされた。
 - 答 前年並みを計上した。
 - 問 投資的経費への質問がなされた。
 - 答 タワー建設、長寿命化などを進める。
 - 問 公用車クラウンの廃車への質問がなされた。
 - 答 現有公用車との使い分けをしながら対応していく。

- 問 負担金補助及び交付金への質問がなされた。
- 答 担当と審査し、基本的には5,000万円の枠で端数は1万円単位。
- 問 財産管理事務で解体への質問がなされた。
- 答 解体後の跡地利用については、地元の意見を聞いて実施する。
- 問 庁舎補修費への質問がなされた。
- 答 想定外箇所の補修である。
- 問 自治総合センターのコミュニティ助成事業への質問がなされた。
- 答 各地区からの要望による宝くじの助成金である。
- 問 賀茂地区航空写真共同撮影業務委託料への質問がなされた。
- 答 1市5町共同事業で南伊豆町が幹事として取りまとめ実施する。
- 問 全国半島振興協議会負担金への質問がなされた。
- 答 理事会・総会の開催及び国への意見書を提出している。
- 問 職員自主研修助成金への質問がなされた。
- 答 自発的な研修への助成である。
- 問 地方税電子申告支援サービス利用料への質問がなされた。
- 答システム利用料である。
- 問 地方税滞納整理機構負担金への質問がなされた。
- 答 1件当たりの均等割と徴収実績割である。
- 問 防災フェアへの質問がなされた。
- 答 防災意識の高揚を図るためのものである。
- 問 人命を救う考えから防災ヘリコプターの夜間運行への質問がなされた。
- 答 医療と防災の立場から考えていく。
- 問 津波避難ビル機能整備事業補助金への質問がなされた。
- 答 民間施設の自主的な整備への補助金である。
- 第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費及び関連歳入について。
- 問 災害援護資金貸付金元利収入への質問がなされた。
- 答残はある、時効の制限はない。
- 問 伊豆つくし会補助金減への質問がなされた。
- 答 建設資金の起債の償還金が平成25年度で終了予定のため。
- 問 認定こども園空調設備への質問がなされた。

- 答 当初は必要ないと判断し設置しなかったが、想定外の室温上昇により3歳から5歳児 用の部屋にも必要となったため。
 - 問 放課後児童クラブ利用者への質問がなされた。
 - 答 通常は38名程度である。
 - 問 太陽光発電設備設置工事設計への質問がなされた。
 - 答 認定こども園に予定している。
 - 問 臨時保育士賃金をまとめた理由への質問がなされた。
 - 答 運営上共通する経費をまとめた。
 - 問 高齢者福祉事業への質問がなされた。
 - 答 町単事業で主に予防を考え進める。
 - 問 在宅食事サービス事業の重点への質問がなされた。
 - 答 現在は現状がベストであるので進めていく。
 - 問 次世代育成支援行動計画の今後の展望への質問がなされた。
 - 答 産みやすく育てやすい方向を考えていく。
 - 問 大気汚染検査の内容への質問がなされた。
 - 答 焼却施設から出る物質の検査である。
 - 問 地域自殺対策緊急強化基金事業補助金への質問がなされた。
- 答 印刷製本費でパンフレット作成、使用料及び賃借料で啓発用の映画ビデオ借り上げるものである。
 - 問 ヘルスアップ健診委託料への質問がなされた。
 - 答若い人を対象とした健診である。
 - 問 一部事務組合下田メディカルセンターの負担金と出資金への質問がなされた。
- 答 負担金及び出資金は普通交付税の算定に用いる基準財政需要額と特別交付税に基づき 決定されており、負担金は起債償還金利子、救急告示病床数、病院病床数等に係る額。出資 金は起債償還金のうち元金に相当する額によるものである。
 - 問 焼却施設補修工事にエアーカーテンの修理は入っているかとの質問がなされた。
 - 答エアーカーテンは入っていない。
 - 問 焼却施設補修工事は入札か随意契約かとの質問がなされた。
 - 答 平成24年度は随意契約である。平成25年度以降も随意契約でいく。
 - 問 高齢者季節性インフルエンザワクチン接種助成費の減への質問がなされた。

- 答 支出科目を委託料とした。
- 問 水産教室の内容への質問がなされた。
- 答 クルージング、海上アスレチックやイカの開き教室などしている。
- 問 南伊豆中学校グラウンド改修工事への質問がなされた。
- 答 グラウンド全体の排水設備工事である。
- 問 逢ヶ浜海岸の文化財指定への質問がなされた。
- 答 国が指定しているため、重複指定できない。
- 問 南中小学校のプールへの質問がなされた。
- 答 今後、学校と話し合い取り組んでいく。
- 問 三浜、南中小学校の統合についての質問がなされた。
- 答 学校代表、地区代表、教員代表で進めていく。
- 問 三浜小学校の横浜市カッターレース参加への質問がなされた。
- 答 平成25年度も参加を考えている。
- 問 部活動等生徒派遣費補助金への質問がなされた。
- 答 今後も継続していく。
- 問 図書館の備品購入費及び今後の充実への質問がなされた。
- 答 利用者が多い。今後も継続し対応していく。
- 問 ESD教育に対する質問がなされた。
- 答 学校現場でも率先して取り組んでいく。
- 問 日詰遺跡出土品保存への質問がなされた。
- 答ショーケースを購入し庁舎内に展示する。
- 問 教育資金利子補助金への質問がなされた。
- 答 利用者もふえている。利用しやすくPRしていく。
- 第5款農林水産業費、第6款商工費及びその関連歳入について。
- 問 グリーンツーリズム協会負担金の質問がなされた。
- 答 中山間地域の活性化を図るためのものである。
- 問 稚貝稚魚放流事業補助金の質問がなされた。
- 答 平成25年度もマダイ、イセエビ及びアワビの放流のものである。
- 問 まき網船漁業への質問がなされた。
- 答 関係団体と話し合いながら対応していく。

- 問 遊休農地美化業務委託料への質問がなされた。
- 答 土壌改良、排水路整備等を行っていく。
- 問 農業振興地域整備計画策定業務委託料への質問がなされた。
- 答 農業振興計画見直しの基礎調査である。
- 問 青年就農給付金への質問がなされた。
- 答 4人対象で1人150万円ずつで、国からの全額補助金である。
- 問 森林整備地域活動支援推進事業補助金への質問がなされた。
- 答 3事業体で実施するもので5カ年計画の策定である。
- 問 水産業の漁業後継者対策への質問がなされた。
- 答 関係団体、漁協とも連携を図り進めていく。
- 問 林道青野八木山線の進捗状況への質問がなされた。
- 答 平成28年度完成を目標に進めている。
- 問 吉祥体験農園管理業務への質問がなされた。
- 答 14区画で10名が利用。伊豆南地域有機農業推進協議会での指導により進めている。
- 問 伊豆半島ジオパークの今後への質問がなされた。
- 答 3年後の世界認定に向け進めている。
- 問 ブランド特産品開発事業への質問がなされた。
- 答 商工会により3年計画で愛国米を利用した純米酒づくりに取り組むものである。
- 問 環駿河湾観光交流活性化事業の内容への質問がなされた。
- 答 フェリー割引で伊豆半島への観光客の誘客対策のものである。
- 問 県、信用保証協会事務負担金の内容への質問がなされた。
- 答 利子補給の事務費負担金である。
- 問 湯の花観光交流館指定管理委託増額への質問がなされた。
- 答 平成25年度から足湯の管理も含まれる。
- 答 湯の花直売所の賃借料の質問がなされた。
- 答 現在、理事会に検討願っている。
- 問 夜桜流れ星への質問がなされた。
- 答 実行委員会が自主的に実施している。
- 問 職員海外派遣調査助成金等への質問がなされた。
- 答 OWSを含めたインバウンドのもので県の市町村振興協会の補助事業である。

- 問 早春フラワーウオーキングでごみ袋の配布をお願いしたい。
- 答 事務局に提案しておく。
- 問 小口資金利子補給補助金の申請額が予算以上あった場合の対応への質問がなされた。
- 答 補正予算で対応する。
- 第7款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入について。
- 問 住宅ストック活用総合計画策定業務委託料と現状についての質問がなされた。
- 答 現在40棟あり、昭和30年代の棟もある。委託料は町営住宅の建てかえ及び廃止、決定 への基本計画策定である。
 - 問 青野大師ダムのブラックバスの現状についての質問がなされた。
 - 答 今後生息調査などを検討していく。
 - 問 青野川ウオーキングコース上の下賀茂中島地区の橋の設置への質問がなされた。
 - 答 今後県に要望していく。
 - 問 青野川の河川管理委託料の内容への質問がなされた。
 - 答 岩殿から湊橋への秋1回の草刈りである。
 - 問 石井区内14号線、道路改良工事への質問がなされた。
 - 答 平成25年度、26年度で全幅員9.25メートルで進める。
 - 問 公営住宅長寿命化計画への質問がなされた。
 - 答 修繕計画の策定である。
 - 問 中木地区土地賃借料の増額への質問がなされた。
 - 答 評価額の見直しに伴うものである。
 - 問 橋梁維持事業への質問がなされた。
 - 答 優先順位は利用度、被害波及性、効率性、耐久性など県のガイドラインで決めている。
 - 問 急傾斜地崩壊防止事業への質問がなされた。
 - 答 青市地区で1カ所予定しているが、個人負担があるため進んでいない。
 - 問 港湾管理事務でしゅんせつへの質問がなされた。
 - 答 しゅんせつは維持工事のため負担金ゼロで、負担金は弓ケ浜の砂浜の減少調査である。以上であります。

〇議長(梅本和熙君) 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。 横嶋隆二君。

〇11番(横嶋隆二君) 平成25年度南伊豆町一般会計予算の認定に当たり、賛成の討論を行います。

平成25年度予算は、一昨年発生した東日本大震災の教訓を受けて海岸低地に弓ケ浜の避難 タワーの建設を初め、防災対策、また学校、認定保育園、幼稚園、認定こども園に防災通信 の施設整備、これを設置する。

また、経済対策、健康福祉の面では、引き続いて高齢が多い地域の中で予防医療、保健医療を充実させる。特に食事サービスの充実などが、これはこの間の積み重ねによって、寝たきりのお年寄りが町内では28人まで減少している状況になっております。

また、産業の点では、今年度ようやく懸案であった石廊崎ジャングルパーク跡地の買収の めどがつく。この予算も盛り込まれてきました。

さらに教育の面では、引き続き子供たちへの健全なスポーツ振興教育の点での部活活動費の予算、これの増額、また、県下一、また全国にも誇れる図書館活動の引き続きの充実、こうしたことが盛り込まれました。

投資的経費は前年度の8.5%に比して今年度は10.2%、これは財源の確保が非常に厳しい中、また依存財源の比率が高い中であっても「入るを量りて出ずるを為す」という町長の信念のもとに、これまでの困難な財政状況の中でも耐えるところは耐えて、そして次につないでいくという財政運営を積み重ねてきた結果、財政調整基金等の有効な活用、これを念頭に置いて取り組んできた結果であります。

行政報告、施政方針演説でも述べられておりますが、南伊豆町の長年の課題は、1995年に発生した阪神大震災から公共施設の100%の耐震化であり、同時期にまた生まれた共立湊病院の新築計画であります。さらにそれにプラスをして石廊崎ジャングルパークの訴訟問題、こうしたことを同時に政治の流れでは国の市町村合併、この荒波を乗り越えて、この半島先端の地域の経済、生活を守っていく、困窮した町を残すという、この取り組みを通じてしっかりと住民の福祉と健康を守るという地方自治法にうたう住民福祉の第一を揺るがさないで

見守ってきたことにあります。

私は、これらの粘り強い取り組みが今年度予算の中で前年プラスアルファの投資的経費を これを計画をして、そして南伊豆町の力強い将来への第一歩を踏み出す予算であるというこ とを信じております。

今後も国政の流れの動向に関しては、一切の油断もできませんが、これらの動向にも左右 されない状況を町の中につくって、町民と力を合わせて、この半島先端の住民の生活の安定 と将来への継続をしっかりと築いていくことを願うものであります。私も非力ながら、その 力を発揮することを誓って、平成25年度南伊豆町一般会計予算に当たっての賛成の討論とい たします。

○議長(梅本和熙君) ほかに討論する者ありませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第23号 平成25年度南伊豆町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第23号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第24号~議第26号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第24号 平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第25号 平成25年度南伊豆町介護保険特別会計予算及び議第26号 平成25年度南伊豆町後期高齢者 医療特別会計予算を一括議題とします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長(長田美喜彦君) 朗読いたします。

平成25年3月18日、南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

予算決算常任委員会委員長、長田美喜彦。

委員会審查報告書。

本委員会に付託された平成25年度特別会計予算について及び水道事業会計予算については 審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告 いたします。

議事件目、付託件目、委員会の決定。

議第24号 平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり認定することに決定。

議第25号 平成25年度南伊豆町介護保険特別会計予算について、原案のとおり認定することに決定。

議第26号 平成25年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成25年3月7日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午後2時00分、閉会午後2時42分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第24号 平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について、議第25号 平成25年 度南伊豆町介護保険特別会計予算について、議第26号 平成25年度南伊豆町後期高齢者医療 特別会計予算について。

- 問 介護予防事業の新事業についての質問がなされた。
- 答 理学療法士を雇い上げ、通所、訪問事業での介護予防をしていく。
- 問 国保税収納時に年金保険料を集めたらどうかの質問がなされた。
- 答 年金は年金事務所が取り扱っているため町ではできない。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第24号についての討論を行います。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。 横嶋隆二君。

○11番(横嶋隆二君) 南伊豆町国民健康保険特別会計予算について賛成の討論を行います。 特に、細かい質疑はされませんでしたが、国民健康保険制度全体に関しては、国がしっか りと責任を持って、国の負担金をふやしていかなければ住民の負担は解消されません。こう した点では国に対して注文があります。

しかしながら、町の健康保険の特別会計に当たっては、担当部署あるいは町全体の取り組みのもとに予防医療、健康増進の取り組みがなされて、高齢者が多い地域であっても医療の伸び、1人当たりの保険料の負担は県下でも少ないほうから数えて上位であります。こうした取り組みを引き続きしていく、また、質問でもありましたように、理学療法士を雇い上げて介護予防をさらに充実をすると、地域密着型サービスの条例制定も行いましたが、現時点で町内にそうした事業所はないものの、まだこれが不足される事態に至っていない、これは特別養護老人ホームの入所待ちも現時点で28名まで減ってきている、これは何よりもこれまでの介護、あるいは保険医療の事業の積み重ねが反映しているものと思われます。寝たきりのお年寄りがいなくて、生涯現役で暮らせる、そして健康保険も負担が少なく安心して暮らせる町、そして健康保険制度の実施を切に願いながら、この平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算認定に当たっての賛成の討論といたします。

○議長(梅本和煕君) ほかに討論する者ありませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、議第24号に関する討論を終わります。
次に、議第25号に対する討論に入ります。

委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長(梅本和熙君) 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。

討論する者ありませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

次に、議第26号に対する討論に入ります。

委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○11番(横嶋隆二君) 平成25年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算に当たって反対の 意見を申します。

これは後期高齢者を特別枠におさめて制度をつくる、この制度の矛盾を一日も早く廃止をしていくという、その点での反対でございます。

以上です。

○議長(梅本和熙君) 次に、賛成者の討論を許可いたします。

討論する者ありませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第24号 平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決 することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第24号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第25号 平成25年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決する ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第25号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決いたします。

議第26号 平成25年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可 決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 多数です。

よって、議第26号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。 ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長(梅本和煕君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第27号~議第30号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第27号 平成25年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第28号 平成25年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第29号 平成25年度南伊豆町三坂財産区特 別会計予算及び議第30号 平成25年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇]

〇予算決算常任委員長(長田美喜彦君) 議事件目、付託件目、委員会決定。

議第27号 平成25年度南伊豆町南上財産区特別会計予算について、原案のとおり認定する ことに決定。

議第28号 平成25年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算について、原案のとおり認定する ことに決定。

議第29号 平成25年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算について、原案のとおり認定する ことに決定。

議第30号 平成25年度南伊豆町土地取得特別会計予算について、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成25年3月7日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午後2時00分、閉会午後2時42分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第27号 平成25年度南伊豆町南上財産区特別会計予算について、議第28号 平成25年度 南伊豆町南崎財産区特別会計予算について、議第29号 平成25年度南伊豆町三坂財産区特別 会計予算について、議第30号 平成25年度南伊豆町土地取得特別会計予算について。

問 石廊崎の土地取得箇所に水源があるのか質問がなされた。

答 水源は現地確認していないので不明である。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第27号について、討論をする者ありませんか。

[発言する人なし]

〇議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

議第28号について、討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

議第29号について、討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長(梅本和煕君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

議第30号について、討論を許可いたします。

横嶋隆二君。

反対の討論ですか。

- 〇11番(横嶋隆二君) 賛成です。
- 〇議長(梅本和熙君) 賛成の討論。
- **〇11番(横嶋隆二君)** 議第30号 平成25年度南伊豆町土地取得別会計予算について賛成の

討論を行います。

これは懸案であった石廊崎ジャングルパーク跡地の買収の予算が盛り込まれた会計であります。さまざまな曲折を経て1月17日に議会で岩崎産業との和解の案の議決がされた結果、積年の課題がこの問題によって、まだ先の負担も考えられますが、ここに至るまで本当に町当局関係各位が本当に粘り強い交渉をして、それは貴重な税金をいかにこの地域が重要であっても、やはりその税を使うに当たっての最大限の努力で、この節減交渉の中で、粘り強い取り組みを反映した結果であると思います。

今後、ここを整備するに当たっては、まだまだ財政の出動が考えられますが、この買収に 当たっても県等の有効な制度を使っての対応というふうに報告がされております。これをま た引き続いて、先の展望を持った取り組みを求めていきたいと思います。

これまでの積年の苦労を本当にねぎらうと同時に、引き続き取り組みを願って賛成の討論といたします。

○議長(梅本和熙君) ほかに討論する者はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第27号 平成25年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第27号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決いたします。

議第28号 平成25年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第28号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決いたします。

議第29号 平成25年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第29号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。 採決します。

議第30号 平成25年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決する ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第30号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしまた。

◎議第31号~議第34号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第31号 平成25年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第32号 平成25年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第33号 平成25年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第34号 平成25年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇]

○予算決算常任委員長(長田美喜彦君) 議事件目、付託件目、委員会決定。

議第31号 平成25年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算について、原案のとおり認定 することに決定。

議第32号 平成25年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり認定することに決定。

議第33号 平成25年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり認定することに決定。

議第34号 平成25年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成25年3月7日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午後2時00分、閉会午後2時42分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第31号 平成25年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算について、議第32号 平成25年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算について、議第33号 平成25年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算について、議第34号 平成25年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算について。

- 問 公共下水道の加入率についての質問がなされた。
- 答前年度とほぼ変わりない。
- 問 マンホール移設についての質問がなされた。
- 答 県の河川改修の関係による移設である。
- 問 子浦漁排の使用料減の質問がなされた。
- 答 水道の使用料も減少していることから減とした。
- 問 下水道計画への質問がなされた。
- 答 平成25年度中に協議し事業計画を策定する。
- 問 加入率促進への質問がなされた。
- 答 職員も加入促進に努力している。

以上です。

○議長(梅本和熙君) 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第31号に対する討論を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

議第32号に対する討論を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

議第33号に対する討論を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

議第34号の討論を許可いたします。

[発言する人なし]

〇議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第31号 平成25年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可 決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第31号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

採決いたします。

議第32号 平成25年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のと おり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第32号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

採決いたします。

議第33号 平成25年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のと おり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第33号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

採決いたします。

議第34号 平成25年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のと おり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第34号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第35号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 議第35号 平成25年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。 委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 長田美喜彦君登壇〕

〇予算決算常任委員長(長田美喜彦君) 議事件目、付託件目、委員会決定。

議第35号 平成25年度南伊豆町水道事業会計予算について、原案のとおり認定することに 決定。

開催月日及び会場、平成25年3月7日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午後2時00分、閉会午後2時42分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第35号 平成25年度南伊豆町水道事業会計予算について。

- 問 過年度損益修正損計上の理由についての質問がなされた。
- 答 時効になった料金の不納欠損分の費用のための計上である。
- 問 動力費の電気料が同額であるとの質問がなされた。
- 答 24年度の実績を踏まえ使用料が減少していることから同額とした。

以上です。

〇議長(梅本和熙君) 委員長報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第35号 平成25年度南伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決すること に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、議第35号議案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について を議題とします。

本案は、稲葉勝男君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

稲葉勝男君。

〇6番(稲葉勝男君) 発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について。 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年3月18日提出、南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

提出者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男、賛成者、南伊豆町議会議員、長田美喜彦、同、渡 邉嘉郎、同じく齋藤要、同じく吉川映治、同じく宮田和彦、同じく加畑毅、同じく横嶋隆二、 同じく谷正、同じく清水清一。

提案理由、地方自治法の一部改正に伴い、条文の整備を図るため。

南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例。

南伊豆町議会委員会条例(昭和63年南伊豆町条例第15号)の一部を次のように改正する。 第3条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項 として次の1項を加える。 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表につきましては、全員協議会で協議いたしましたので割愛させていただきます。 以上です。

○議長(梅本和熙君) 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって質疑を終ります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可 決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則についてを 議題といたします。

本案は、稲葉勝男君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

稲葉勝男君。

○6番(稲葉勝男君) 発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年3月18日提出、南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

提出者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男、賛成者、同、長田美喜彦、同じく渡邉嘉郎、同じく齋藤要、同じく吉川映治、同じく宮田和彦、同じく加畑毅、同じく横嶋隆二、同じく谷正、同じく清水清一。

提案理由、地方自治法の一部改正に伴い、条文の整備を図るため。

南伊豆町議会会議規則の一部を改正する議会規則。

南伊豆町議会会議規則(昭和63年南伊豆町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第17条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第73条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第17章中第121条を第128条とする。

第17章を第19章とする。

第16章中第120条を第127条とする。

第16章を第18章とする。

第15章中第119条を第126条とする。

第15章を第17章とする。

第14章中第118条を第125条とし、第117条を第124条とする。

第14章を第16章とする。

第116条の次に次の章名、6条、章名及び1条を加える。

第14章 公聴会。

(公聴会開催の手続)。

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうと するときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする 案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)。

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び

案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)。

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、 一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)。

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、 発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)。

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)。

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人。

(参考人)。

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件 その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第120条 (公述人の発言)、第121条 (議員と公述人の質疑)及び 第122条 (代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表につきましては、先ほど同様、全員協議会で協議しておりますので割愛させて いただきます。 ○議長(梅本和熙君) 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって質疑を終ります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決 することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅本和熙君) 発議第3号 国道414号(河津〜天城湯ヶ島間)の登坂車線整備促進 に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、谷正君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

谷正君。

○4番(谷 正君) 発議第3号の審議をお願いいたします。

国道414号(河津~天城湯ヶ島間)の登坂車線整備促進に関する意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年3月18日提出、南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

提出者、南伊豆町議会議員、谷正、賛成者、これにつきましては敬称を省略させていただきます。南伊豆町議会議員、長田美喜彦、以下、渡邉嘉郎、齋藤要、吉川映治、宮田和彦、加畑毅、横嶋隆二、稲葉勝男、清水清一。

内容については、朗読をもって説明させていただきます。

国道414号(河津~天城湯ヶ島間)の登坂車線の整備促進に関する意見書。

伊豆地区の各市町においては、地域の特色を生かした観光宣伝を展開し誘客を図っている。 当町における「みなみの桜と菜の花まつり」は、毎年約30万人が訪れる一大イベントとなっ ている。

近隣市町においても「黒船まつり」・「河津桜まつり」・「雛のつるし飾り」・「長八まつり」や「夕日まつり」など多くのイベントを立ち上げ、伊豆の観光発展に鋭意努力している。このように観光誘客への宣伝効果が表れたにも関わらず、道路網の整備は一向に進まないのが現状である。

国道414号の河津〜天城湯ヶ島間は、急カーブや狭隘箇所が随所にあり追い越し車線も少なく、行楽シーズンをはじめ、祝祭日等においては慢性的な交通渋滞を引き起こしている。また、無理な追い越しによる交通事故の危険性や高度医療を必要とする重度の緊急患者を搬送する救急体制への影響も懸念されている。

この様な状況を軽減するには、登坂車線の整備が最も重要と考える。

これらの状況を踏まえ、国道414号河津~天城湯ヶ島間において、登坂車線を早急に整備 していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。

1 国道414号 (河津~天城湯ヶ島間) に登坂車線を整備すること。

意見書提出先。

内閣総理大臣、安倍晋三殿、国土交通大臣、大田昭宏殿、衆議院議長、伊吹文明殿、参議院議長、平田健二殿、財務大臣、麻生太郎殿。

静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

以上であります。

○議長(梅本和熙君) 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

[発言する人なし]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって質疑を終ります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長(梅本和煕君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

発議第3号 国道414号 (河津〜天城湯ヶ島間) の登坂車線整備促進に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(梅本和熙君) 全員賛成です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(梅本和熙君) 日程第20、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長、共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員長、行財政改革調査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(梅本和熙君) 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎閉議及び閉会宣告

- ○議長(梅本和熙君) 本日の議事件目が終了したので会議を閉じます。
 - 3月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成25年3月南伊豆町議会定例会は、本日をもって閉会といたします。

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 梅 本 和 熙

署名議員 加畑 毅

署名議員宮田和彦